北 広 島 市

障がい者福祉計画・第３期障がい福祉計画

（ 素 案 ）

～　ともに生きよう　ともに暮らしていくために　～

北 広 島 市

～ 目　次 ～

第１章　計画の基本的事項

１．障がい者福祉を取り巻く社会環境や制度の状況　・・・ 1
２．計画の位置づけと策定の目的・・・・・・・・・・・・・ 2
３．計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
４．計画の策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
５．計画の策定体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２章　障がい者福祉の現状と課題

１．障がい者福祉を取り巻く現状　・・・・・・・・・・・・ 6
（１）人口、世帯数の動向　・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（２）地区別の人口動向と地域の高齢化　・・・・・・・・・ 7

２．障がい者等の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（１）障がい者の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（２）身体障がい者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）知的障がい者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（４）精神障がい者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（５）障がい者数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・16

３．障がい者福祉の取組み状況　・・・・・・・・・・・・・17
（１）障がい者福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・17
（２）障がい福祉サービス事業所等　・・・・・・・・・・・19
（３）障がい福祉サービス事業所の設置状況　・・・・・・・21
（４）第２期障がい福祉計画の進捗状況・・・・・・・・・・23

４．上位計画・関連計画　・・・・・・・・・・・・・・・・28

５．障がい者の意向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（１）調査の目的と方法　・・・・・・・・・・・・・・・・32
（２）調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

６．障がい者福祉の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・50
（１）障がい者福祉施策の課題　・・・・・・・・・・・・・50

第３章　北広島市障がい者福祉計画等の推進

１．障がい者福祉計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
（１）基本理念と基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・57
（２）基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
（３）障がい者福祉計画　施策体系　・・・・・・・・・・・・62

２．障がい福祉計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
（１）施策の展開方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

３．その他の福祉サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・71

４．第３期障がい福祉計画における数値目標・・・・・・・・80
（１）数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80

第４章　計画の推進に向けて

計画の推進に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・86

第１章　計画の基本的事項

１．障がい者福祉を取り巻く社会環境や制度の状況

国は、障害者基本法に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、平成15年度から平成24年度までを計画期間とする「障害者基本計画」を策定し、平成15年度から平成19年度まで、平成20年度から平成24年度まで、それぞれ5年間を計画期間とする「重点施策5か年計画」を策定しました。

また、北海道は、障がい者等が地域において、社会の一員として個性と能力を生かし、自己の選択・決定のもとに、あらゆる社会活動に参加できる社会づくりを目指し、平成15年度から平成24年度までを計画期間とする「北海道障害者基本計画」を策定しました。

障がい福祉サービスの提供については、平成15年度、国は行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度へと移行させました。

さらに、平成18年度には、障がい者等の自立を支援するため、「障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とする、障害者自立支援法を施行しました。

本市においては、これらの状況のもと、障害者基本法に基づく北広島市障がい者福祉計画（計画期間：平成17年度から平成21年度まで）や障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービス等の必要量とその確保のための施策を示した北広島市第1期障がい福祉計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を策定しました。

また、平成20年度には、本市の2つの計画について見直しを行い、障がい者福祉計画と障がい福祉計画を一体化した北広島市障がい者福祉・第2期障がい福祉計画（計画期間：平成21年度から平成23年度まで）を策定し、障がい者の自立や地域での生活を支援する福祉サービスを展開してきました。

現在、国はさらなる障がい者制度改革、推進に向け、障害者基本法や障害者自立支援法などをはじめとする関係法令等の改正、整備を進めています。

今後は、これらの制度および法改正に対応するとともに、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者の意向に適切に対応した障がい者福祉施策の展開が求められています。

２．計画の位置づけと策定の目的

北広島市障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市の計画です。この計画は、北広島市総合計画を上位計画とし、北広島市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すもので、障がい者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、障がい者施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

北広島市障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市の計画です。前述した北広島市障がい者福祉計画の基本方針を踏まえ、調和を図りながら、障害者自立支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

前計画である北広島市障がい者福祉計画・第2期障がい福祉計画は、平成23年度をもってその計画期間が終了します。

今後も、北広島市の障がい者が尊厳を持ちいきいきと暮らしていけるよう、この間の施策の実施状況を点検評価し、近年の社会環境、制度の変化、新しい福祉ニーズに対応した新たな計画を策定することをその目的とします。

また、関連する計画である北広島市第3期地域福祉計画（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）との整合性を図りつつ、前計画と同様に、本市における総合的な障がい者福祉施策の基本理念、基本目標等を障がい者計画に示し、具体的な施策や障がい福祉サービス等の見込量の設定などを障がい福祉計画に示すものとし、これらの計画を一体的に策定しました。

３．計画期間

北広島市障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの３か年とします。

また、国、道の計画や北広島市地域福祉計画など関連計画の見直しがある場合には、その動向を踏まえ適切な見直しを図ることとします。

特に、本計画期間中に障害者自立支援法が「（仮称）障害者総合福祉法」に代わる予定になっていることから、計画期間中も必要に応じ見直しを図ることとします。

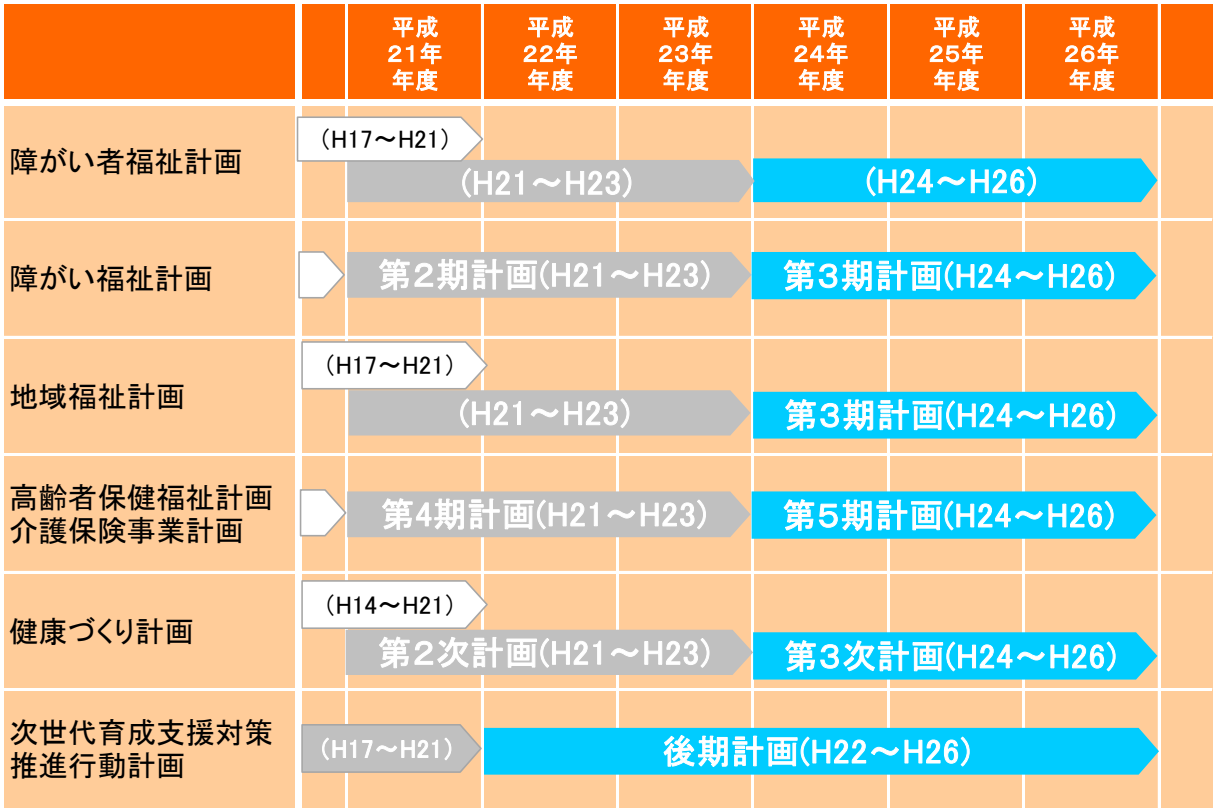

４．計画の策定方針

平成24年度から平成26年度までを計画期間とする、北広島市障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画は、障害者基本法や障害者自立支援法を根拠として策定されるものですが、障害者基本法は平成23年7月に一部改正が行われ、障害者基本法に基づく北海道の「障害者基本計画」は平成24年度に見直しが予定されており、障害者自立支援法については、平成25年8月までに「（仮称）障害者総合福祉法」に代わる予定です。

このことから、今回策定する障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画については、これらの改正に伴い障がい福祉サービスなどの制度内容に変化が生じることが考えられることなどから、計画期間中においても必要に応じた見直しや柔軟な対応が求められます。

策定にあたっては、国や北海道から示された策定にかかる指針を基本に、第２章に記述している障がい者福祉の現状と課題を踏まえた中で、第３章において計画の基本理念や基本目標を障がい者福祉計画として、それらの理念や目標を具体的に展開するための施策内容やサービス見込量を障がい福祉計画として、障がい者福祉施策を充実させるため市等が政策的に推進しているサービス等をその他の福祉サービスとして定めました。

また、第４章においては、策定した計画を着実に実行し、推進するための方策を定めています。

５．計画の策定体制

○北広島市保健福祉計画検討委員会の設置

福祉、医療関係の代表者、障がい者団体の代表者、学識経験者、公募による市民代表などからなる北広島市保健福祉計画検討委員会を設置し、幅広い関係者の意見を計画に反映する体制としました。

○アンケート調査の実施

障がい者の日常生活の課題やニーズを把握するため、現に障がい福祉サービスを利用している475人を対象にアンケートを実施し、計画策定の基礎資料としました。

○市民からの意見の反映

計画案について市民からパブリックコメントで意見を募り、そこに寄せられた意見について可能な限り計画に反映しました。

○庁内策定体制

庁内における検討組織として、北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会（委員長：副市長）を設置し、取組みを進めました。

○北広島市障がい者自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がい者施設、サービス事業者、関連団体などの代表者等により構成される北広島市障がい者自立支援協議会から意見を聴取し、計画に反映しました。

第２章　障がい者福祉の現状と課題

１．障がい者福祉を取り巻く現状

（１）人口、世帯数の動向

北広島市の総人口は、平成22年10月1日現在で60,353人となっており、世帯数は22,991世帯となっています。65歳以上の年齢の人は13,547人おり、総人口の22.4%を占めています。

平成12年と平成22年にかけての10年間の総人口を比較すると2,622人の増加（約4.5%増）となっています。一方、平成17年から平成22年にかけての5年間の人口を比較すると324人の減少（約0.5%減）となっています。

北広島市の人口・世帯数の推移　　単位：人、世帯

	総人口	世帯数	平均世帯人員	年少人口（0～14歳）	生産年齢人口（15～64歳）	高齢者人口（65歳以上）	その他（年齢不詳）
昭和50年	22,264	6,052	3.68	6,344	14,710	1,210	0
昭和55年	34,148	9,896	3.45	9,635	22,313	2,166	34
昭和60年	40,853	12,026	3.40	10,471	27,068	3,291	23
平成2年	47,758	14,662	3.26	10,154	32,762	4,748	94
平成7年	53,537	17,521	3.06	9,529	37,343	6,616	49
平成12年	57,731	20,305	2.84	8,780	40,128	8,723	100
平成17年	60,677	22,362	2.71	8,572	40,553	11,032	520
平成22年	60,353	22,991	2.63	8,083	38,693	13,547	30

資料：国勢調査（各年10月１日）

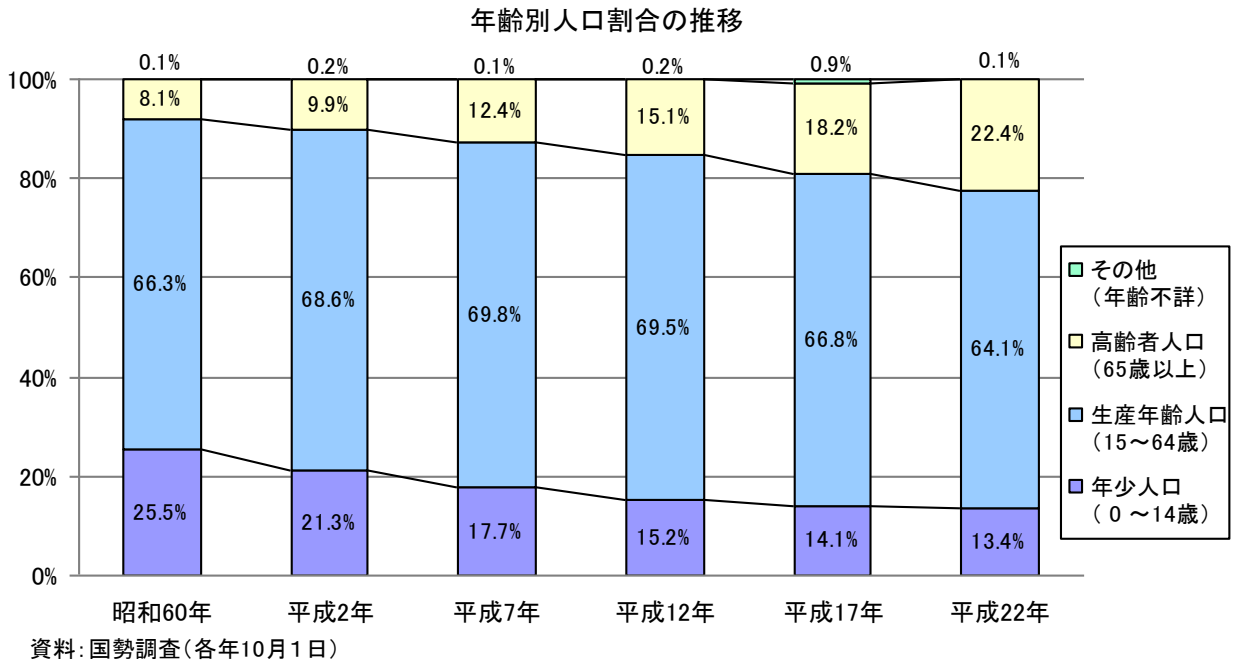

資料：国勢調査（各年10月１日）

世帯主が65歳以上の単独世帯は、平成17年で1,461世帯でしたが、平成22年には1,825世帯と、364世帯増加しています。世帯主が75歳以上の単独世帯は、731世帯から978世帯へと増加しています。

高齢者は介護保険や身体障がいの認定を受ける可能性が高いことから、今後、障がい者を対象とするサービスを利用する人が、さらに増加する可能性があります。

高齢の単独世帯、夫婦のみ世帯は、身の回りに介護のできる人がいなかったり、高齢の配偶者が介護を担う場合が多く、障がい者を対象とするサービスの利用のほか、地域での見守りや支援の必要性が高まります。

以上の動向は、平成22年を基準とした数値であり、今後、この傾向がさらに進行するものと思われます。

家族類型別世帯数　　単位：世帯、%

		一般世帯総数	単独	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	その他
平成17年総数		22,009	4,031	5,938	8,353	2,006	1,681
	65歳未満	16,254 (73.9%)	2,570 (63.8%)	3,152 (53.1%)	7,534 (90.2%)	1,635 (81.5%)	1,363 (81.1%)
	65歳以上	5,755 (26.1%)	1,461 (36.2%)	2,786 (46.9%)	819 (9.8%)	371 (18.5%)	318 (18.9%)
	75歳以上	2,209 (10.0%)	731 (18.1%)	1,003 (16.9%)	202 (2.4%)	170 (8.5%)	103 (6.1%)
平成22年総数		22,941	4,675	6,376	7,917	2,232	1,741
	65歳未満	14,466 (63.1%)	2,850 (61.0%)	2,906 (45.6%)	6,736 (85.1%)	1,485 (66.5%)	489 (28.1%)
	65歳以上	8,475 (36.9%)	1,825 (39.0%)	3,470 (54.4%)	1,181 (14.9%)	747 (33.5%)	1,252 (71.9%)
	75歳以上	3,982 (17.4%)	978 (20.9%)	1,336 (21.0%)	331 (4.2%)	429 (19.2%)	908 (52.2%)

資料：国勢調査（各年10月１日）

（２）地区別の人口動向と地域の高齢化

①・　地区別の動向

地区別では、東部地区、西部地区、大曲地区、西の里地区は、人口、世帯数ともに増加しています。北広島団地地区は、平成７年を最多にして人口が減少し始めています。

高齢化率は北広島団地地区が32.9％で、５地区の中で最も高齢化が進行しています。西部地区、大曲地区は、住宅地開発に伴う若い世帯の転入が多いため、地区全体としては高齢者の比率は高くありません。

高齢者のみの世帯や家族の中に高齢者がいる世帯の多い地区では、家庭内での介護に力が注がれるため、地域の障がい者や高齢者を地域で見守り、支える力（＝地域力）が弱まることが危惧されます。

また、人口の少ない地区では、障がい者を地域で見守る住民自体が少ないことが予想されます。

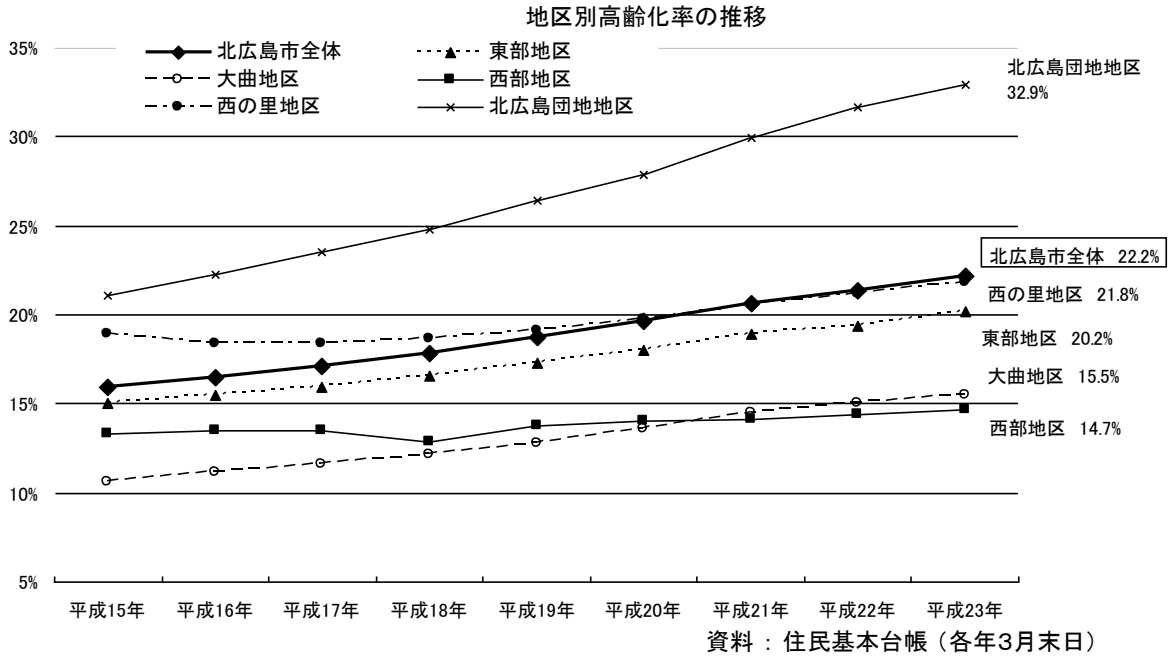

資料：住民基本台帳（各年3月末日）

②　自治会の動向

自治会は、全市で159団体あり、その数は概ね安定しています。自治会加入世帯数は増加傾向にありますが、全世帯に占める加入率は、平成22年で76.9%と低下傾向にあります。

自治会活動は、役員の高齢化や担い手不足が指摘されており、高齢化の進行している地区では、地域を支える住民活動である自治会活動に、今後、支障がでることも予想されます。

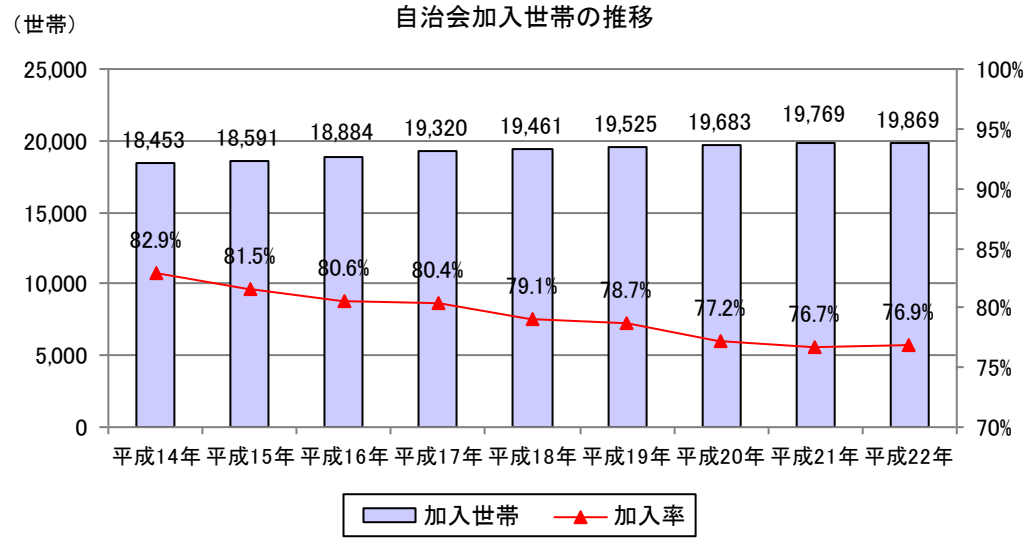

２．障がい者等の現状

（１）障がい者の概況

北広島市には、平成23年4月現在で障がい者が4,012人います。総人口の約6.6%、人口で15人に一人、世帯数で5.7世帯に一人となっています。平成20年4月には3,845人、全人口の6.3%でした。障がい者は、この3年間で167人増加し、全人口に対する比率は0.3%上昇しています。

手帳交付者だけで見ても、障がい者は増加し続けており、北広島市の総人口に占める比率も高まっています。

年齢で見ると、70歳以上の人が1,404人おり、全障がい者の35.0%を占めています。また、70歳以上の障がい者は、全市人口の同じ年齢階層の15.4%、6.5人に一人となっています。

障がいの区分では、身体が2,463人（全障がい者の61.4%）、知的が461人（11.5%）、精神（自立支援医療精神通院受給者証の交付者と在院患者）が1,029人（25.6%）となっています。

年齢区分では、10歳から19歳では知的障がい、20歳から49歳では精神障がいが多く、50歳以上では身体障がいが多くなっています。

北広島市の障がい者の人数（平成23年）

区分	身体障がい	知的障がい	精神障がい	療育児童	合計	総人口	比率
9歳以下	23	39	9	58	129	4,992	2.6%
10～19歳	32	87	34	1	154	6,219	2.5%
20～29歳	35	103	127	0	265	5,513	4.8%
30～39歳	70	98	251	0	419	7,827	5.4%
40～49歳	134	53	211	0	398	8,023	5.0%
50～59歳	274	42	143	0	459	8,624	5.3%
60～69歳	568	28	125	0	721	10,126	7.1%
70歳以上	1,327	11	66	0	1,404	9,141	15.4%
在院患者	0	0	63	0	63	0	0.1%
合計	2,463	461	1,029	59	4,012	60,465	6.6%
構成比	61.4%	11.5%	25.6%	1.5%	100.0%		

資料：身体、知的、療育は平成23年4月北広島市調べ。精神は北海道調べ。
人口は平成23年3月末/住民基本台帳

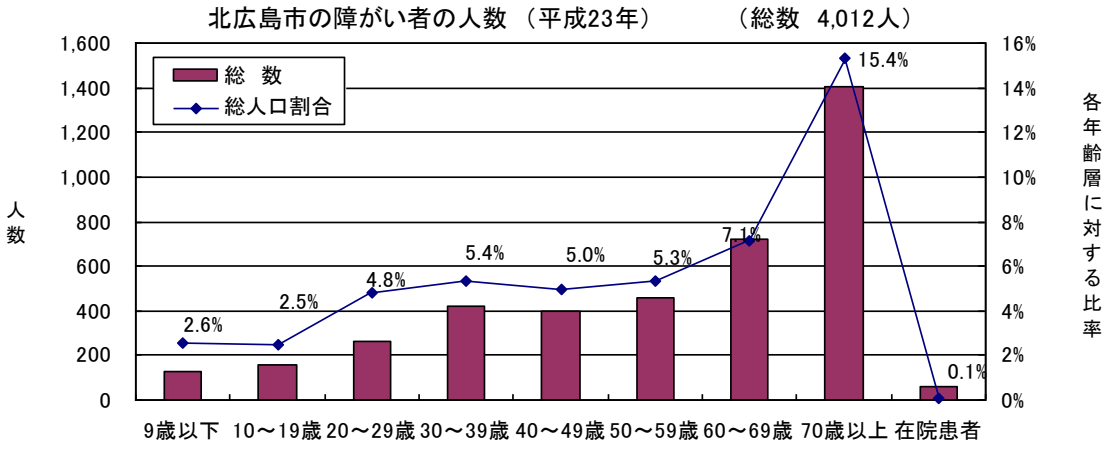

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	5年増減	H23/H18
総人口	60,698	60,958	60,987	60,802	60,729	60,465	−233	99.6%
身体障がい者	2,212	2,315	2,364	2,381	2,435	2,463	251	111.3%
知的障がい者	341	357	377	397	424	461	120	135.2%
精神障がい者	171	172	187	184	202	225	54	131.6%
障がい者計	2,724	2,844	2,928	2,962	3,061	3,149	425	115.6%
障がい者割合	4.5%	4.7%	4.8%	4.9%	5.0%	5.2%		

※身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ（各年4月1日）
※総人口：住民基本台帳（各年3月末）

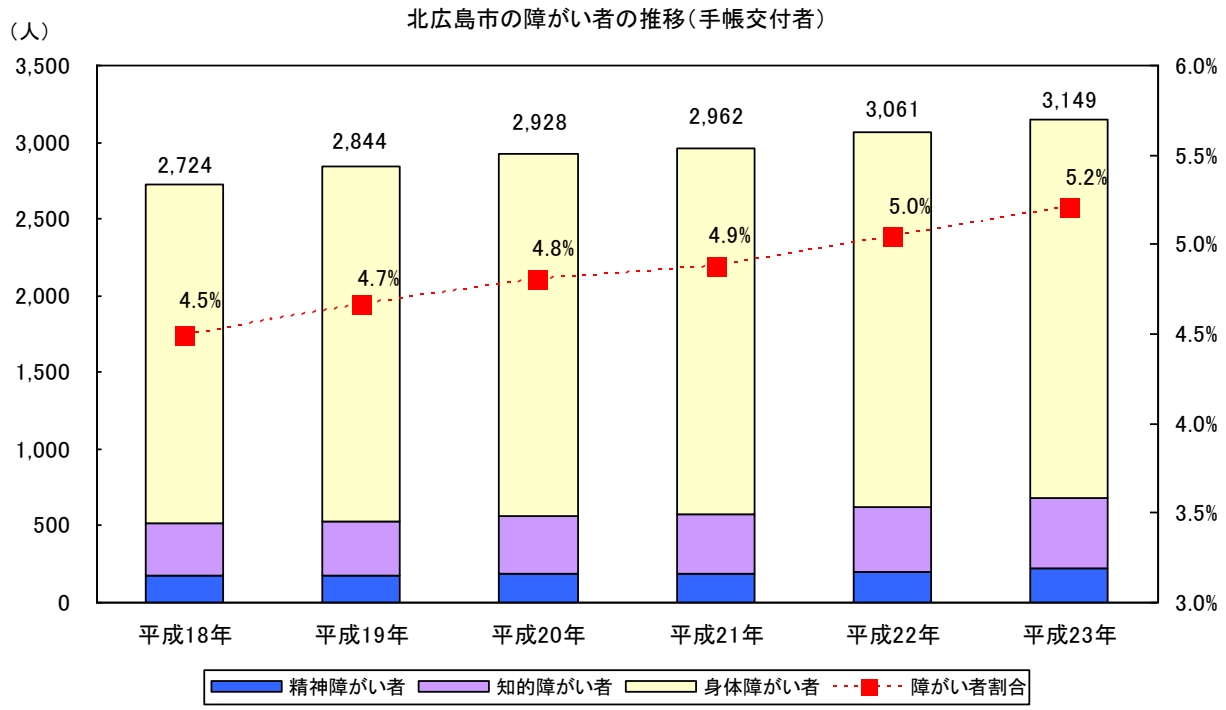

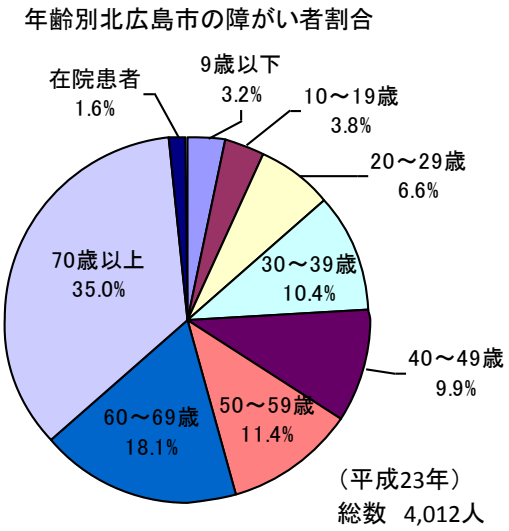

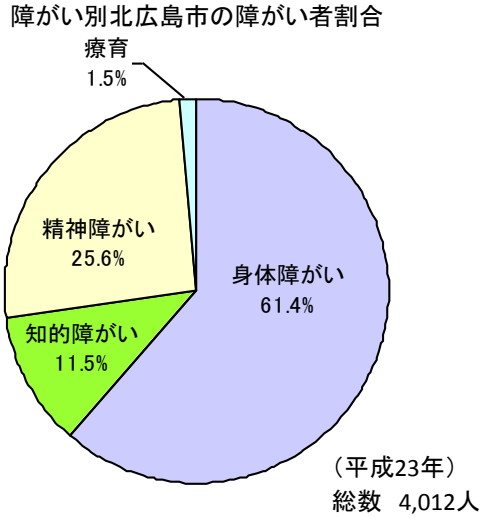

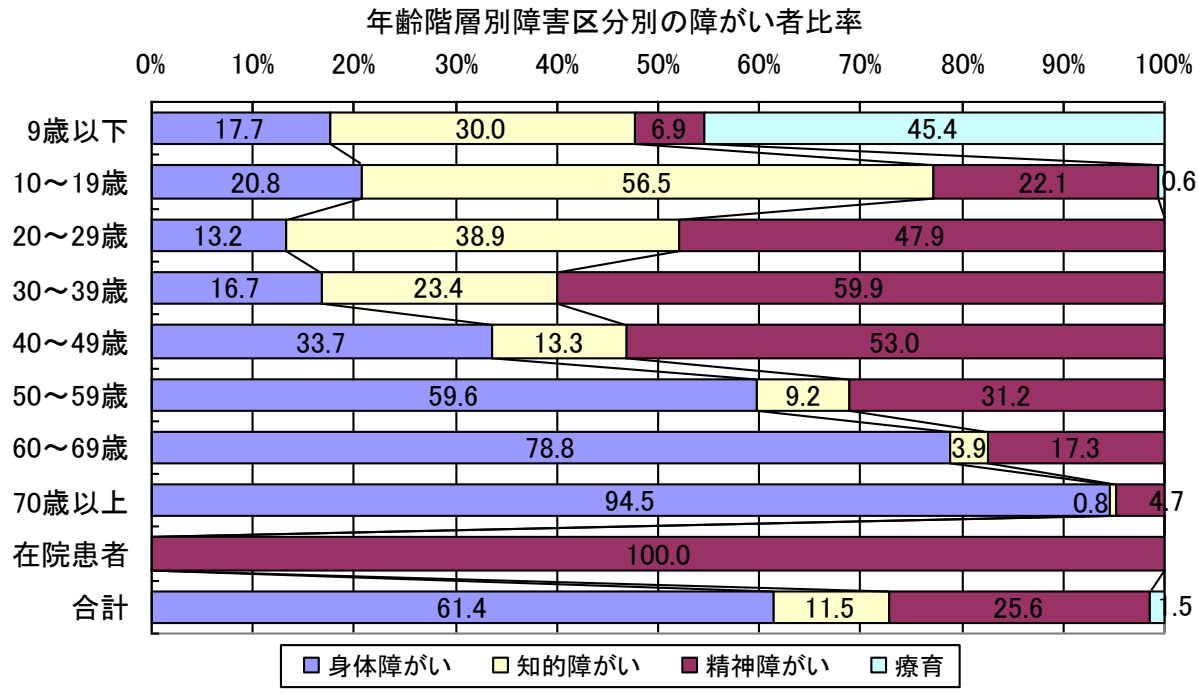

（２）身体障がい者

現在、北広島市に、身体障害者手帳の交付を受けている人は2,463人います（平成23年4月1日現在）。

平成18年からの5か年を比較すると、251人の増加となっており、増加率は約11％となっています。

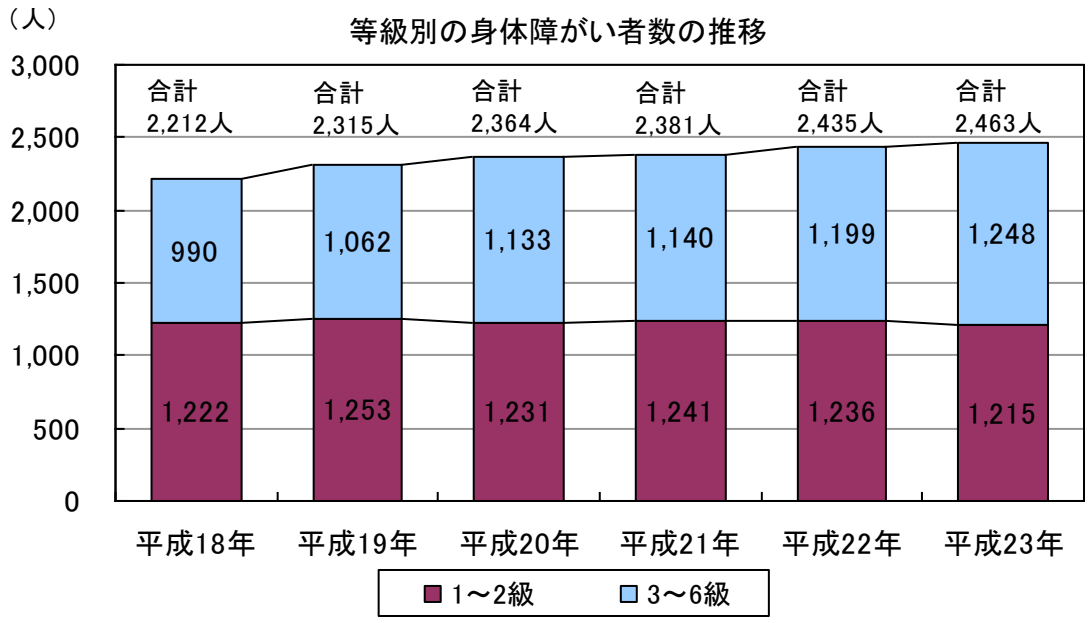

①　年齢別の構成

年齢別の構成では、半数以上の1,327人（53.9%）は70歳以上で、次いで60歳代が568人（23.1%）となっており、60歳以上で全体の77.0%を占めています。

平成18年から5か年の増減率をみると、60歳代は約９％増、70歳代は約23％増と、60歳以上で比較的高い増加傾向が見られます。一方、20歳代から50歳代では減少傾向が見られます。

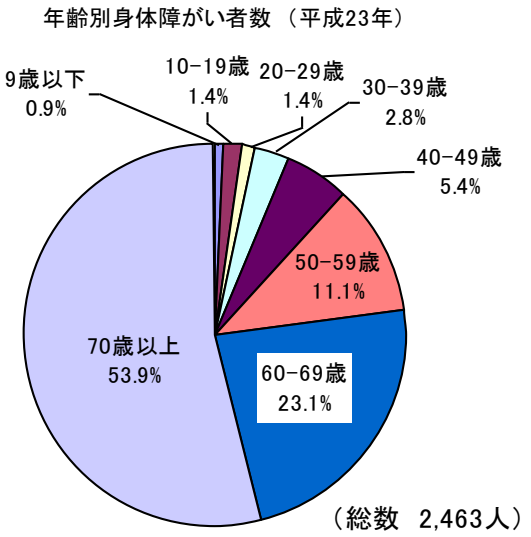

年齢別身体障害者手帳交付数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	5年増加	H23/H18
9歳以下	16	18	20	21	23	23	7	143.8%
10-19歳	29	30	24	29	30	32	3	110.3%
20-29歳	37	35	43	37	37	35	-2	94.6%
30-39歳	78	78	78	73	66	70	-8	89.7%
40-49歳	155	147	134	132	135	134	-21	86.5%
50-59歳	301	325	321	307	289	274	-27	91.0%
60-69歳	517	523	535	548	561	568	51	109.9%
70歳以上	1,079	1,159	1,209	1,234	1,294	1,327	248	123.0%
合計	2,212	2,315	2,364	2,381	2,435	2,463	251	111.3%

資料：北広島市調べ（各年4月1日）

②　障がい等級別の構成

等級別の構成では、1級、2級は、1,215人（49.3%）、3級以下は1,248人（50.7%）となっています。

平成18年から5か年の増減率をみると、2級は約6%減、3級以下は約26%増となっており、3級以下で比較的高い増加傾向が見られます。

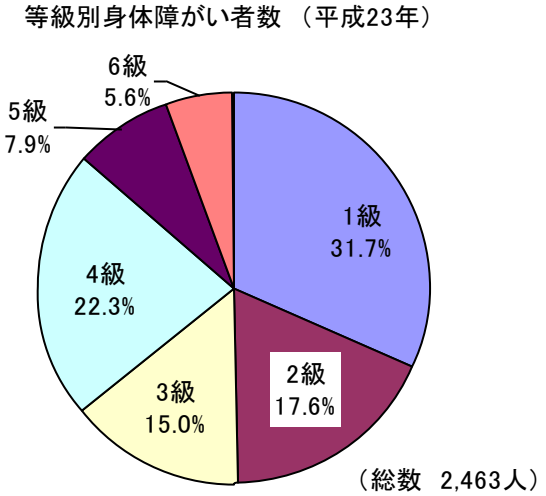

等級別身体障がい者手帳交付数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	5年増加	H23/H18
1級	759	777	763	783	791	781	22	102.9%
2級	463	476	468	458	445	434	−29	93.7%
3級	302	319	333	357	367	367	65	121.5%
4級	429	463	493	472	509	548	119	127.7%
5級	156	167	181	185	192	195	39	125.0%
6級	103	113	126	126	131	138	35	134.0%
合計	2,212	2,315	2,364	2,381	2,435	2,463	251	111.3%
1～2級	1,222	1,253	1,231	1,241	1,236	1,215	−7	99.4%
3～6級	990	1,062	1,133	1,140	1,199	1,248	258	126.1%

資料：北広島市調べ（各年4月1日）

③　障がい部位別の構成

障害別身体障がい者数（平成23年）

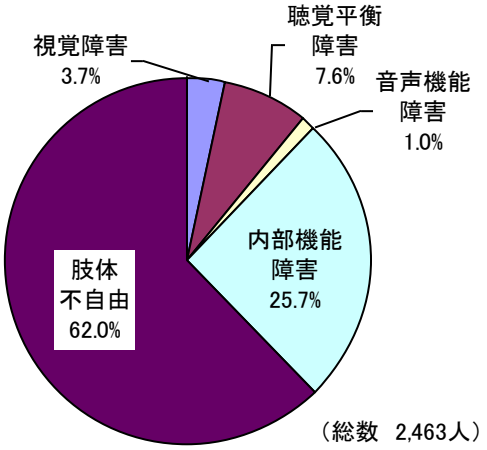

障害部位の構成では、肢体不自由が最も多く1,530人（62.1%）、次に内部機能障害が632人（25.7%）となっています。

平成18年から5か年の増加率をみると、肢体不自由は約9%、内部機能障害は約17%となっています。

聴覚平衡障害は186人（7.6%）と人数としては多くないものの、増加率では約22%と比較的高い増加傾向が見られます。

障がい部位別身体障害者手帳交付数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	5年増減	H23/H18
視覚障害	97	100	107	103	97	91	−6	93.8%
聴覚平衡障害	152	165	174	171	172	186	34	122.4%
音声機能障害	25	24	27	26	25	24	−1	96.0%
内部機能障害	540	567	589	600	633	632	92	117.0%
肢体不自由	1,398	1,459	1,467	1,481	1,508	1,530	132	109.4%
合計	2,212	2,315	2,364	2,381	2,435	2,463	251	111.3%

資料:北広島市調べ(各年4月1日)

（３）知的障がい者

現在、北広島市に、療育手帳の交付を受けている人は461人います（平成23年4月1日現在）。

平成18年からの5か年を比較すると、120人の増加となっており、増加率は約35%となっています。

年齢別の構成では、20歳代が103人（22.3%）、30歳代が98人(21.3%)と多く、20～30歳代で全体の半数近くを占めています。

障がいの程度別の構成では、A判定が41.6%、B判定が58.4%で、B判定が若干多くなっています。平成18年からの5か年の増加率は、A判定が約20%と比較的高い増加傾向が見られ、B判定は約48%でより高い増加傾向が見られます。

知的障がい者数 （療育手帳別）

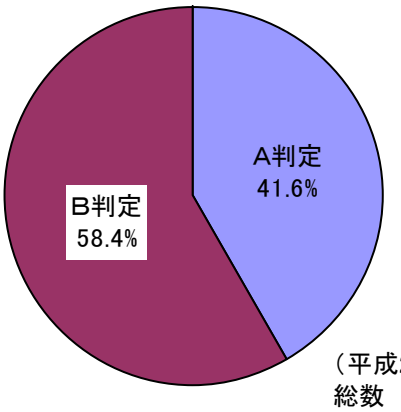

（平成23年）
総数 461人

年齢別知的障がい者割合

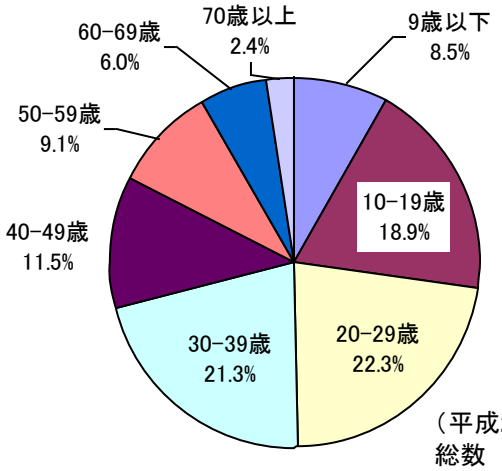

（平成23年）
総数 461人

手帳別の知的障がい者の推移

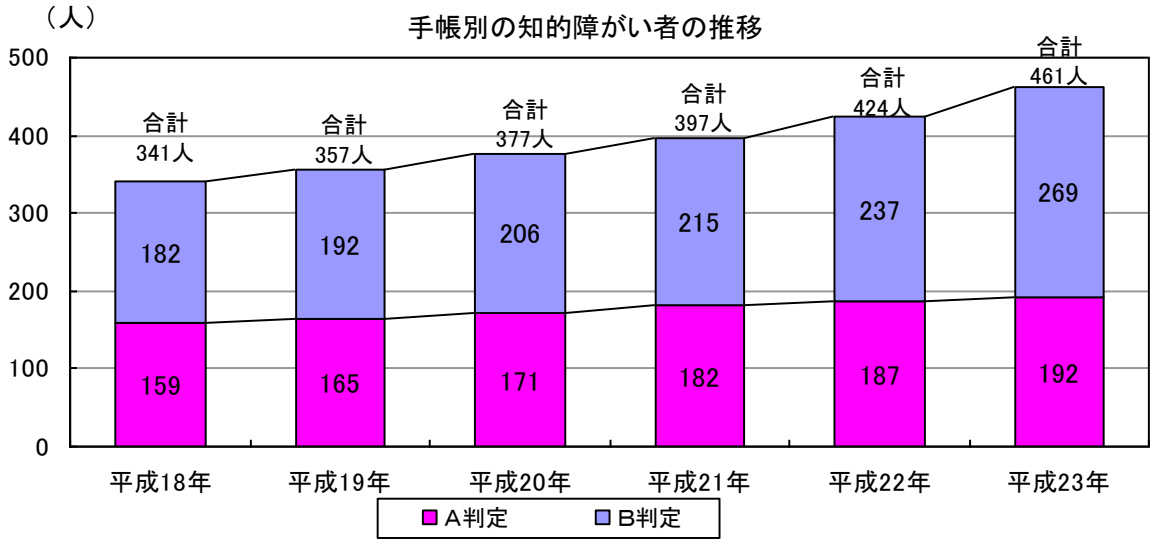

療育手帳の推移

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	5年増加	H23/H18
療育手帳	A判定	159	165	171	182	187	192	33	120.8%
	B判定	182	192	206	215	237	269	87	147.8%
	合計	341	357	377	397	424	461	120	135.2%
年齢別	9歳以下	20	25	27	32	34	39	19	195.0%
	10-19歳	72	72	65	69	77	87	15	120.8%
	20-29歳	87	95	105	98	100	103	16	118.4%
	30-39歳	73	76	83	97	96	98	25	134.2%
	40-49歳	38	35	36	35	45	53	15	139.5%
	50-59歳	29	31	35	36	37	42	13	144.8%
	60-69歳	19	20	21	25	27	28	9	147.4%
	70歳以上	3	3	5	5	8	11	8	366.7%
	合計	341	357	377	397	424	461	120	135.2%

資料：北広島市調べ（各年4月1日）

（４）精神障がい者

精神障害者手帳の交付割合

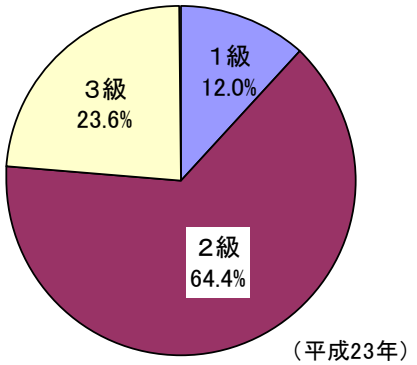

（平成23年）
総数　225人

現在、北広島市には、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は225人います（平成23年3月31日現在）。平成18年からの5か年を比較すると、54人の増加で、増加率は約32％となっています。

自立支援医療精神通院受給者証の交付は966人です（平成23年4月1日現在）。

年齢別の構成では、30歳代が251人（24.3％）、40歳代が211人（20.5％）と、30～40歳代で全体の半数近くを占めています。平成18年から5か年の増加率をみると、40歳代は約50％、70歳代は約38％、60歳代は約29％と高い増加傾向が見られます。一方、29歳以下では減少傾向が見られます。

精神障害者保健福祉手帳等級別の推移

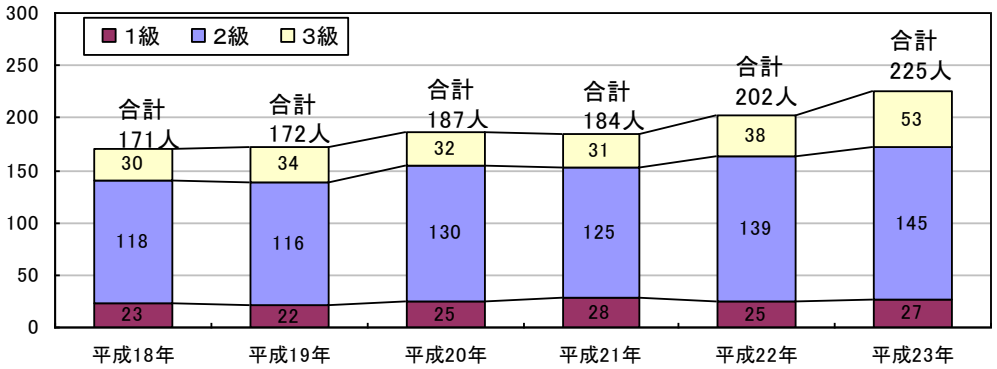

精神障害者保健福祉手帳等級別の人数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	5年増加	H23/H18
1級	23	22	25	28	25	27	4	117.4%
2級	118	116	130	125	139	145	27	122.9%
3級	30	34	32	31	38	53	23	176.7%
合計	171	172	187	184	202	225	54	131.6%

資料：北広島市福祉統計（各年3月末日）

精神障がい者の人数

	平成18年	平成23年	増加数	H23/H18
9歳以下	19	9	−10	47.4%
10−19歳	56	34	−22	60.7%
20−29歳	135	127	−8	94.1%
30−39歳	214	251	37	117.3%
40−49歳	141	211	70	149.6%
50−59歳	157	143	−14	91.1%
60−69歳	97	125	28	128.9%
70歳以上	48	66	18	137.5%
在院患者	73	63	−10	86.3%
合　計	940	1,029	89	109.5%

資料・北海道調べ

年齢別精神障がい者割合

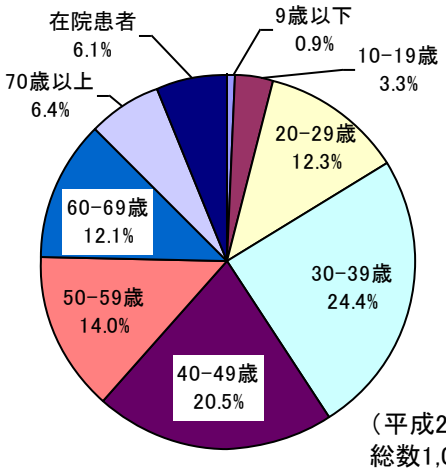

（平成23年）
総数1,029人

（５）障がい者数の推移

①　推計の目的と方法

分野別、年齢階層別の障がい者を対象とする福祉サービスの今後の動向を把握するため、平成26年と平成28年の障がい者数を推計しました。

推計の基礎数値は、身体障がい、知的障がいは、平成18年、平成23年の障がい者年齢別統計表の障がい区分別手帳交付数（北広島市調べ）を、精神障がいは平成18年、平成23年の自立支援医療精神通院受給者証の交付者及び在院患者（北広島市調べ）、療育児童は平成23年の北広島市こども発達支援センターの利用者数（北広島市調べ）を用いました。

推計方法は、介護保険と同じコーホート変化率法で平成28年推計値を求め、平成23年と平成28年を按分して平成26年値を求めました。

在院患者数は、平成23年の精神障がいに対する比率をもとに、平成28年値を推計しました。

療育児童数は、平成23年の9歳以下の知的障がい者数に対する比率をもとに、平成28年値を推計しました。

以上の方法は、平成18年から平成23年までの障がい者の数と伸び率を反映した推計方法です。

②　推計結果

推計の結果、平成28年の障がい者の総数は、4,847人となり、平成23年の4,012人を835人上回ります。区分別では、身体障がいが2,687人（254人増）、知的障がいが697人（236人増）、精神障がいが1,374人（345人増）、療育児童が89人（30人増）となります。

障害区分別障がい者数の推移　　単位：人

	現況	推計	
	平成23年	平成26年	平成28年
身体障がい者	2,463	2,579	2,687
知的障がい者	461	583	697
精神障がい者	1,029	1,205	1,374
療 育 児 童	59	74	89
合　計	4,012	4,441	4,847

※平成26年値は、平成23年現況値と28年推計値の按分

年齢層別障がい者数の推移　　単位：人

	現況	推計	
	平成23年	平成26年	平成28年
0～4歳	14	14	12
5～9歳	57	89	119
10～14歳	72	94	114
15～19歳	81	106	130
20～24歳	134	117	99
25～29歳	131	167	201
30～34歳	210	206	201
35～39歳	209	263	316
40～44歳	200	234	266
45～49歳	198	218	236
50～54歳	230	259	286
55～59歳	229	239	248
60～64歳	361	359	355
65～69歳	360	378	395
70歳以上	1,404	1,550	1,696
小　計	3,890	4,293	4,674
在院患者	63	74	84
療育児童	59	74	89
合　計	4,012	4,441	4,847

※平成26年値は、平成23年現況値と28年推計値の按分

３．障がい者福祉の取組み状況

（１）障がい者福祉サービス

障がい者を対象とした福祉サービスには、以下のものがあります。

区　　分	福祉サービスの名称等
相談の窓口	北広島市役所各窓口／こども発達支援センター／障がい者生活支援センターみらい／障がい者就労支援センターめーでる／民生委員児童委員／地域相談員・身体障がい者相談員・知的障がい者相談員／高齢者支援センター／社会福祉協議会／心身障害者総合相談所／児童相談所／特別支援教育センター／精神保健福祉センター／北海道ひきこもり成年相談センター／弁護士会連合会／身体障害者福祉協会／保健所／公共職業安定所／障害者職業センター／障害者雇用支援センター
手帳の交付	身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
年金や手当	国民年金（障害基礎年金）／障害厚生年金／各種共済組合の障害年金／特別障害給付金／児童扶養手当／特別児童扶養手当／障害児福祉手当／特別障害者手当／心身障害者扶養共済
税の軽減	所得税・住民税の控除／相続税の障害者控除／贈与税の非課税／個人事業税の非課税／関税の免除／自動車税・自動車取得税と軽自動車税の減免／住宅のバリアフリー改修についての控除・減免
公共料金等の割引	ＮＨＫ放送受信料の減免／携帯電話基本使用料等の割引／ＮＴＴ通話料金等の優遇措置／郵便料金の優遇措置
医療費の助成	重度心身障害者医療費助成／ひとり親家庭等医療費助成／特定疾患等医療費助成／特定疾病療養受療証／自立支援医療（更生医療の給付・精神通院医療の給付・育成医療の給付）
福祉機器	補装具／日常生活用具／自助具／車いすの貸し出し／紙おむつ購入費の助成／緊急通報システム／在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成
障害者自立支援法のサービス	介護給付・訓練等給付（障がい福祉サービス：訪問系サービス・日中活動系サービス・居宅系サービス・サービス利用計画作成）／地域生活支援事業（相談支援事業・手話通訳者・要約筆記者の派遣事業・点字・声の広報等発行事業・地域活動支援センター事業・移動支援事業・日中一時支援事業・福祉ホーム事業）
その他の障がい福祉サービス	障がい児保育／融雪装置（ロードヒーティング）設置費補助／除雪サービス／訪問理容サービス／郵便等による不在者投票／災害時声かけ支援希望者登録制度／高齢者等インフルエンザワクチン接種／配食サービス／家庭ごみの庭先収集
スポーツ・文化	北海道障害者スポーツ大会／総合体育館使用料金減免／芸術文化ホール使用料金減免
交通費の割引・助成	ＪＲ旅客運賃・バス運賃・航空運賃の割引／福祉タクシー・福祉自動車燃料チケット／福祉タクシー割引／精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成／移送サービス
自動車や運転免許	障がい者自動車運転免許取得費助成／障がい者自動車改造費助成／歩行困難者使用中標章／有料道路割引／高齢運転者等専用駐車区間制度
行動範囲の拡大	盲導犬取得費助成／福祉バスの運行／新千歳空港Ａ・Ｂ・Ｃ駐車場利用料の減免／公共施設等での身体障がい者用トイレ・オストメイト用トイレの整備

資料：「ともに暮らしていくために」北広島市発行：平成23年3月改訂

北広島市内における障がい福祉サービス提供基盤

北広島市内におけるサービス提供基盤（事業所/定員）　　平成23年5月1日現在

単位：所、人

区分	主たる対象者				合計	定員（人）
	身体	知的	障がい児	精神		
居宅介護	10				10	
生活介護	4	5		2	7	415
児童デイサービス			4		4	50
グループホーム・ケアホーム		15		12	15	84
自立訓練（機能訓練）	1				1	30
短期入所	5	4	5	1	7	19
施設入所支援	3	3			5	350
就労移行支援	2	4		1	4	28
就労継続支援（A型）	1	2			2	44
就労継続支援（B型）	3	6		3	6	183
相談支援事業	2				2	－
旧法施設支援（入所）	1				1	－
合計	31	49	19	29	64	1,203

※事業所は、一事業所で複数の障がいを扱うものもあるため、主たる対象者の値と合計が合致しない
※居宅介護は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む

（２）障がい福祉サービス事業所等

①　障がい福祉サービス

障がい福祉サービス事業所

サービス種類	事業所名
居宅介護	訪問介護ステーション　希望ヶ丘
	北広島市高齢者総合ケアセンター聖芳園 ホームヘルパーステーション
	たすけあいワーカーズどんぐり
	訪問介護のポプラ
	わたげ
	北広島ホームヘルプサービスステーション四恩園
	北広島介護
	ヘルパーステーション　松ぽっくり
	ホホエム
	フィットマン
生活介護	共栄
	とみがおか
	北広島リハビリセンター療護部
	リハビリー・エイト
	北広島リハビリセンター更生部
	北広島デイセンター
	ホホエム
児童デイサービス	北広島市こども発達支援センター
	児童デイサービス　野いちご
	児童デイサービス　えるむ
	児童デイサービス　エルフィン
グループホーム・ケアホーム	みらい、他（計15か所）
自立訓練(機能訓練)	北広島リハビリセンター更生部
短期入所	共栄
	とみがおか
	北広島リハビリセンター療護部
	北広島市高齢者総合ケアセンター短期利用施設聖芳園
	リハビリー・エイト
	北広島リハビリセンター更生部
	ホホエム
施設入所支援	共栄
	とみがおか
	北広島リハビリセンター療護部
	リハビリー・エイト
	北広島リハビリセンター更生部
就労移行支援	リハビリー・おおぞら
	リハビリー・エイト
	就労センタージョブ　ステップ
	ガンバ
就労継続支援（Ａ型）	リハビリー・おおぞら
	Ｌ　ａｎｄ　Ｐ
就労継続支援（Ｂ型）	リハビリー・おおぞら
	リハビリー・エイト
	就労センタージョブ　まんぞく屋
	いんくる
	北広島セルプ
	ホホエム
相談支援事業	障害者生活支援センターみらい
	めーでる
旧法施設支援（入所）	リハビリー・クリーナース

資料：平成23年5月北海道調べ

② 特別支援学級等

特別支援学級

区分	学校名	学級数	概要
小学校	東部小学校	3学級	知的（2）、情緒
	西部小学校	3学級	知的、情緒、肢体
	大曲小学校	3学級	知的、情緒、肢体
	西の里小学校	4学級	知的、情緒（２）、肢体
	広葉小学校	2学級	知的、情緒
	若葉小学校	2学級	知的、情緒
	高台小学校	2学級	知的、情緒
	緑陽小学校	2学級	知的、情緒、言語通級指導教室（4）
	北の台小学校	3学級	知的、情緒、肢体、発達障害通級指導教室（1）
	大曲東小学校	3学級	知的、情緒、肢体
28学級	西の里小陽香分校	1学級	情緒
中学校	東部中学校	3学級	知的、情緒、難聴
	西部中学校	1学級	情緒
	大曲中学校	2学級	知的、情緒
	西の里中学校	2学級	知的、情緒
	広葉中学校	2学級	知的、情緒
	緑陽中学校	2学級	知的、情緒
13学級	西の里中陽香分校	1学級	情緒

特別支援学校

学校名	区分	学級数	概要
北海道白樺高等養護学校	高等部	21学級	学生数167名　産業科(3)、木工科(3) 工業科(3)、家庭科(3)、生活園芸科(3) クリーニング科(3)、生活窯業科(3)
札幌養護学校共栄分校	小学部	5学級	重複学級(3)、訪問学級(2)
	中学部	2学級	普通学級(1)、重複学級(1)
	高等部	4学級	普通学級(3)、重複学級(1)

資料：各学校（平成23年5月1日現在）

※札幌養護学校共栄分校は、障がい者施設とみがおかの併設校です。そのほか、特例通学で地域の児童生徒が在籍しています。

③ 学童クラブ

学童クラブは、保護者が労働等により日中留守にしている家庭の児童に対し、放課後、適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。学童クラブでは、障がい児を受け入れ、一般児童との交流を図っています。

学童クラブ

クラブ名	定員(H23.4)	住所
北の台学童クラブ	50人	共栄町4丁目2-5 広島幼稚園コミュニティセンター内
北の台第二学童クラブ	40人	共栄町4丁目17-8
東部学童クラブ	50人	朝日町5丁目1-2 北広島東記念館内
北広島学童クラブ	50人	泉町1丁目1 北広島団地住民センター内
広葉学童クラブ	50人	広葉町3丁目1 広葉小学校内
大曲学童クラブ	60人	大曲柏葉2丁目14-6 大曲小学校内
大曲東学童クラブ	50人	大曲光2丁目8
大曲東第二学童クラブ	40人	大曲光2丁目8
西の里学童クラブ	50人	西の里南1丁目2-4 西の里公民館内
西部学童クラブ	40人	輪厚中央１丁目10-2 輪厚児童センター内
計　10クラブ	480人	

（３）障がい福祉サービス事業所の設置状況

現在、北広島市内には64か所の障がい福祉サービス事業所があり、札幌圏には1,388か所の事業所があります。（平成23年5月、北海道調べ。ただし、複数のサービスを提供している事業所は2重にカウントされています。）

北広島市内の主な事業所は、グループホーム・ケアホーム（15か所）、居宅介護（10か所）、生活介護（7か所）、短期入所（7か所）、就労継続支援（Ｂ型）（6か所）、児童デイサービス（4か所）、就労移行支援（４か所）などです。

北広島市内の事業所数と札幌圏（※）全体の事業所数を人口1万人当たりに置き換えて比較すると、北広島市は10.58か所です。札幌圏平均は5.96か所となっており、圏域平均の2倍程度の密度で事業所があることになります。

北広島市は、人口に比較して障がい福祉サービス事業所が多くある都市ですが、地理的条件などを考慮すると、公共の交通機関が少ないなど障がい者から見て、必ずしも利用しやすい地域とは言えません。

障がい者のニーズに応じ、障がい者が実際に選択、利用できる、きめ細やかなサービスの提供と確実な供給量の確保が必要です。また、ニーズに対する適切な情報提供が必要となります。

※　札幌圏：石狩振興局管内の自治体
（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村）

人口1万人当たりの事業所の設置状況

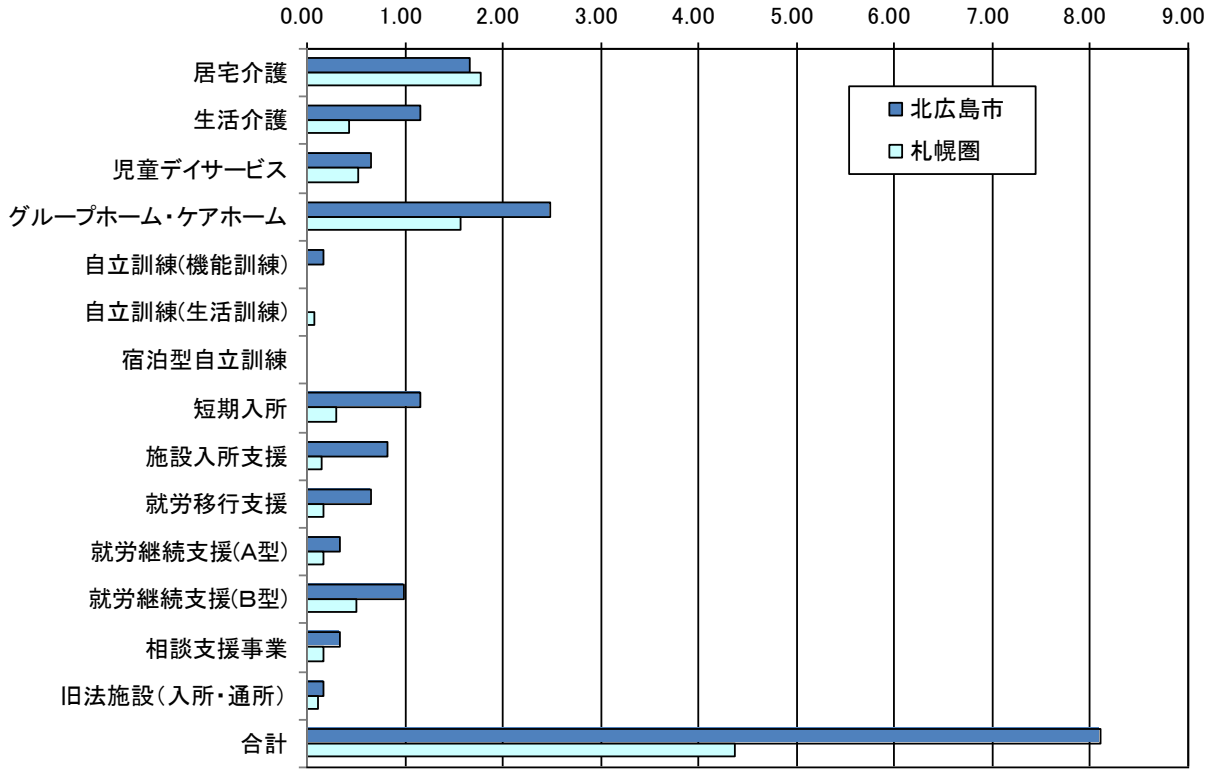

事業所の設置状況

	北広島市	札幌圏	1万人当たり事業所数	
			北広島市	札幌圏
居宅介護	10	414	1.65	1.78
生活介護	7	98	1.16	0.42
児童デイサービス	4	124	0.66	0.53
グループホーム・ケアホーム	15	367	2.48	1.57
自立訓練(機能訓練)	1	1	0.17	0.00
自立訓練(生活訓練)	0	16	0.00	0.07
宿泊型自立訓練	0	2	0.00	0.01
短期入所	7	68	1.16	0.29
施設入所支援	5	33	0.83	0.14
就労移行支援	4	40	0.66	0.17
就労継続支援(A型)	2	40	0.33	0.17
就労継続支援(B型)	6	118	0.99	0.51
相談支援事業	2	41	0.33	0.18
旧法施設(入所・通所)	1	26	0.17	0.11
合計	64	1,388	10.58	5.96

資料:平成23年5月北海道調べ

（４）第２期障がい福祉計画の進捗状況

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスと地域生活支援事業は、障がい者が必要とするサービスを選択し、一定の負担のもとで展開されてきました。

平成22年度のサービス見込み量（計画値）に対する「進捗率」を算出するため、平成23年3月の利用実績値と比較すると、短期入所（236.6％）や就労継続支援（Ｂ型）（158.8％）、生活介護（153.2％）、日中一時支援事業（111.9％）のように進捗率の高いものがある一方、自立訓練（生活訓練）（13.1%）やコミュニケーション支援事業（23.5％）、就労移行支援（29.0%）、自立訓練（機能訓練）（39.0％）、行動援護（41.1％）など、5割以下の進捗率に留まっているものもあり、サービスの利用実績と見込み量には乖離があります。

今後は、障がい者の意向を把握し、利用しやすいサービスの提供と確実な供給量の確保に努めるとともに、サービスにつなげるための適切な情報提供を行うことが必要です。

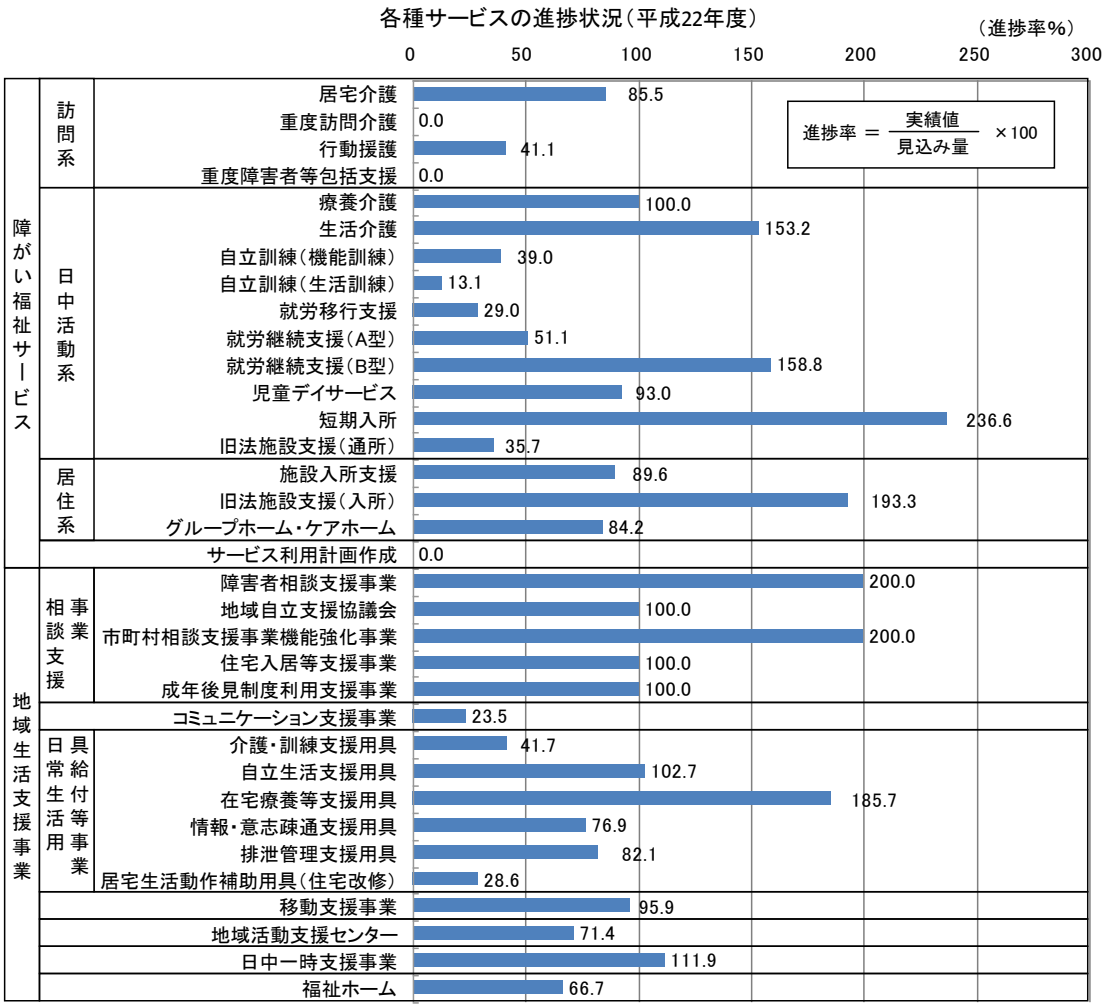

訪問系サービス量の実績と進捗状況

資料：北広島市調べ

サービス種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	計画値	人/月	97	101	105
	実績値	人/月	65	73	77
	計画値	時間/月	2,819	2,936	3,053
	実績値	時間/月	2,209	2,512	2,339
	進捗率	%	78.4	85.5	76.6
重度訪問介護	計画値	人/月	5	5	5
	実績値	人/月	0	0	0
	計画値	時間/月	1,017	1,070	1,124
	実績値	時間/月	0	0	0
	進捗率	%	0.0	0.0	0.0
行動援護	計画値	人/月	30	33	35
	実績値	人/月	8	9	10
	計画値	時間/月	420	455	490
	実績値	時間/月	212	187	217
	進捗率	%	50.4	41.1	44.3
重度障害者等包括支援	計画値	人/月	2	2	2
	実績値	人/月	0	0	0
	計画値	時間/月	1,040	1,040	1,300
	実績値	時間/月	0	0	0
	進捗率	%	0.0	0.0	0.0
合計	計画値	人/月	134	141	147
	実績値	人/月	73	82	87
	計画値	時間/月	5,296	5,501	5,967
	実績値	時間/月	2,421	2,699	2,556
	進捗率	%	45.7	49.1	42.8

※計画値は第2期北広島市障がい福祉計画における見込み量を示す。
※平成21年度実績値は平成22年3月分の実績。平成22年度実績値は平成23年3月分の実績。
　平成23年度実績値は平成23年7月分の実績。
※進捗率は実績値／計画値のこと。

日中活動系サービス量の実績と進捗状況

資料:北広島市調べ

サービス種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	計画値	人/月	1	1	2
	実績値	人/月	1	1	1
	進捗率	%	100.0	100.0	50.0
生活介護	計画値	人/月	70	85	105
	実績値	人/月	117	146	144
	計画値	人日	1,540	1,870	2,310
	実績値	人日	2,424	2,865	2,691
	進捗率	%	157.4	153.2	116.5
自立訓練(機能訓練)	計画値	人/月	11	12	14
	実績値	人/月	27	10	7
	計画値	人日	242	264	308
	実績値	人日	333	103	22
	進捗率	%	137.6	39.0	7.1
自立訓練(生活訓練)	計画値	人/月	7	8	11
	実績値	人/月	2	1	1
	計画値	人日	154	176	242
	実績値	人日	28	23	23
	進捗率	%	18.2	13.1	9.5
就労移行支援	計画値	人/月	17	18	23
	実績値	人/月	7	7	13
	計画値	人日	374	396	506
	実績値	人日	131	115	263
	進捗率	%	35.0	29.0	52.0
就労継続支援(A型)	計画値	人/月	16	16	18
	実績値	人/月	19	8	13
	計画値	人日	352	352	396
	実績値	人日	369	180	248
	進捗率	%	104.8	51.1	62.6
就労継続支援(B型)	計画値	人/月	47	56	71
	実績値	人/月	61	102	113
	計画値	人日	1,034	1,232	1,562
	実績値	人日	1,235	1,957	2,148
	進捗率	%	119.4	158.8	137.5
児童デイサービス	計画値	人/月	80	80	80
	実績値	人/月	96	102	120
	計画値	時間/月	485	530	580
	実績値	時間/月	515	493	744
	進捗率	%	106.2	93.0	128.3
短期入所	計画値	人/月	43	45	47
	実績値	人/月	24	26	31
	計画値	人日	90	93	96
	実績値	人日	170	220	224
	進捗率	%	188.9	236.6	233.3
旧法施設支援(通所)	計画値	人/月	63	42	0
	実績値	人/月	43	15	3
	進捗率	%	68.3	35.7	0.0

※計画値は第2期北広島市障がい福祉計画における見込み量を示す。
※平成21年度実績値は平成22年3月分の実績。平成22年度実績値は平成23年3月分の実績。
　平成23年度実績値は平成23年7月分の実績。
※進捗率は実績値／計画値のこと。

居住系サービス量の実績と進捗状況

資料：北広島市調べ

サービス種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	計画値	人/月	73	77	87
	実績値	人/月	55	69	75
	進捗率	%	75.3	89.6	86.2
旧法施設支援（入所）	計画値	人/月	22	15	0
	実績値	人/月	40	29	25
	進捗率	%	181.8	193.3	－
グループホーム・ケアホーム	計画値	人/月	35	38	43
	実績値	人/月	30	32	37
	進捗率	%	85.7	84.2	86.0

※計画値は第2期北広島市障がい福祉計画における見込み量を示す。
※平成21年度実績値は平成22年3月分の実績。平成22年度実績値は平成23年3月分の実績。
　平成23年度実績値は平成23年７月分の実績。
※進捗率は実績値／計画値のこと。

サービス利用計画作成の実績と進捗状況

資料：北広島市調べ

サービス種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画作成	計画値	人/月	37	40	43
	実績値	人/月	0	0	0
	進捗率	%	0.0	0.0	0.0

※計画値は第2期北広島市障がい福祉計画における見込み量を示す。
※平成21年度実績値は平成22年3月分の実績。平成22年度実績値は平成23年3月分の実績。
　平成23年度実績値は平成23年７月分の実績。
※進捗率は実績値／計画値のこと。

地域生活支援事業のサービス量の実績と進捗状況（その1）

資料：北広島市調べ

サービス種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)相談支援事業					
①相談支援事業					
ア障害者相談支援事業	計画値	箇所	1	1	1
	実績値	箇所	2	2	2
	進捗率	%	200.0	200.0	200.0
イ地域自立支援協議会	計画値	箇所	1	1	1
	実績値	箇所	1	1	1
	進捗率	%	100.0	100.0	100.0
②市町村相談支援事業機能強化事業	計画値	箇所	1	1	1
	実績値	箇所	2	2	2
	進捗率	%	200.0	200.0	200.0
③住宅入居者等支援事業	計画値	箇所	1	1	1
	実績値	箇所	1	1	1
	進捗率	%	100.0	100.0	100.0
④成年後見制度利用支援事業	計画値	箇所	1	1	1
	実績値	箇所	1	1	1
	進捗率	%	100.0	100.0	100.0
(2)コミュニケーション支援事業	計画値	人/年	80	81	82
	実績値	人/年	19	19	14
	進捗率	%	23.8	23.5	17.1

※計画値は第2期北広島市障がい福祉計画における見込み量を示す。
※平成21年度実績値は平成22年3月分の実績。平成22年度実績値は平成23年3月分の実績。
　平成23年度実績値は平成23年７月分の実績。
※進捗率は実績値／計画値のこと。

地域生活支援事業のサービス量の実績と進捗状況（その2）

資料：北広島市調べ

サービス種別		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(3)日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	計画値	件/年	23	24	25
	実績値	件/年	11	10	0
	進捗率	%	47.8	41.7	0.0
②自立生活支援用具	計画値	件/年	35	37	37
	実績値	件/年	46	38	50
	進捗率	%	131.4	102.7	135.1
③在宅療育等支援用具	計画値	件/年	7	7	7
	実績値	件/年	10	13	10
	進捗率	%	142.9	185.7	142.9
④情報・意志疎通支援用具	計画値	件/年	13	13	13
	実績値	件/年	10	10	10
	進捗率	%	76.9	76.9	76.9
⑤排泄管理支援用具	計画値	件/年	1,400	1,420	1,440
	実績値	件/年	1,165	1,166	1,224
	進捗率	%	83.2	82.1	85.0
⑥居宅生活動作補助用具	計画値	件/年	7	7	7
	実績値	件/年	6	2	2
	進捗率	%	85.7	28.6	28.6
(4)移動支援事業	計画値	箇所	21	22	23
	実績値	箇所	21	26	30
	進捗率	%	100	118.2	130.4
	計画値	人/月	72	76	80
	実績値	人/月	64	61	70
	進捗率	%	88.9	80.3	87.5
	計画値	時間/月	576	608	640
	実績値	時間/月	698	583	698
	進捗率	%	121.2	95.9	109.1
(5)地域活動支援センター					
①基礎的事業	計画値	箇所	5	5	5
	実績値	箇所	5	5	4
	進捗率	%	100.0	100.0	80.0
	計画値	人/月	65	70	75
	実績値	人/月	43	50	44
	進捗率	%	66.2	71.4	58.7
②機能強化事業	計画値	箇所	4	4	5
	実績値	箇所	3	3	3
	進捗率	%	75.0	75.0	60.0
(6)日中一時支援事業	計画値	箇所	6	6	6
	実績値	箇所	11	12	15
	進捗率	%	183.3	200.0	250.0
	計画値	人/月	39	42	45
	実績値	人/月	44	47	67
	進捗率	%	112.8	111.9	148.9
(7)福祉ホーム	計画値	箇所	2	3	4
	実績値	箇所	2	2	2
	進捗率	%	100.0	66.7	50.0

※計画値は第2期北広島市障がい福祉計画における見込み量を示す。
※平成21年度実績値は平成22年3月分の実績。平成22年度実績値は平成23年3月分の実績。
　平成23年度実績値は平成23年7月分の実績。
※進捗率は実績値／計画値のこと。

４．上位計画・関連計画

①　北広島市総合計画

本市では、まちづくりの基本的な方向を示すものとして、平成23年3月に計画期間を平成23年から平成32年までの10年間とする北広島市総合計画（第5次）を策定しました。

総合計画では、まちづくりのテーマを、「自然と創造の調和した豊かな都市」とし、めざす都市像を「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の３つと定めています。

都市像の実現に向けて基本目標を６つ定めており、それらは、1)支えあい健やかに暮らせるまち、2)人と文化を育むまち、3)美しい環境につつまれた安全なまち、4)活気ある産業のまち、5)快適な生活環境のまち、6)計画の実現に向けて、としています。

障がい者福祉施策については、その方向を、1)ノーマライゼーション社会を推進するための相談支援体制の充実、2)地域や在宅での生活を支援するため、自立支援給付・コミュニケーション支援・日常生活用具の給付等、必要なサービスの提供、3)就労促進のために必要な訓練や活動の場の提供、就労機会の拡大、4)地域での社会活動に参加できるよう、交流の場と体験機会の提供、としています。

②　新障害者基本計画

国は、障害者基本法に基づく計画として、新障害者基本計画（計画期間：平成15年度から平成24年度まで）を平成14年12月に策定しました。

計画の内容としては、その前の計画理念である「リハビリテーションとノーマライゼーション」を継承するとともに、新たに「障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指すこととしています。

施策推進の基本方針として、1)社会のバリアフリー化、2)利用者本位の支援、3)障害の特性を踏まえた施策の展開、4)総合的かつ効果的な施策の推進、の４つの横断的な視点を取り上げています。重点的に取り組む課題としては、1)活動し、参加する力の向上、2)活動し参加する基盤の整備、3)精神障がい者施策の総合的な取組み、4)アジア太平洋地域における域内協力、の強化をあげています。

分野別施策としては、1)啓発・広報、2)生活支援、3)生活環境、4)教育・育成、5)雇用・就業、6)保健・医療、7)情報・コミュニケーション、8)国際協力、の８分野について、基本的な方向を示しています。

特に生活支援分野では、1)身近な相談支援体制の充実（身近な相談支援体制の構築、権利擁護の推進、団体や本人活動の支援）、2)在宅サービス等の充実（ホームヘルプサービスの充実、グループホーム等住居の充実、自立および社会参加の促進、精神障がい者施策の充実等）、3)施設サービスの再構築（地域生活への移行、施設のあり方の見直し等）等を掲げています。

③　北海道障害者基本計画

北海道は、平成15年3月に21世紀初頭の障がい者施策の基本的な方向と主要な施策を示すものとして、北海道障害者基本計画（計画期間：平成15年度から平成24年度まで）を策定しました。

障がい者施策推進の基本方針として、「ノーマライゼーション社会の実現」を掲げ、基本的な目標としては、1)地域生活の支援体制の充実、2)自立と参加の促進、3)バリアフリー社会の実現、を目指すこととしています。施策区分としては、1)生活支援、2)保健・医療、3)教育・育成、4)就労支援、5)社会参加、6)啓発・広報、7)生活環境、8)情報・コミュニケーション、の８つの施策区分を設定し、実施する施策とその進め方が示されています。

④　北海道障がい福祉計画

北海道は、平成24年3月に障害者自立支援法に基づく都道府県計画として、第3期北海道障がい福祉計画（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）を策定しました。

この部分については、現在、北海道において策定中のため、計画が決定次第、概要を記載することとします。

⑤　北広島市地域福祉計画

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会の一員として尊重され、いきいきと自立した生活が送られるように、地域住民、自治会（町内会）、社会福祉協議会、ボランティア、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、民間福祉事業者など、広範な地域福祉の担い手とともに支え合う地域づくりを目指すための方針を定める計画として、社会福祉法第107条に基づき北広島市第3期地域福祉計画（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）を平成24年3月に策定しました。

基本メッセージを「育てよう、広げよう“地域力”住み慣れたまちを住みよいまちに」とし、４つの基本理念として、1)“地域力”を育て、広げる住みよいまちづくり、2)常に市民を中心とした地域福祉活動の推進、3)生活支援から介護支援まで、切れ目のない地域福祉、4)公共・民間・非営利サービスの機能的役割の分担と連携による福祉サービスの向上、を定めています。

施策の展開の柱は、1)市民ニーズに応じたサービスの適切な利用促進、2)現状を反映した福祉事業の展開、3)地域福祉活動への市民の主体的な参加、4)その他地域福祉の推進のために、5)災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくり、としています。

⑥　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

介護保険事業およびそれ以外の高齢者福祉事業を含めた、市町村の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として「高齢者保健福祉計画（老人福祉法第20条の8に基づく）」が、また、市町村の区域内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案したサービス種類ごとの見込みおよび当該見込み量確保のための方策などを定めるものとして「介護保険事業計画（介護保険法第117条に基づく）」があります。

本市では、これら計画を、平成24年3月に策定し、平成24年度から平成26年度を計画期間として定めています。

施策展開のための基本的な目標は、1)住み慣れた地域でのニーズに応じた切れ目のないサービスの提供、2)認知症ケアのための体制整備、3)安心して暮らせる地域づくり、としています。

⑦　北広島市健康づくり計画

北広島市の妊婦、乳幼児から高齢者までのすべての市民が心身ともにいきいきと生活を送ることを目指し、生涯を通じた健康づくりの計画として、健康増進法第8条に基づき北広島市健康づくり計画（健康きたひろ21）を、平成24年3月に策定しました。計画期間は平成24年度から平成26年度です。

計画の基本理念は、ヘルスプロモーションの考え方です。まず、市民一人ひとりが自分の健康状態や生活実態にあった健康づくりの実践をするとともに、それを家族や地域、さらに行政などが応援していくこととしています。

施策推進のための基本目標は、1)一人ひとりの健康の維持・向上を目指しましょう、2)一人ひとりの状態に応じた　健康的な生活習慣を実践しましょう、3)いつまでも健康でいきいきと　自分らしく暮らせるようにしましょう、4)市民と行政、関係機関・団体が協力し、健康づくりに取り組みましょう、の４つとし、健康づくりの７領域（栄養・食生活の改善、身体活動・運動・遊びの推進、休養・心の健康づくり、たばこ・アルコール対策、歯の健康、病気や障がいの予防、生活習慣病の予防）と5つのライフステージ（妊産婦期、乳幼児期、学童青年期、成人期、高齢期）ごとに、健康づくりの取組みを定めています。

⑧　北広島市次世代育成支援対策推進行動計画

市民と行政が一緒になって、地域全体で子どもと子育てを支援するための計画として、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、北広島市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画：平成22年度から平成26年度まで）を平成21年度に策定しています。

計画の基本理念は、1)すべての親が安心して子育てできる環境づくり、2)すべての人が命の大切さを感じる環境づくり、3)すべての子どもが健やかに育つ環境づくり、としています。

施策推進のための基本目標は、1)地域における子育ての支援、2)母性並びに乳児および幼児等の健康の確保と増進、3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4)子育てを支援する生活環境の整備、5)職業生活と家庭生活との両立の推進、6)子ども等の安全の確保、7)要保護児童への取組みの推進、の７つです

５．障がい者の意向

（１）調査の目的と方法

①　調査の目的

北広島市障がい者福祉計画等の見直しにあたっては、現在の障がい福祉サービス等の利用実態を把握することはもちろんのこと、障がい者の様々な意見を聞きながら、可能な限りそれらを反映したものとすることが重要であることから、市の障がい福祉サービスを利用している人を対象者とし、アンケート調査を実施しました。

②　調査の方法

調査の対象者は、北広島市の障がい福祉サービスを利用している人、全員の475人（市内の在宅者424人、市内のある施設の入所者51人）です。

配付・回収は郵送とし、平成23年9月1日に配付し、9月14日を返送期限としました。

このアンケートの回答は、原則、宛先人（障がい者本人）の記入としましたが、事情によっては同居しているご家族や福祉施設の職員の記入も認め、実施しました。

③　回収状況

配付数は475票、回収数（回答者）は244票、回収率は51.4％です。

配付および回収状況

障がい手帳別	配付数	回収数	回収率
身体障がい	１８９	９９	５２．４％
精神障がい	２４	８	３３．３％
知的障がい	２７１	１４７	５４．２％
その他	１０	９	９０．０％
不　明	－	９	－
合　計	４９４	２５４	５１．４％

※　配付は494人、回答は254人ですが、回答者の中に複数の障がいがある人（手帳を複数持つ人）がいるため、手帳の交付数は、延べ272件（272人）となっています。回収数の個別項目を足したものは272件（人）であり、合計の254票（人）とには、差異があります。

※　その他とは、療育中の児童、精神障がい者で手帳を持っていない人です。

（２）調査結果

①　障がい者が日常生活で気にしていること　　～　問７（１）　～

・障がい者が日常生活を送る中で大きな関心となっていることは、「経済的、金銭的な不安（70.1％、回答者134人中）」です。生活していく上で、すべての基本となる経済的な安定、就労機会や収入が十分ではないということが要因と考えられます。
・生計を維持する収入については、「本人の給与・賃金（17.2％、回答者244人中）」が少なく、本人の収入だけで生計を維持するのが困難な状況がうかがえます。
・また、住宅環境については、「いつまで在宅生活が続けられるのか（62.5％、回答者128人中）」ということも関心が高くなっています。障がいがあると、在宅で生活し続けることに対し、大きな不安のあることがわかります。この項目は、前回調査でも同様（66.1％）でした。
・身の回りのことでは、「家族に負担をかけている（50.0％、回答者128人中）」という意見も過半数ありました。

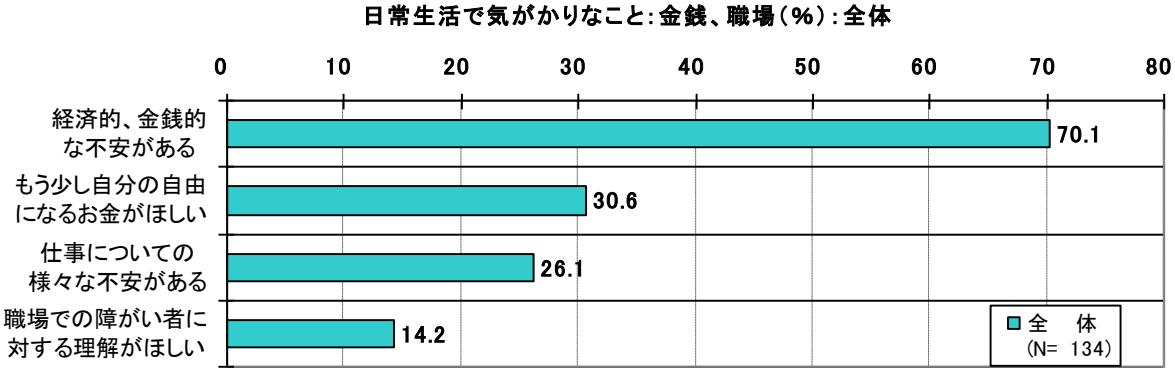

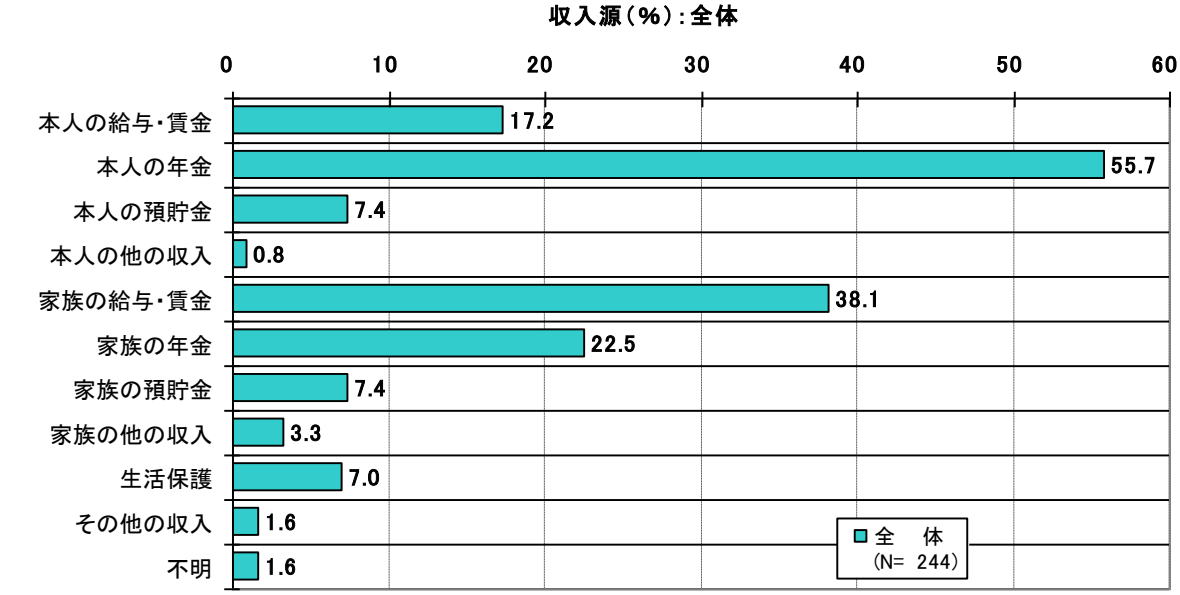

・また、外出の際には、「費用がかかる（61.1%、回答者131人中）」ということもあります。障がいがあるため、病院やリハビリに通うときに、バスや電車が使えず、車も運転できないため、タクシー等の利用負担が大きいことが考えられます。これらの状況から移動支援へのニーズが高くなっていると考えられます。

・日常生活における、相談、理解、交流では、「生きがいや誇りを持って地域で暮らしたい（51.1%、回答者131人中）」という意向も前回調査同様に最も多くなっています。

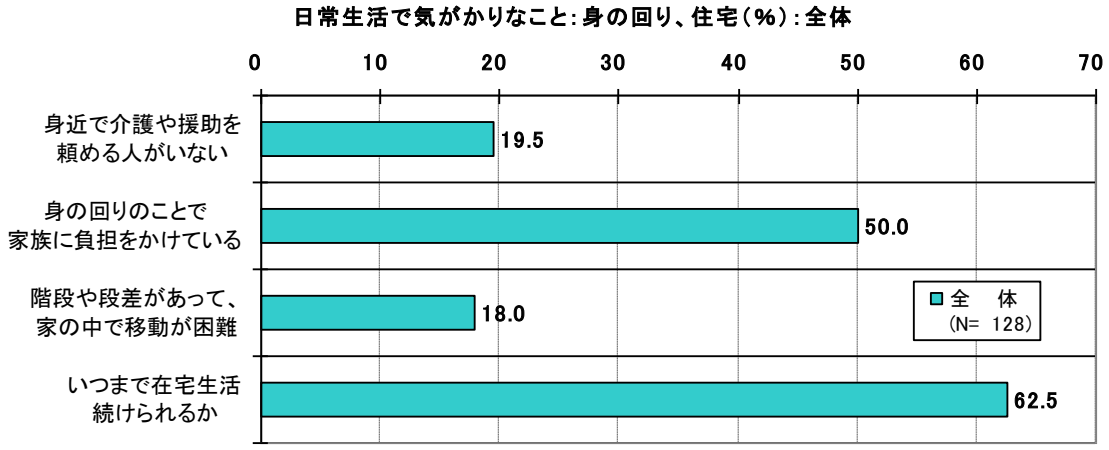

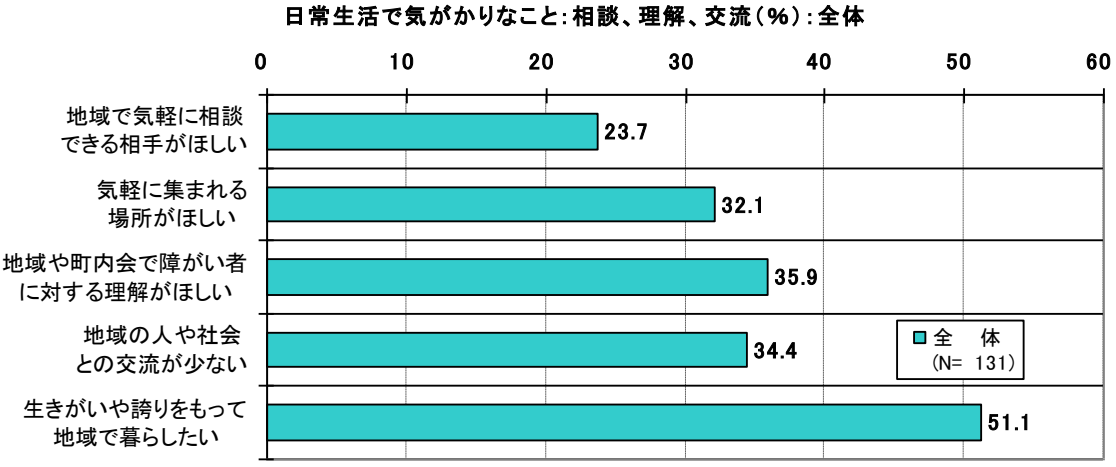

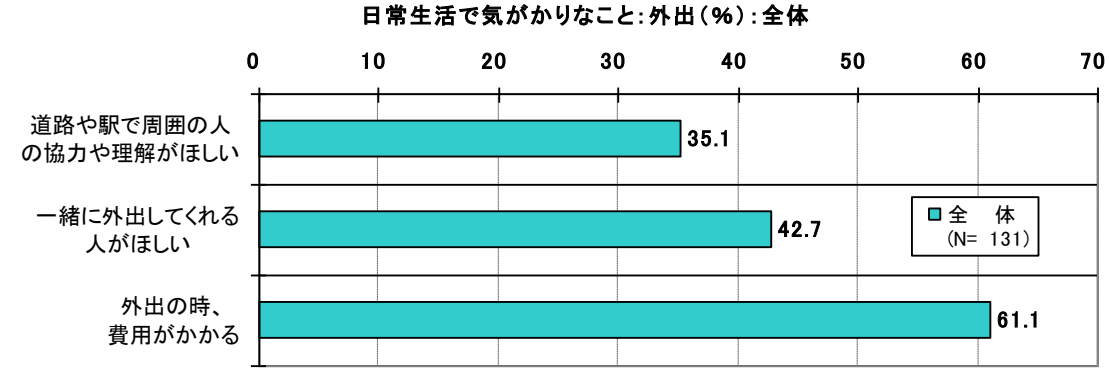

②　障がい者が支援を必要としたときと、受けた（受けたかった）支援　～　問２（９）、（１０）　～

・障がい者が最も支援を必要とする時期は、「障害があると診断された後」の段階（28.3%、回答者244人中）、つまり現在ということです。特にその傾向は、身体障がい者（37.3%、回答者102人中）、65歳以上の障がい者（40.6%、回答者32人中）で顕著です。
・一方、「診断される前」と答えた人（6.1%、回答者244人中）で比率の高いのは、知的障がい者（9.8%、回答者122人中）、精神障がい者（9.1%、回答者11人中）、手帳を持っていない人（5.3%、回答者19人中）です。「診断されたとき」と答えた人（15.6%、回答者244人中）では、65歳以上の障がい者（37.5%、回答者32人中）、精神障がい者（27.3%、回答者11人中）となっています。
・また、最も支援が必要であったときに必要とされる支援内容は、「障がい福祉サービスの内容に関する情報提供」が最も多くなっており、診断を受ける前からの相談や情報提供が求められていることがわかります。

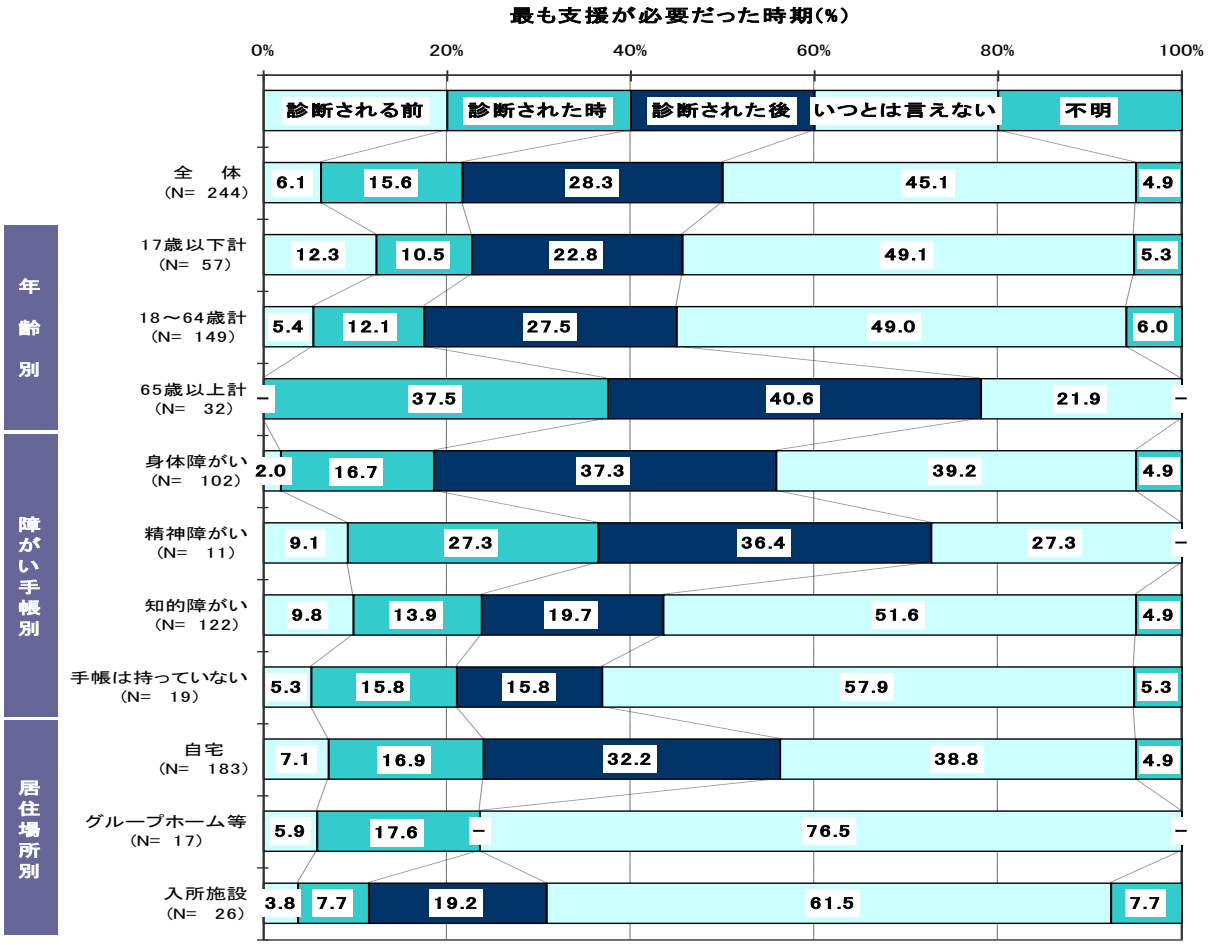

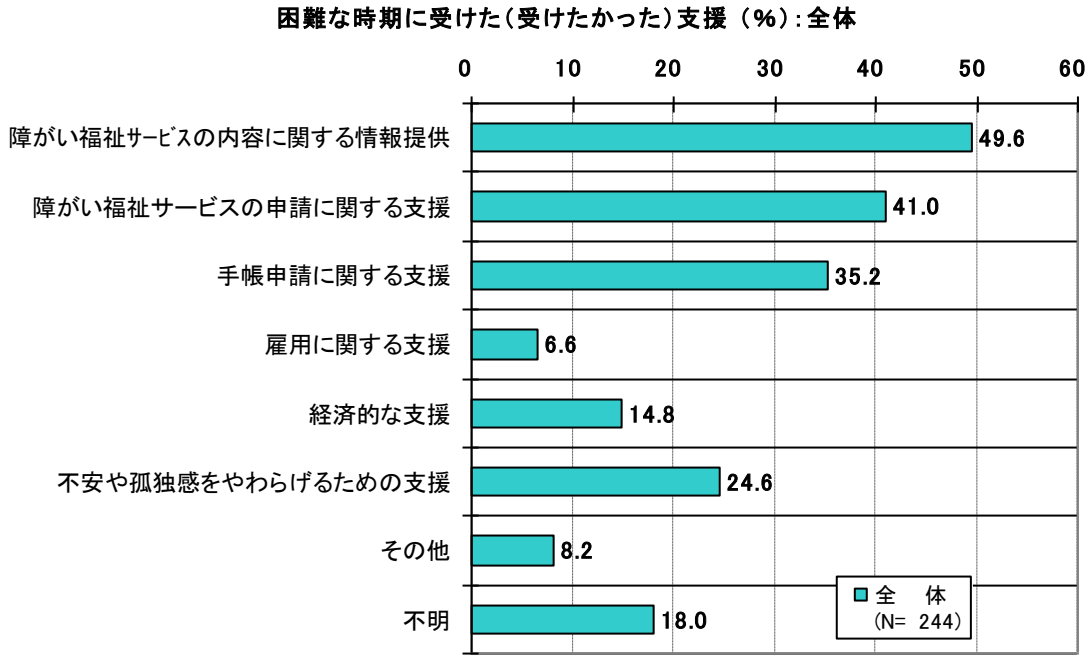

③　障がい者の満足状況

～　問３（２）、問４（２）、 問７（２）、 問１１　～

・障がい福祉サービスに対する満足状況は、全体として満足が60.2%（回答者211人中）、ふつうを含めると89.1%（不明を除く）です。不満は10.9%となっています。現行の障がい福祉サービスの満足度については、基本的に評価を受けていると考えられます。
・個別に見ると、不満が多い階層は、グループホーム利用者（17.6%、回答者17人中）、身体障がい者（15.9%、回答者28人中）となっています。
・地域生活支援事業では、満足が57.7%（回答者137人中）、ふつうを加えると91.3%となっており、概ね高い評価となっています。

・現行の障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業は、全体としては、評価を受けていますが、一部では十分な評価（満足）を得ているとは言い切れない階層の人もいることがわかります。

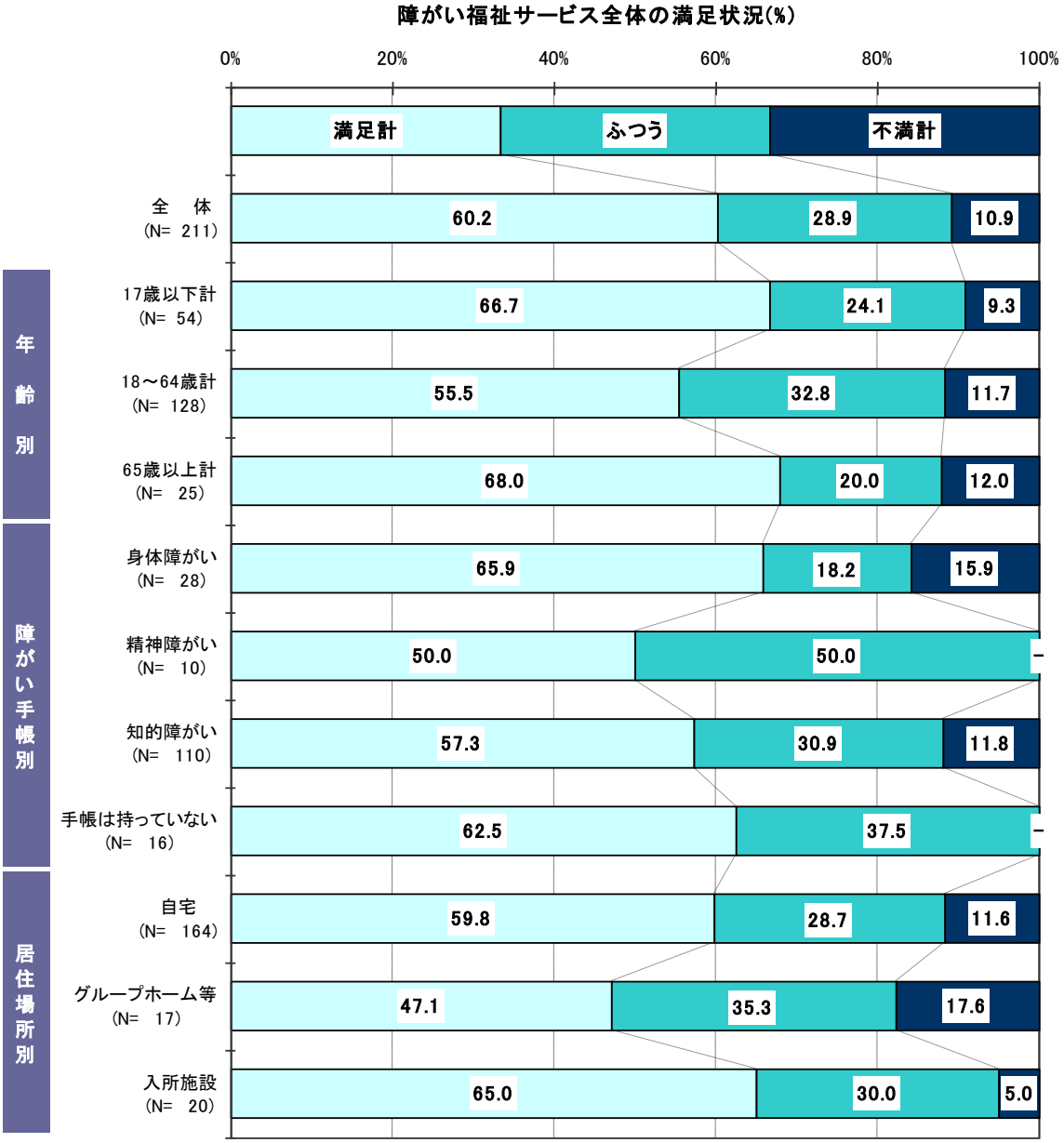
障がい福祉サービス全体の満足状況(%)
0%
20%
40%
60%
80%
100%
満足計
ふつう
不満計
年齢別
障がい手帳別
居住場所別
全　体 (N= 211)
60.2
28.9
10.9
17歳以下計 (N= 54)
66.7
24.1
9.3
18～64歳計 (N= 128)
55.5
32.8
11.7
65歳以上計 (N= 25)
68.0
20.0
12.0
身体障がい (N= 28)
65.9
18.2
15.9
精神障がい (N= 10)
50.0
50.0
知的障がい (N= 110)
57.3
30.9
11.8
手帳は持っていない (N= 16)
62.5
37.5
自宅 (N= 164)
59.8
28.7
11.6
グループホーム等 (N= 17)
47.1
35.3
17.6
入所施設 (N= 20)
65.0
30.0
5.0

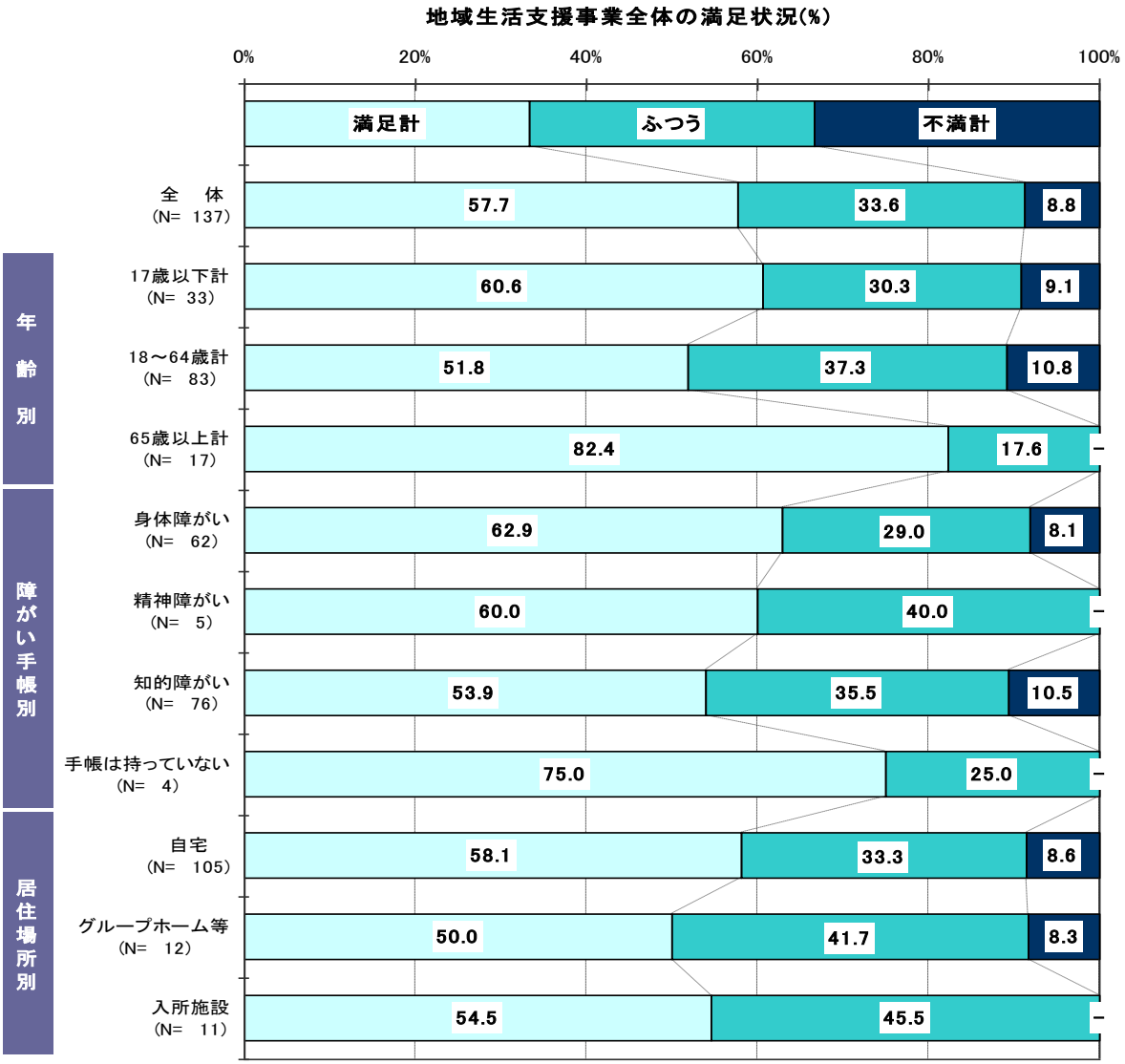

・障がい者の日常生活に対する満足状況は、満足が36.5%（回答者200人中）、ふつうを加えると83.0%です。不満は17.0%です。
・特に不満の多い階層は、精神障がい（36.4%、回答者11人中）です。

・本市の障がい福祉に関する活動・サービスの総合的な満足状況は、満足が38.2%（回答者207人中）、ふつうを加えると85.5%です。不満は14.5%です。
・不満については、各障がいとも約1～2割となっており、これらの人に対しては、障がいの具体的内容や年齢、居住形態に応じたきめ細かい対応が必要と思われます。

日常生活全体の満足状況(%)

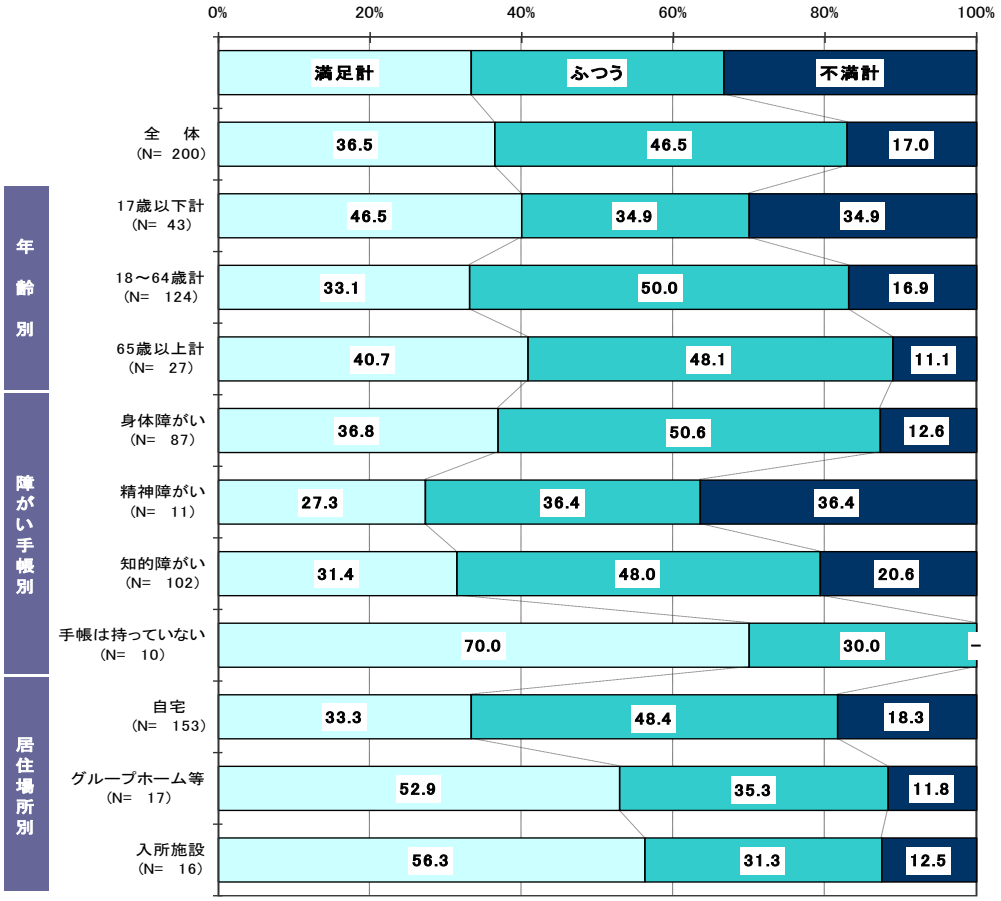

障がい福祉に関する様々な活動やサービス全体の満足状況(%)

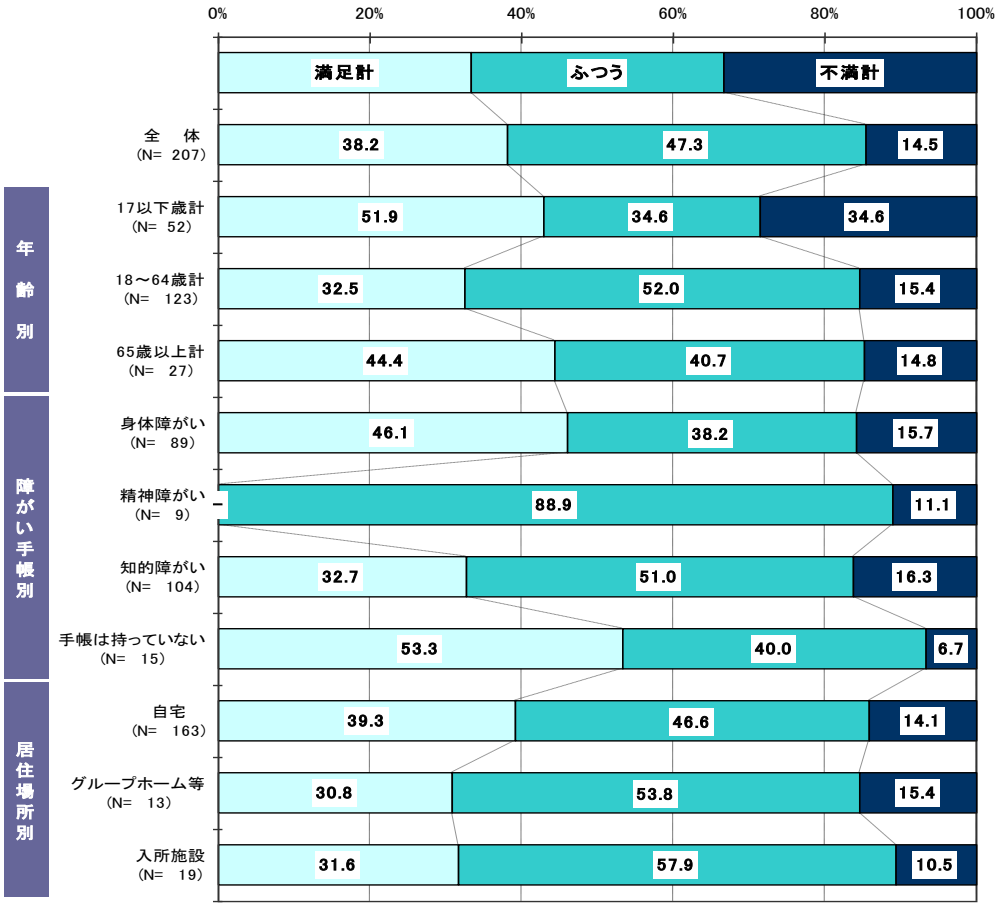

④　現在、利用している障がい福祉サービスと今後の利用意向

～　問３（１）　～

・現在利用しているサービスで多いものは、居宅介護（16.8%、回答者244人中）、児童デイサービス（16.0%）、生活介護（14.3%）、短期入所（14.3%）などです。

・サービス利用者の今後における利用意向をみると「今までどおり」と答えた人は全体の64.9%（回答者19人中）、「増やしたい」と答えた人は22.1%（回答者19人中）です。
・「増やしたい」と回答したサービスは、就労支援（A型）（40.0%、回答者5人中）、短期入所（40.0%、回答者35人中）、行動援護（31.6%、回答者19人中）、就労移行支援（28.6%、回答者7人）、児童デイサービス（28.2%、回答者39人中）となっています。
・「減らしたい」は、居宅介護、生活介護、就労継続支援（B型）、短期入所のそれぞれ1人のみでした。多くの人は、「今までどおり」と答えており、サービスの提供に大きな不満のないことがわかりました。

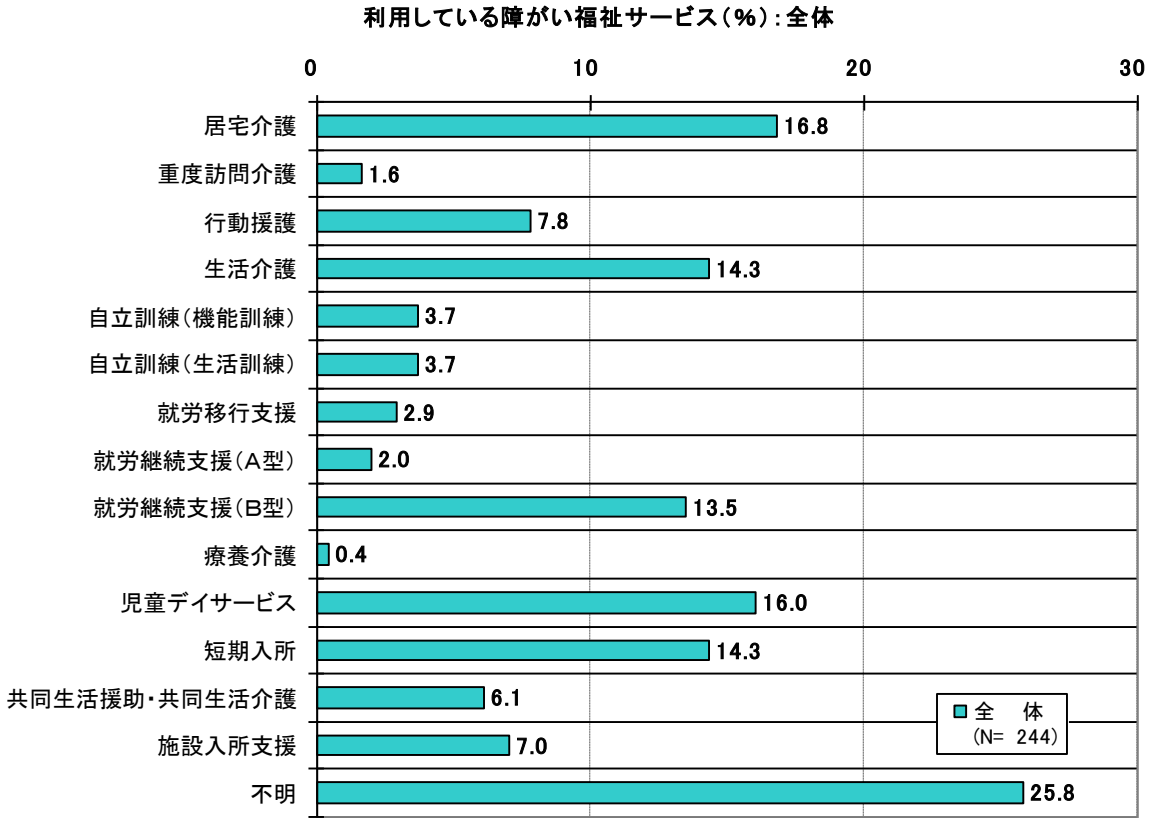

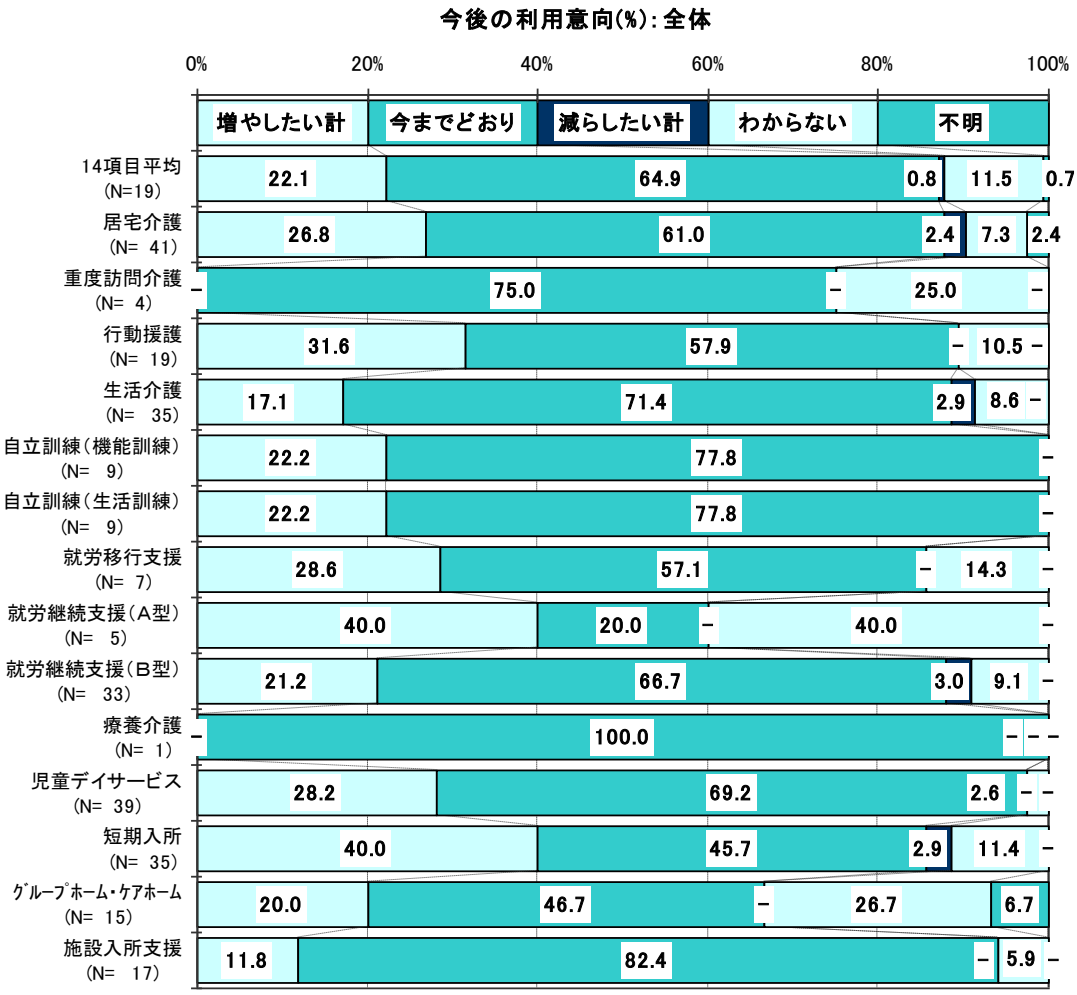

※サービス量の実績値とアンケート調査によるサービス利用者数は異なります。
(回答者の判断に錯誤があるため)

⑤　現在、利用している地域生活支援事業と今後の利用意向

～　問４（１）　～

・「地域生活支援事業を利用していない」と答えた人が53.3%（回答者244人中）います。利用している人は、回答者の46.7%となります。
・利用している内容を見ると、移動支援事業（26.2%、回答者244人中）、日中一時支援事業（17.2%）、相談支援事業（6.6%）となっています。
・サービス利用者の今後における利用意向をみると「増やしたい」と答えた人は24.4%（回答者22人中5人）で、そのうち多いものは、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業です。また、「減らしたい」には、福祉ホーム、地域活動支援センターがありました。
・地域生活支援事業は、障がい者の様々な地域生活のニーズを受けとめ、対応するものとして展開されています。今後は障がい者の不安や不満の掘り起こしなど、障がい者の意向の適切な把握と障がい者が利用しやすい地域の実情に沿ったサービス提供の仕組みづくりや利用の拡大を図る必要があ

ります。

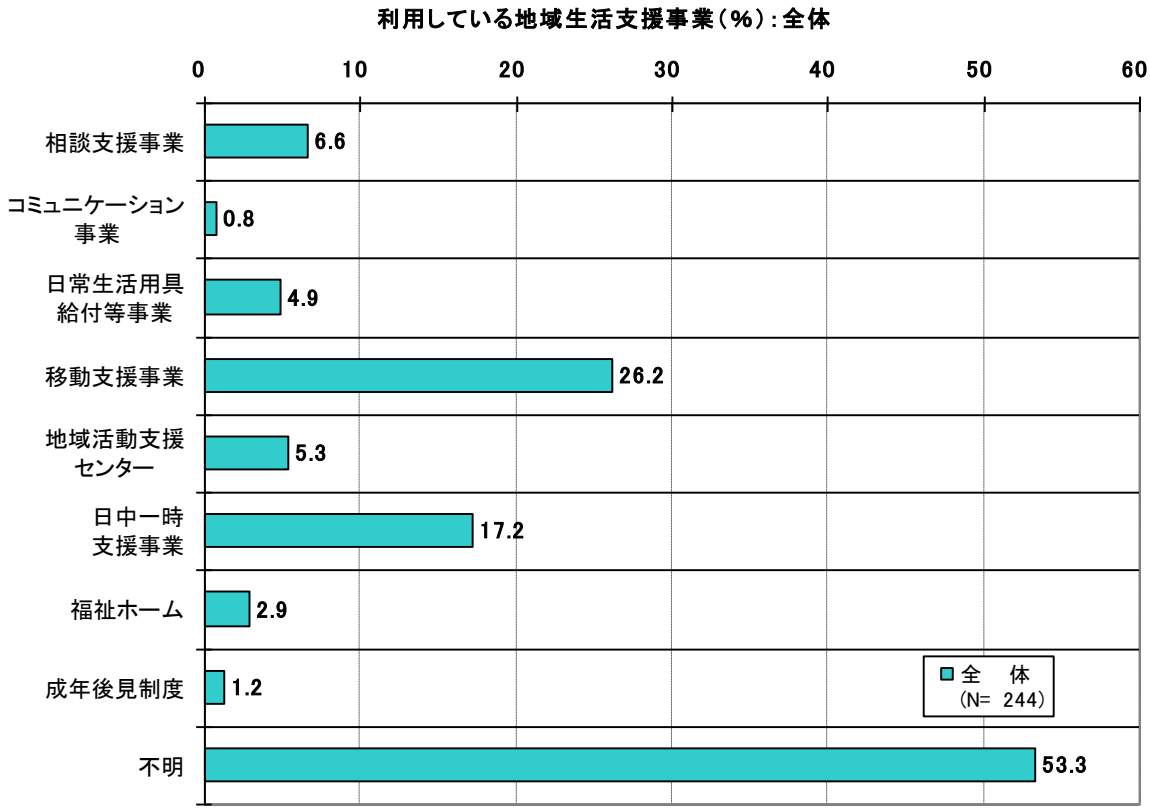
利用している地域生活支援事業（%）：全体
0
10
20
30
40
50
60
相談支援事業
6.6
コミュニケーション事業
0.8
日常生活用具給付等事業
4.9
移動支援事業
26.2
地域活動支援センター
5.3
日中一時支援事業
17.2
福祉ホーム
2.9
成年後見制度
1.2
不明
53.3
全　体
(N= 244)

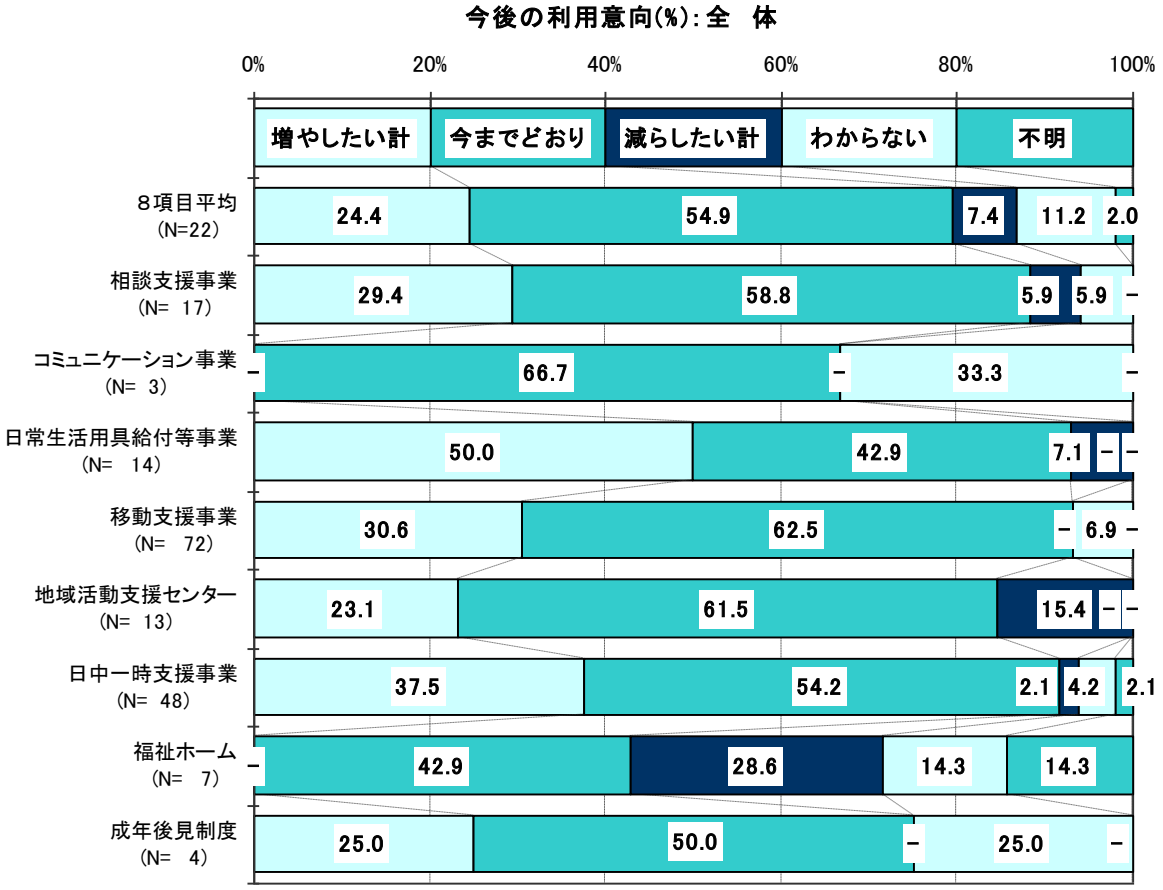
今後の利用意向(%)：全　体
0%
20%
40%
60%
80%
100%
増やしたい計
今までどおり
減らしたい計
わからない
不明
8項目平均 (N=22)
24.4
54.9
7.4
11.2
2.0
相談支援事業 (N= 17)
29.4
58.8
5.9
5.9
コミュニケーション事業 (N= 3)
66.7
33.3
日常生活用具給付等事業 (N= 14)
50.0
42.9
7.1
移動支援事業 (N= 72)
30.6
62.5
6.9
地域活動支援センター (N= 13)
23.1
61.5
15.4
日中一時支援事業 (N= 48)
37.5
54.2
2.1
4.2
2.1
福祉ホーム (N= 7)
42.9
28.6
14.3
14.3
成年後見制度 (N= 4)
25.0
50.0
25.0

⑥　今後新たに利用してみたいサービス　　～　問５　～

・回答者のうち、新たに利用してみたい障がい福祉サービスがあると答えた人は35人です。多いものは、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）（31.4％）、短期入所（22.9％）、施設入所支援（22.9％）などです。自立生活への移行に関心や意欲のある人がいることがわかります。
・地域生活支援事業では、31人が関心を示しています。成年後見制度（45.2％）、相談支援事業（22.6％）、福祉ホーム（22.6％）などに関心があります。いずれも、障がい者が自立生活を行う上で必要なサービスです。

・回答者のうち、身体障がい者で、今後新たに利用したい障がい福祉サービスがあると答えた人は、13人です。サービスとしては、共同生活援助・共同生活介護（30.8％）、居宅介護（23.1％）、行動援護（23.1％）となっています。地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業となっています。
・回答者のうち、知的障がい者は、25人です。今後新たに利用してみたいサービスとしては、共同生活援助・共同生活介護（44.0％）、短期入所（28.0％）などです。地域生活支援事業では、成年後見制度（56.5％）、福祉ホーム（30.4％）があります。
・知的障がい者も、地域での自立生活とそのための相談に関心の高いことがわかります。

※回答者には複数の障がいがある人がいます。そのため、障がい者全体と、各障がいの計とは合致しません。

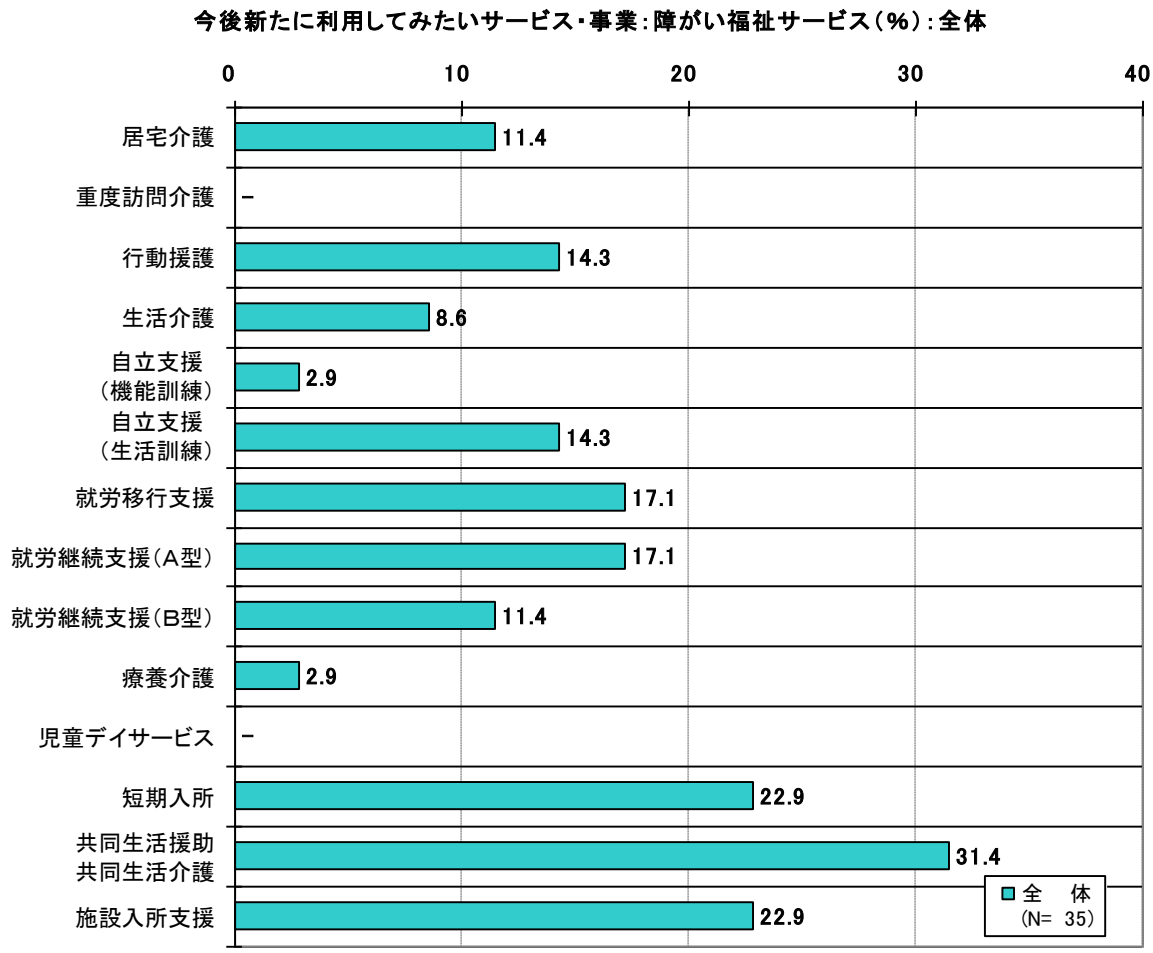
今後新たに利用してみたいサービス・事業：障がい福祉サービス（%）：全体
0
10
20
30
40
居宅介護
11.4
重度訪問介護
－
行動援護
14.3
生活介護
8.6
自立支援（機能訓練）
2.9
自立支援（生活訓練）
14.3
就労移行支援
17.1
就労継続支援（A型）
17.1
就労継続支援（B型）
11.4
療養介護
2.9
児童デイサービス
－
短期入所
22.9
共同生活援助 共同生活介護
31.4
施設入所支援
22.9
全　体
（N= 35）

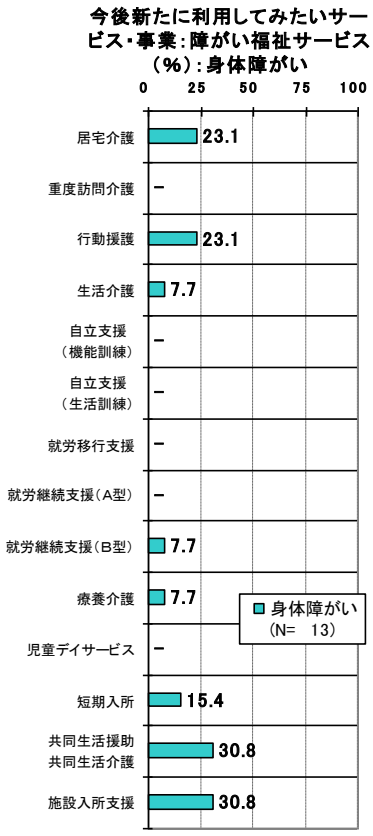
今後新たに利用してみたいサービス・事業：障がい福祉サービス（%）：身体障がい
0
25
50
75
100
居宅介護
23.1
重度訪問介護
－
行動援護
23.1
生活介護
7.7
自立支援（機能訓練）
－
自立支援（生活訓練）
－
就労移行支援
－
就労継続支援（A型）
－
就労継続支援（B型）
7.7
療養介護
7.7
児童デイサービス
－
短期入所
15.4
共同生活援助 共同生活介護
30.8
施設入所支援
30.8
身体障がい
（N= 13）

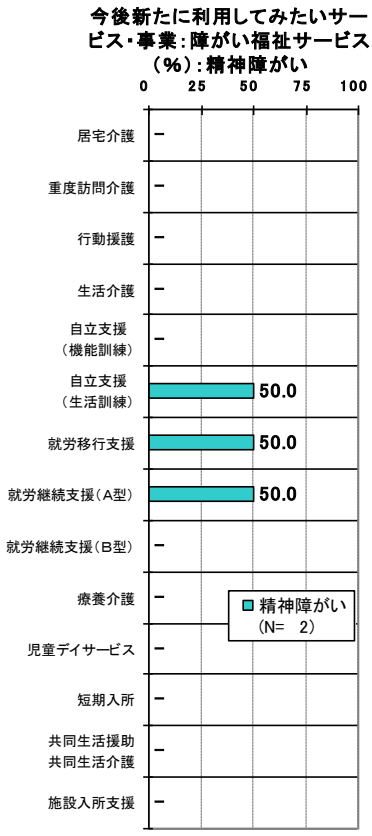
今後新たに利用してみたいサービス・事業：障がい福祉サービス（%）：精神障がい
0
25
50
75
100
居宅介護
－
重度訪問介護
－
行動援護
－
生活介護
－
自立支援（機能訓練）
－
自立支援（生活訓練）
50.0
就労移行支援
50.0
就労継続支援（A型）
50.0
就労継続支援（B型）
－
療養介護
－
児童デイサービス
－
短期入所
－
共同生活援助 共同生活介護
－
施設入所支援
－
精神障がい
（N= 2）

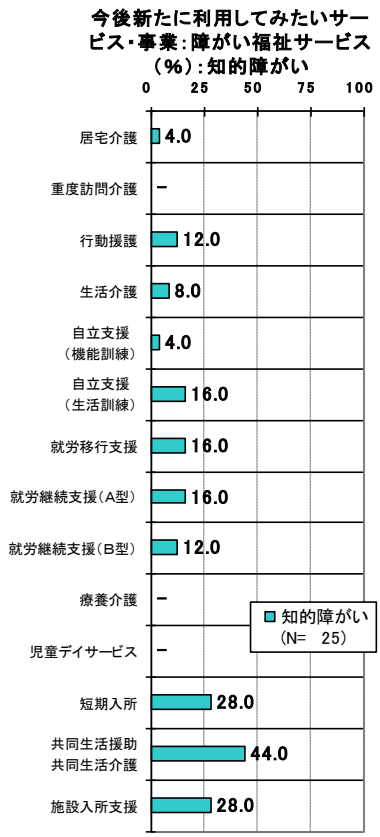
今後新たに利用してみたいサービス・事業：障がい福祉サービス（%）：知的障がい
0
25
50
75
100
居宅介護
4.0
重度訪問介護
－
行動援護
12.0
生活介護
8.0
自立支援（機能訓練）
4.0
自立支援（生活訓練）
16.0
就労移行支援
16.0
就労継続支援（A型）
16.0
就労継続支援（B型）
12.0
療養介護
－
児童デイサービス
－
短期入所
28.0
共同生活援助 共同生活介護
44.0
施設入所支援
28.0
知的障がい
（N= 25）

今後新たに利用してみたいサービス・地域生活支援事業（%）：全体

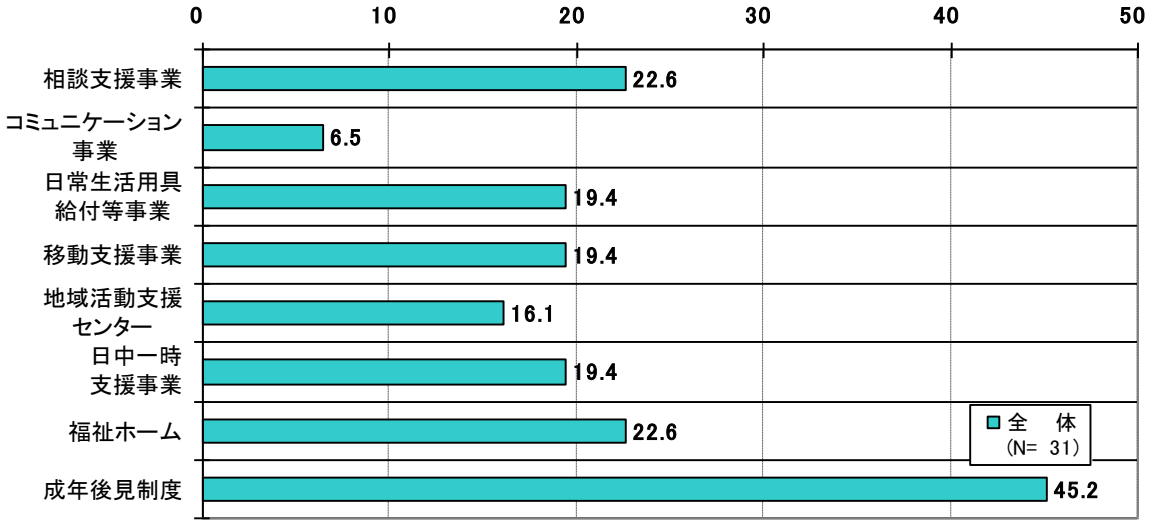

今後新たに利用してみたいサービス・地域生活支援事業（%）：身体障がい

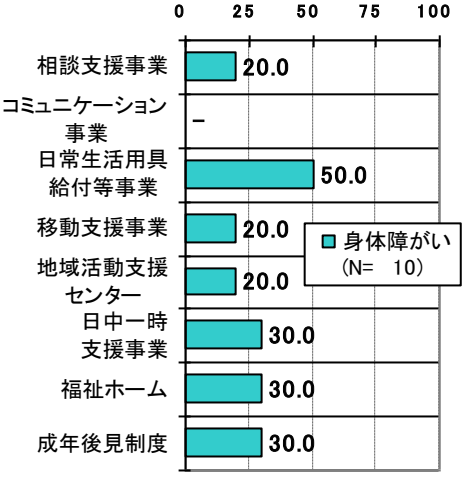

今後新たに利用してみたいサービス・地域生活支援事業（%）：精神障がい

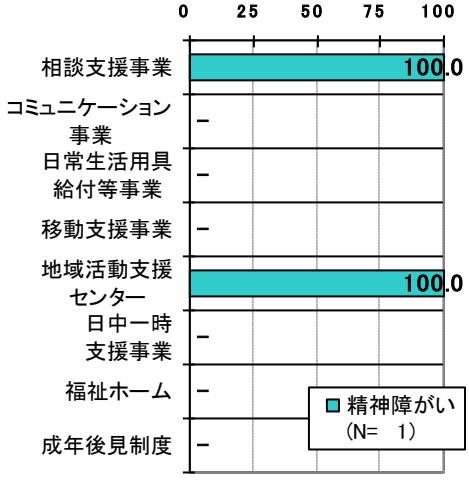

今後新たに利用してみたいサービス・地域生活支援事業（%）：知的障がい

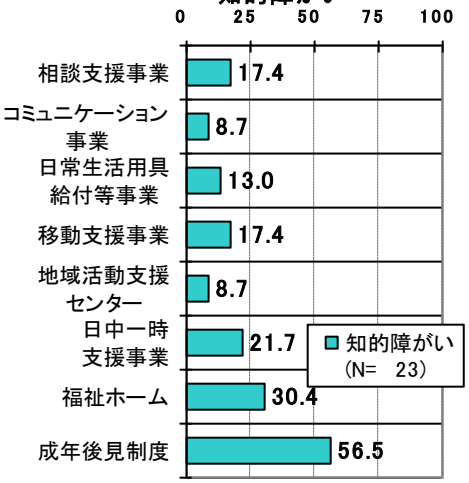

今後新たに利用してみたいサービス・地域生活支援事業（%）：手帳なし

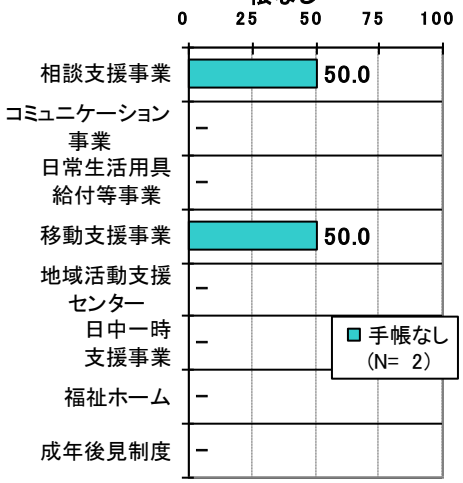

⑦　障がい者が地域で生活し、働くために必要なこと

～　問９（１）、（２）　～

・障がい者自身が地域で生活する上で必要と考えていることは、居住の場の確保（49.7%、回答者193人中）、就労の場の確保（47.2%）です。次いで、障がい者への理解（44.0%）などがあります。移動手段の改善や道路・歩道の整備（34.2%）など環境整備もあげられています。
・障がい者が生活するためには、社会的な関心や基盤整備の前に、まず安心して生活できる場所、働ける場所の確保が最優先であるとの考えです。そのために、地域の理解や様々な情報や支援の提供など、地域住民による地域福祉面での理解と活動が重要と思われます。
・働くために必要なこととしては、企業側の障がい者に対する理解（53.4%、回答者193人中）、給与・賃金の充実（47.7%）、相談窓口（46.0%）があげられています。それ以外にも、多くの施策（選択肢）が４割台の回答となっています。
・就労については、受入れ側の理解やそのための支援、訓練、総合的な相談窓口の必要性が指摘されていますが、今後はさらに、就労の継続まで視野に入れた取組みの必要があると思われます。

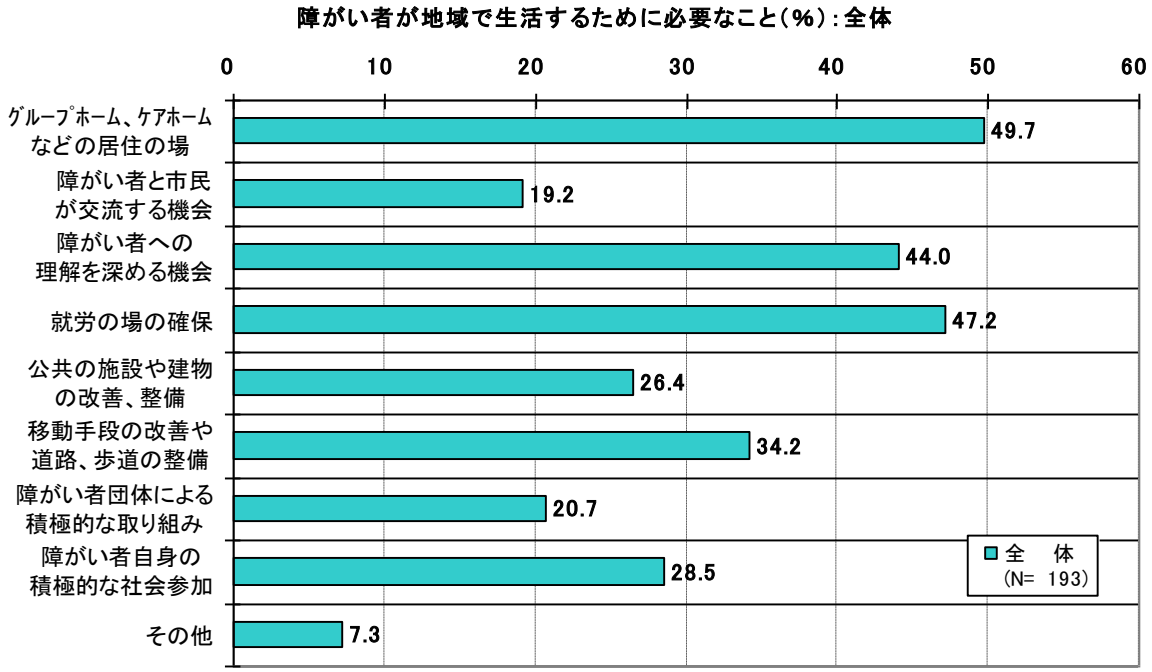

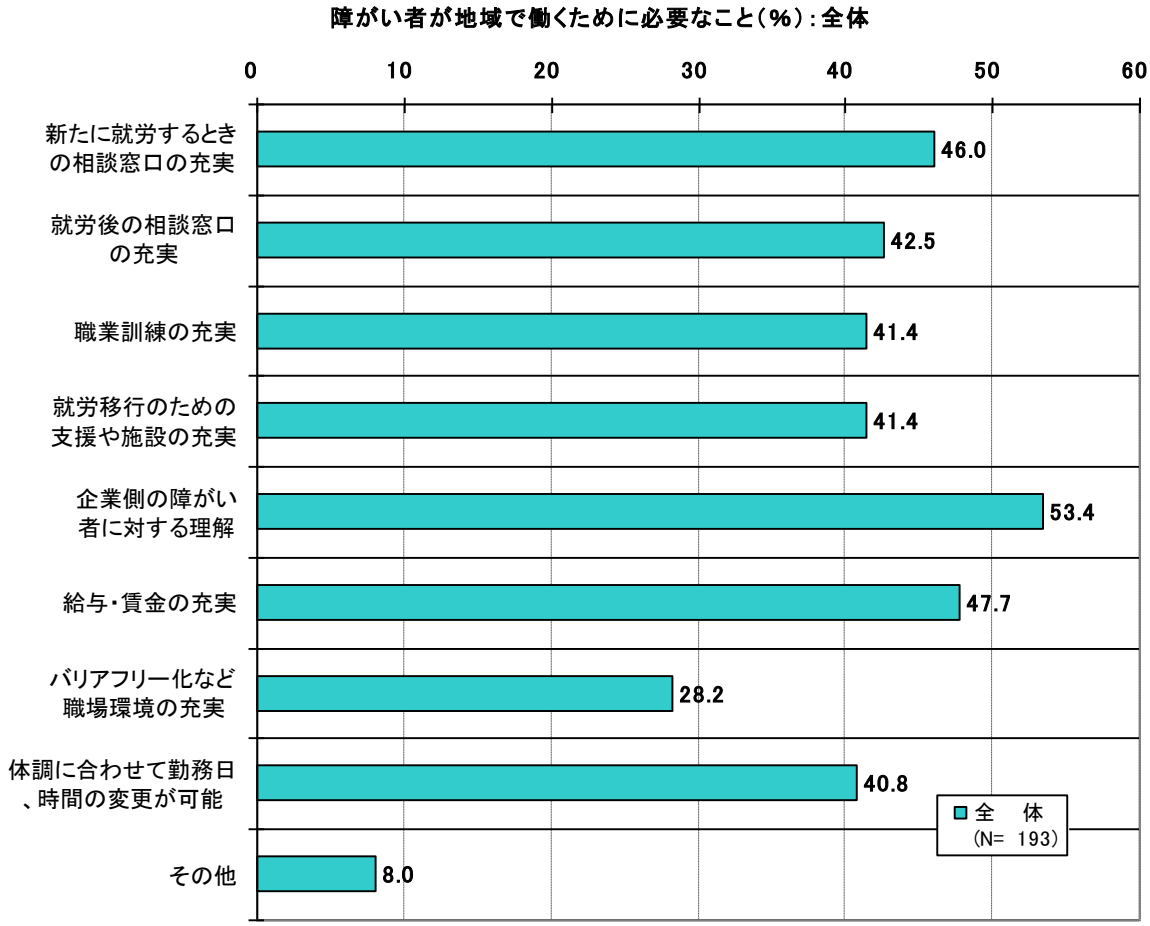

⑧　障がい者が重要と思う障がい者福祉の施策　　～　問１０　～

・障がい者が重要と思う施策は、理解を深めるための教育・啓発の推進（65.1%、回答者175人中）、障がい児の療育・教育の充実（62.3%、回答者175人中）、年金・医療体制の充実（59.6%、回答者198人中）となっており、福祉サービスについては、経済的・金銭的な支援（48.4%、回答者190人中）、生きがいを持って生活できるサービスの充実（46.3%、回答者190人中）などが重要であるとの意向になっています。

・重要と思う施策については、障がい者の日常生活に影響のある、経済的、金銭的な面の支援、年金や医療体制の充実が求められています。また、障がい者が地域に継続して暮らしていくために、障がい者への理解を深める教育、啓発、そして障がい児の療育、教育も強く求められています。さらに、障がい者の日常生活で気がかりなことでも関心が高かった「生きがい」を持った生活へのサービスの充実が望まれており、障がい者の生きがいをどのようにとらえるかということも含めた取組みが必要になると思われます。

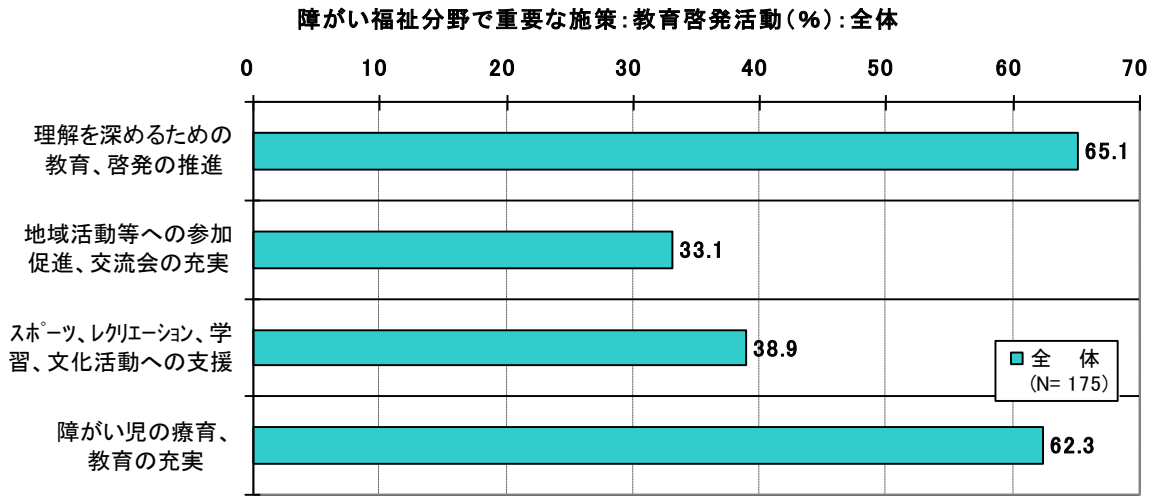
障がい福祉分野で重要な施策：教育啓発活動（%）：全体
0
10
20
30
40
50
60
70
理解を深めるための教育、啓発の推進
65.1
地域活動等への参加促進、交流会の充実
33.1
ｽﾎﾟｰﾂ、ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、学習、文化活動への支援
38.9
障がい児の療育、教育の充実
62.3
全　体
(N= 175)

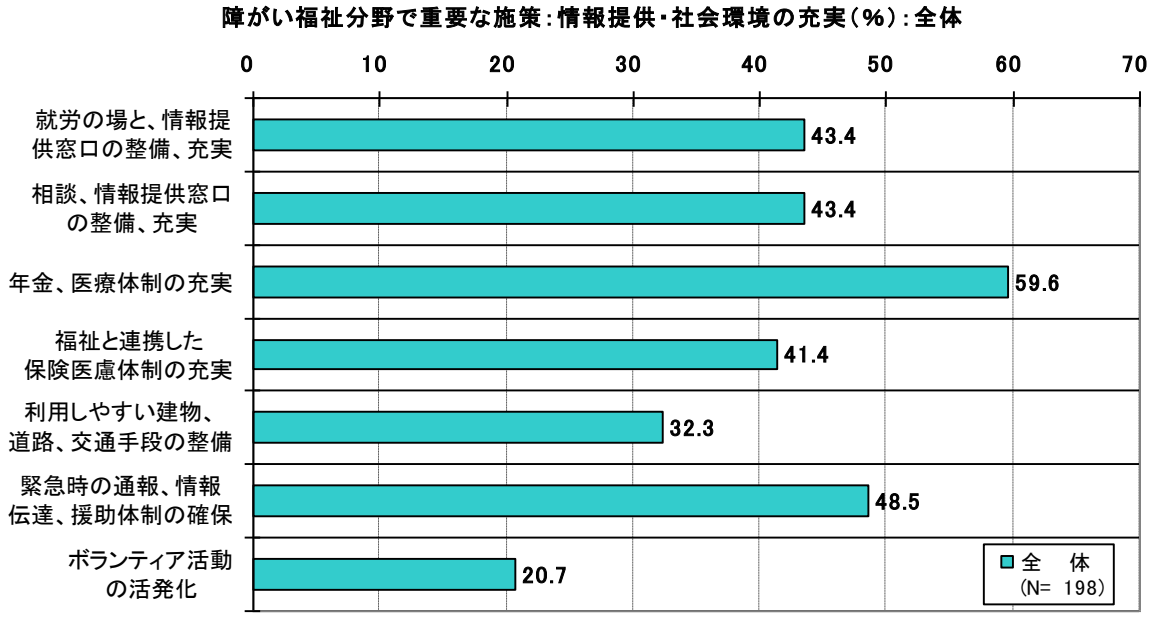
障がい福祉分野で重要な施策：情報提供・社会環境の充実（%）：全体
0
10
20
30
40
50
60
70
就労の場と、情報提供窓口の整備、充実
43.4
相談、情報提供窓口の整備、充実
43.4
年金、医療体制の充実
59.6
福祉と連携した保険医療体制の充実
41.4
利用しやすい建物、道路、交通手段の整備
32.3
緊急時の通報、情報伝達、援助体制の確保
48.5
ボランティア活動の活発化
20.7
全　体
(N= 198)

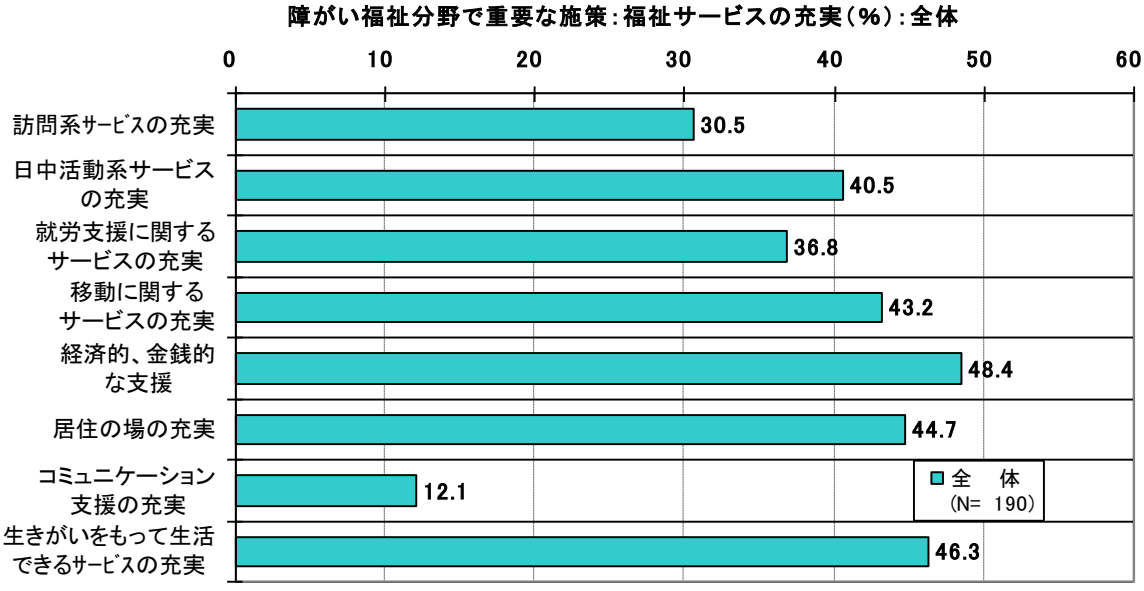
障がい福祉分野で重要な施策：福祉サービスの充実（%）：全体
0
10
20
30
40
50
60
訪問系ｻｰﾋﾞｽの充実
30.5
日中活動系サービスの充実
40.5
就労支援に関するサービスの充実
36.8
移動に関するサービスの充実
43.2
経済的、金銭的な支援
48.4
居住の場の充実
44.7
コミュニケーション支援の充実
12.1
生きがいをもって生活できるｻｰﾋﾞｽの充実
46.3
全　体
(N= 190)

⑨　災害発生時の避難方法について　　～　問８　～

・地震や火災などが発生した場合の避難方法について確認しました。全体では「避難できる」（19.7％、回答者244人中）、「頼れる人がいる」（57.0％）を合わせて76.7％となっており、約8割近くの人について避難体制が取れています。一方、65歳以上では「避難できない」の回答が31.3％と、全体（11.5％）の約3倍の値になっていました。これは、高齢化により移動が難しい人が増えており、今後も増加することが想定されます。また、「頼れる人がいる」と回答した場合に、それは、具体的にどういう人なのかを明らかにすることで、取りうる施策が見えてくると考えられます。

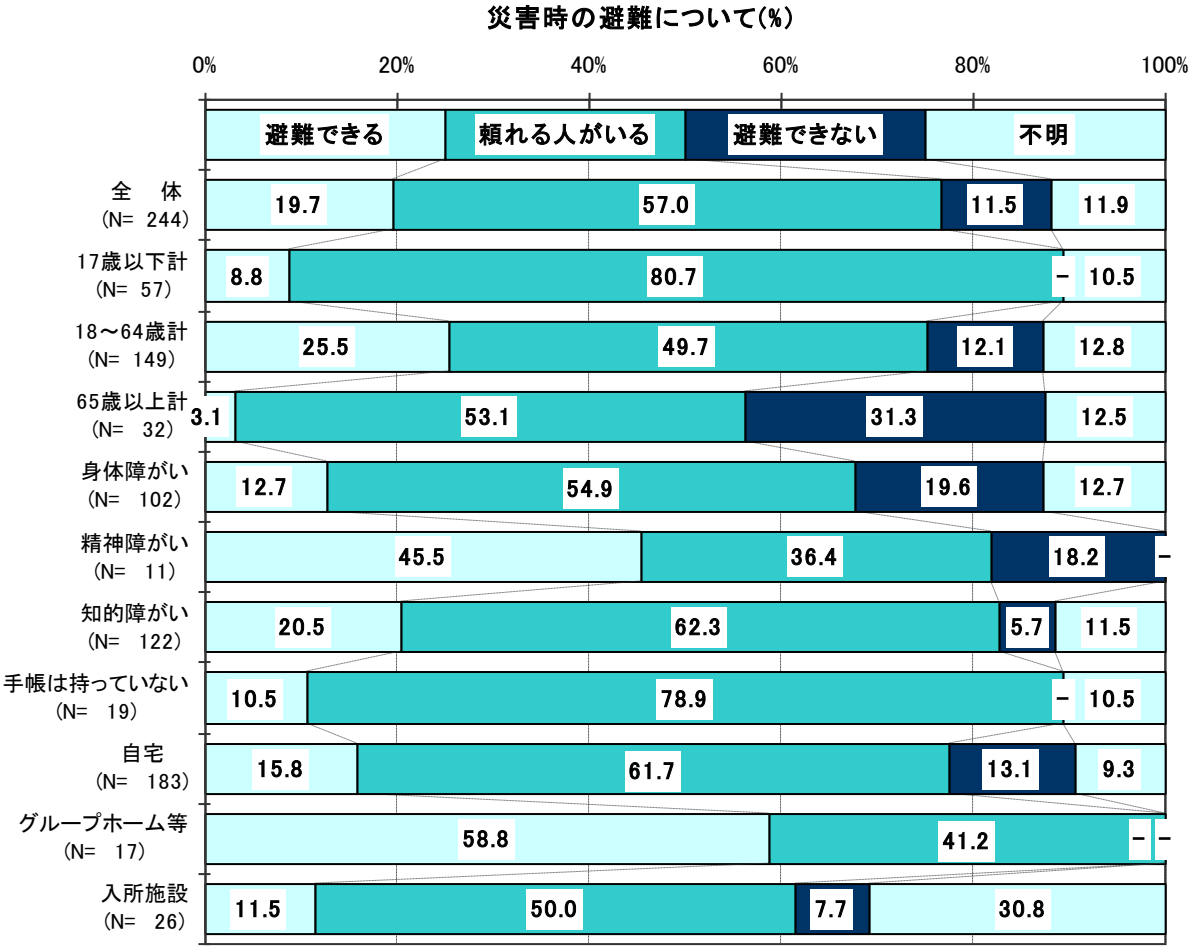

６．障がい者福祉の課題

（１）障がい者福祉施策の課題

＜１＞　前障がい者福祉計画・第2期障がい福祉計画から引き継ぐ課題

①▪総合的な相談体制の提供

障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がい者からの相談に対して的確に対応できる体制と、障がい者のニーズに対し適切な情報を提供できる総合的な相談体制の構築が必要です。また、これらに対応できる専門的知識を有する人材の育成や確保が必要です。

②　利用しやすいサービスの提供

障がい者の障がいの内容や程度は多岐にわたり、その生活も様々であり、生活ニーズも多様化しています。

障がい者が地域で自立生活を送るためには、利用しやすい福祉サービスの提供と情報提供が必要です。また、障がいのある子どもの早期発見と成長に応じた発達を支援する体制を確保する必要があります。さらに、障がい者の権利を擁護するサービス提供体制の確保とサービスの利用促進が必要です。

③　社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進させるためには、手話通訳者、要約筆記者の養成、学習や趣味活動の施設や設備、安心して利用できるバリアフリー対応の施設や設備など、障がい者が生きがいと誇りを持って暮らせるよう、必要な社会資源の整備やサービスの充実が求められます。また、地域行事への参加などの社会参加と交流を支援する施策の充実が必要です。

④　地域生活への移行促進

施設・病院から地域生活への移行を円滑に進めるためには、日中活動の場と居住の場であるグループホームやケアホーム、福祉ホームの確保が必要で

す。また、障がいの軽減や社会適応を図ることが可能となるような、保健・医療とリハビリテーション環境の確保が必要です。

⑤　就労支援の強化

障がい者が自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて就労の場を確保する必要があります。また、就労に必要な知識や能力の習得も必要です。さらに、就労を長く継続していけるような相談体制や、企業側の障がい者に対する理解を醸成する取組みが必要です。

＜２＞　障がい者福祉を取り巻く現状分析から導かれる課題

①・　障がい別、年齢別に対応できるサービスの確保

障がい者数は、それぞれの障がい種別で増加傾向にあります。その内訳を年齢別に見た場合には、60歳以上の高年齢者の増加による影響が特に大きくなっています。同じように障がいを種別に見た場合には、9歳以下の知的障がいが5年間で2倍近くに増加しています。

このことから、障がいの早期発見と合わせて、障がい種別や年齢に応じたサービスの確保に努めることが必要です。

②　高齢者の増加、地域特性に配慮した障がい福祉サービスの展開

高齢者の増加に伴い、高齢単身世帯と夫婦世帯が増加しています。このことから、高齢化に伴う傷病などから障がい者手帳の交付を受け、障がい福祉サービスを利用する人が今後増加する可能性があります。

さらに、高齢者人口の増加に対して、総人口は減少し始めています。これは年少人口や生産年齢人口が増えていない現状があるためでもあり、このことから地域からの支援が弱まることが懸念されます。

また、地域別に見ていくと、北広島団地地区のように、高齢化が進行し高齢者単独世帯や家族の中に高齢者がいる世帯の多い地区では、家庭内での介護に力が注がれるために、地域の障がい者や高齢者を地域で見守り支える力（＝地域力）が弱まることが危惧されます。また、西部地区や西の里地区のように人口の少ない地区では、障がい者を地域で見守る住民自体が少ないことが予想されます。

自治会活動は役員の高齢化や担い手不足が指摘されており、高齢化の進行している地区では、地域を支える母体となっている自治会の活動にも今後支障が生じることが予想されます。

このような高齢者の増加や市内各地区の地域特性に十分配慮した障がい福祉サービスの展開が必要です。

③　障害者手帳の交付者の増加と総合的な相談体制の充実

福祉サービスの普及とともに、今後も障害者手帳の交付を受ける人や自立支援医療精神通院受給者証を持つ人が増加し、同時に高年齢化することが予想されます。

相談支援体制をさらに充実させ、障がい者や家族のニーズに対応した適切な情報提供やサービス提供などが必要です。

④　利便性も含めた障がい福祉サービスの質向上

本市は、人口の類似する都市等と比較すると障がい福祉サービス事業所の多いまちです。しかし、地理的条件などからサービスの内容によっては、障がい者から見た場合には、それらの事業所や施設は必ずしも利用しやすい場所にあるとはいえない状況です。

障がい者のニーズに応じて実際に選択し利用ができるような、きめ細やかなサービスの提供を推進するため、障がい福祉サービス事業所の一層の充実が必要です。

⑤　ニーズを反映した見込み量の設定と提供体制の確保

障がい福祉サービスは、サービス見込み量（計画値）に対する利用実績（実績値）の達成状況（進捗率）が計画値を下回っているものもあります。

現状の分析やアンケート調査などからは、特に、短期入所や就労継続支援（Ａ型）などのサービスの利用を増やしたいという意向がありました。

このような障がい者の意向を踏まえ、事業所のサービス提供能力を的確に把握するとともに、事業所の理解と協力を得てサービス提供体制の確保に努める必要があります。

＜３＞　アンケート調査から導かれる課題

①▪障がい者が日常生活で気にかかっていることへの対応

障がい者は、生きがいや誇りを持って地域で暮らしたいと思っていますが、その一方で、「いつまで在宅生活が続けられるのか」、「家族へ負担をかけていないか」、「外出時の費用がかかる」などの不安を持っています。これらの障がい者が日常生活で抱く思いや不安に十分配慮した福祉サービスの提供を図る必要があります。

②　障がい者が支援を必要とするときの必要な支援の提供

障がい者に対する支援の必要な時期は、現状が最も重要であるとなっていますが、18歳未満の人、知的障がいの人、精神障がいの人は診断を受ける前からの相談や情報提供などの支援を求めています。また、そのときに必要な支援としては、福祉サービスの内容に関する情報提供となっています。

障がい者が様々な支援を必要とするとき、相談支援はじめとする必要な支援を提供する体制の整備を図る必要があります。

③　障がいの区分や程度に応じた障がい福祉サービス等の提供と障がい者の満足度の向上

障がい福祉サービスや地域生活支援事業は、その満足度において、全体としては高い評価を受けていますが、障がいの種別や程度、年齢、居住場所などの個別状況で見ると十分な評価（満足）をしていない人もいます。

障がい者の個別状況に焦点をあてた障がい福祉サービス等の提供と障がい者の満足度の向上を目指す必要があります。

④　障がい福祉サービスの一層の充実と利用の拡大

障がい者は現在利用している障がい福祉サービスについて、概ね今までどおりでよいと考えていますが、サービスによっては今より増やしたいと希望するものもあります。障がいの種別や程度に応じ、利用者本位の障がい福祉

サービスの充実と利用の拡大を図る必要があります。

⑤　より使いやすい地域生活支援事業の提供

アンケート回答者の約5割の人は地域生活支援事業を利用していますが、現在利用している地域生活支援事業のサービスについても、サービスによっては今より増やしたいと希望があります。障がい福祉サービスと同様に地域の実情に沿ったサービスの充実と利用の拡大を図る必要があります。

⑥　ニーズの高いサービスへの対応と適切な移行プロセス

今後、新たに利用したいサービスとしては、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）や短期入所、成年後見制度などとなっており、これらのサービスの提供体制をさらに充実する必要があります。特に障がい者自身や家族の高齢化に対応した社会資源の整備や支援体制の構築などが求められています。

一方で、施設入所支援の利用意向もあり、課題の調査や分析を行い、地域移行との整合性を図りながらサービスを提供する必要があります。

⑦　障がい者の就労を促進し、継続できるしくみづくり

障がい者が地域で生活し就労するために、地域や企業といった受入れ側の理解とそのための支援、就労訓練や総合的な相談窓口の必要性が指摘されており、さらなる環境の整備が望まれています。社会全体で地域活動と就労支援に取り組んでいく必要があります。

⑧　生活の質を向上させるサービス等の展開

障がい者の生活を向上させるためには、地域生活に必要な居住の場、就労の場の確保、道路や歩道の移動手段の確保などのハード的なもの、障がい者についての教育啓発活動などのソフト的なものの様々な課題があります。

これらの課題について、障がい者自身や養護者の声を総合的に幅広く聴取する体制整備を図る必要があります。

⑨　災害発生時の避難体制等の確保

災害発生時の避難状況は、全体としては8割の人が自分で避難が可能な状況であると答えていますが、避難できないとしている人が約１割おり、６５歳以上では約3割の人が避難時に頼りにできる人がいないとしています。今後、高齢化の進展に伴って、このような人がさらに増加することが予想されます。自力での避難が困難である障がい者に対して、その特性に配慮した支援が行えるよう、関係団体、事業者等が連携を図り、地域住民などとの共生による安心で安全な地域の体制づくりが必要です。

また、障がい者について、災害発生時における障がいの状況に対応した福祉避難所の整備が求められています。

第3章　北広島市障がい者福祉計画等の推進

１．障がい者福祉計画

（１）基本理念と基本方針

北広島市は、「すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目指し、北広島市総合計画や国および北海道の障害者基本計画等を上位計画として、障がい者の自立や社会参加の促進など、だれもが住みやすい、ともに支えあう地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、次の基本メッセージを設定します。

基本メッセージ

ともに生きよう　ともに暮らしていくために

また、この基本メッセージを支えるものとして、以下の基本理念を定めます。

＜基本理念＞

◎　障がい者の自己決定と自己選択の尊重

◎　一元化された制度のもとでの障がい福祉サービスの推進

◎　新たな課題に対応した福祉サービスの推進

【 障がい者の自己決定と自己選択の尊重 】

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別や程度にかかわらず、障がい者が自ら選択した、必要な障がい福祉サービス等の支援を受けながら、自立と社会参加のできる地域づくり

【 一元化された制度のもとでの障がい福祉サービスの推進 】

一元化されたサービスのもとで、障がい種別にかかわりなく必要な障がい福祉サービスのある地域づくり

【 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進 】

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などに対応するサービスの提供体制を整備し、地域の社会資源を最大限活用した障がい者の生活を地域全体で支える地域づくり

基本理念を支える具体的な柱として、計画推進のための3つの基本方針を定めます。

基本方針は、障がい者福祉施策の理念を具体的に示す方針であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現を図ります。

＜計画推進の基本方針＞

◎　地域生活支援体制の充実

◎　地域生活への移行促進

◎　就労支援の充実

【 地域生活支援体制の充実 】

障がい者が「地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の充実を目指します。

さらに、子育て、教育、健康・医療、サービス事業者、雇用等の関係者からなる「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用して、地域ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化し、地域支援体制の充実を目指します。

【 地域生活への移行促進 】

本人が「どこでどのように暮らしたいか」を尊重した、地域生活への移行を目指します。そのために、居住の場であるグループホーム、ケアホーム、福祉ホームなどについて、社会資源の充実を目指します。

【 就労支援の充実 】

障がい者が意欲や能力に応じて働くことができるよう、教育関係、福祉関係、労働関係などの各関係機関との連携を強化するとともに、障がい者雇用について、企業等の理解を深めながら、就労支援施策を充実させ雇用促進を図ります。

（２）基本目標

北広島市の障がい者福祉施策を展開するための施策の柱となる基本目標は、以下のものです。

＜基本目標１＞　**総合的な相談サービスの提供**

本市は、障がい者等の相談支援を行うため、障がい者生活支援センター「みらい」および障がい者就労支援センター「めーでる」を引き続き開設し、障がい者がライフステージに応じて地域で安心して暮らすために、自立支援協議会機能の強化など、相談に対して的確に対応できる一元的、総合的な相談支援体制づくり、あらゆるニーズに対して適切な情報や社会資源を提供できる仕組みづくりを目指します。

また、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討します。

基本目標１を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策１－１　総合的な相談体制の充実

＜基本目標２＞　**利用しやすい福祉サービスの提供**

これまでも、居宅介護や移動支援、日中一時支援など障がい者や介護者のニーズに応じたサービスの提供に努めてきました。しかし、障がい者の生活スタイルも様々でニーズも多様化しています。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、今まで以上に障がい者の生活実態に対応できる、福祉サービスの提供が欠かせません。また、障がい児支援の新たな体系ができることからも、さらに利用しやすいサービスと分かりやすい情報の提供を目指します。

基本目標２を具体化するために展開する施策は以下のとおりです。

施策２－１　訪問系サービスの充実
施策２－２　日中活動系サービス（在宅）の充実
施策２－３　自立支援医療等の充実
施策２－４　日中生活（在宅）の支援
施策２－５　補装具の給付推進
施策２－６　権利擁護の促進
施策２－７　特別支援教育の推進
施策２－８　その他日常生活サービスの充実

＜基本目標３＞　**社会参加の促進**

地域で生きがいを持って暮らしていくため、移動支援、コミュニケーション支援の充実や、その他の社会参加促進事業の充実を図り、障がい者の地域行事への積極的な参加などを目指します。

基本目標３を具体化するために展開する施策は以下のとおりです。

施策３－１　移動支援事業の充実
施策３－２　コミュニケーション支援事業の充実
施策３－３　社会参加促進事業の充実
施策３－４　その他社会参加の推進

＜基本目標４＞　　**地域生活への移行促進**

居住の場となるグループホーム等の設置については、順次その確保を図ってきましたが、施設・病院での生活から地域生活への移行を円滑に進めるため、さらに居住の場の確保を進めます。また、地域生活を送る上で欠かせない日中活動の場である地域活動支援センター等の充実を目指します。

基本目標４を具体化するために展開する施策は以下のとおりです。

施策４－１　居住系サービスの充実

施策４－２　地域活動支援センター等の充実

＜基本目標５＞　　**就労機会の拡大**

福祉的就労については、その基盤は整ってきていますが、一般就労はついてはさらなる支援体制の充実が必要です。

障がい者が、自立した生活を送るため、その意欲や能力に応じた就労の場を確保するとともに、就労に必要な知識や能力の習得を目指します。

基本目標５を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策５－１　就労生活の支援

（３）障がい者福祉計画　施策体系

【基本メッセージ】　ともに生きよう　ともに暮らしていくために

【基本理念】

（１）障がい者の自己決定と自己選択の尊重
（２）一元化された制度のもとでの障がい福祉サービスの推進
（３）新たな課題に対応した福祉サービスの推進

【計画推進の基本方針】

（１）地域生活支援体制の充実
（２）地域生活への移行促進
（３）就労支援の充実

＜基本目標１＞　総合的な相談サービスの提供

施策１－１　総合的な相談体制の充実

＜基本目標２＞　利用しやすい福祉サービスの提供

施策２－１　訪問系サービスの充実
施策２－２　日中活動系サービス（在宅）の充実
施策２－３　自立支援医療等の充実
施策２－４　日中生活（在宅）の支援
施策２－５　補装具の給付推進
施策２－６　権利擁護の促進
施策２－７　特別支援教育の推進
施策２－８　その他日常生活サービスの充実

＜基本目標３＞　社会参加の促進

施策３－１　移動支援事業の充実
施策３－２　コミュニケーション支援事業の充実
施策３－３　社会参加促進事業の充実
施策３－４　その他社会参加の推進

＜基本目標４＞　地域生活への移行促進

施策４－１　居住系サービスの充実
施策４－２　地域活動支援センター等の充実

＜基本目標５＞　就労機会の拡大

施策５－１　就労生活の支援

障害者基本法に基づく施策・事業

障害者自立支援法に基づくサービス

自立支援給付事業

地域生活支援事業

その他の福祉サービス等

２．障がい福祉計画

障がい者福祉計画の基本理念、基本目標の実現を目指し、障害者自立支援法に基づき展開する施策は以下のとおりです。

（１）施策の展開方向

①　基本目標１　総合的な相談サービスの提供

施策１－１　総合的な相談体制の充実

障がい者が、障がいのない人と同じように地域で生活し、活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、障がい者の悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
●○相談支援事業	障がい者や家族の生活の支援、自立と社会参加の促進を図るため、各種相談や助言、情報提供やサービス利用の調整などを行います。また、障がい福祉サービスを利用する人について、サービス利用計画支援等を行います。また、市内の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。
○北広島市障がい者自立支援協議会	福祉・医療・教育など、関係機関の関係者による自立支援協議会を設置し、相談支援のあり方や相談支援体制の整備等について協議します。

☆障がい児相談支援事業　　☆相談員制度　　☆こども発達支援センターでの療育相談

②　基本目標２　利用しやすい福祉サービスの提供

施策２－１　訪問系サービスの充実

障がい者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパー等が居住の場を訪問してサービスを提供する訪問系サービスの充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
●居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
●重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
●同行援護	視覚障がい者に、外出時の移動の支援や危険回避のための援護などを行います。
●行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
●重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

☆訪問理容サービス　　☆配食サービス

施策２－２　日中活動系サービス（在宅）の充実

障がい者の地域や在宅での自立生活を支援するため、障がい者の日常生活や訓練活動を支援する日中系サービス（在宅者向け）の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
●療養介護	医療を必要とし、常時介護が必要な場合、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
●生活介護	常に介護を必要とする人に、通所施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
●短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

●自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
●就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
○地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。

☆障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）

☆放課後対策（学童クラブ）　☆障がい児保育

施策２－３　自立支援医療等の充実

障がい者がその心身の障がい状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
●自立支援医療（更生医療）	身体障害者手帳を所持している18歳以上の人で、手術などにより、障がいが改善または機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費を給付します。
●自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童で、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費を給付します。
●自立支援医療（精神通院医療）	精神障がいの治療上必要と認められる医療が対象で、通院の場合、その医療費を給付します。

☆重度心身障害者医療費助成　　☆重度心身障害者等通院交通費助成

☆ひとり親家庭等医療費助成

☆特定疾患等医療費助成

施策２－４　日中生活（在宅）の支援

障がい者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、日常生活用具の給付、活動の場の提供など日中生活（在宅者向け）の支援を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
○日常生活用具の給付	在宅の重度障がい児・者の日常生活が円滑に行われるよう日常生活用具の給付を行います。
○日中一時支援事業	日中における活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援および日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

☆在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成

施策２－５　補装具の給付推進

障がい者の地域や在宅での自立生活を支援するため、障がい者に対し、補装具の給付を推進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
●補装具の給付	身体障害者手帳を所持している人の身体機能を補うため、義肢や車いすなどの補装具費（購入費、修理費）の給付を行います。

施策２－６　権利擁護の促進

地域で障がい者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい者の権利擁護を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
○成年後見制度の利用促進	精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度（成年後見制度）の利用を促進し、費用の一部を助成します。

☆日常生活自立支援事業　　☆障がい者虐待防止事業

③　基本目標３　社会参加の促進

施策３－１　移動支援事業の充実

障がい者が地域で安全に外出し、医療・福祉サービスを受けられるよう、障がい者のための移動手段の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
○移動支援事業	障がい者等が社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
○障がい者自動車運転免許取得費助成	社会活動の促進のために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。
○障がい者自動車改造費助成	就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。

☆福祉バスの運行　　☆移送サービス　　☆ＪＲ旅客・バス・航空運賃の割引
☆福祉タクシー・福祉自動車燃料チケットの交付　　☆福祉タクシー割引
☆有料道路割引　　☆歩行困難者使用中標章　　☆盲導犬取得助成

施策３－２　コミュニケーション支援事業の充実

障がい者の地域でのコミュニケーションを円滑に行えるよう、多様な表現手段の確保を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
○専任手話通訳者の配置と派遣	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、福祉課に手話通訳者を配置し、手話通訳者の派遣を行います。
○手話講習会の開催	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを支援し、情報提供を円滑にするため、手話通訳ボランティアや手話通訳者の養成を行います。
○要約筆記者の養成と派遣	手話取得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、要約筆記者の養成を行い、要約筆記者の派遣を行います。
○朗読、点訳ボランティアの養成	視覚障がい者に対する情報提供やコミュニケーションを支援するため、朗読や点訳を行うボランティアの養成と技術向上のための養成講座を開催します。
○点字、声の広報の発行	点訳、音訳した「市広報紙」および「市議会広報紙」を視覚障がい者に配付します。

施策３－３　社会参加促進事業の充実

障がい者が地域での社会活動に参加できるよう、様々な交流と体験機会の提供を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
○フレンドリーセンター	障がいのある人の余暇活動を支援するため、スポーツ、レクリエーション、制作活動などを行い、健常者との交流を図ります。
○障がい者スポーツ教室等	障がい者がスポーツを通じて体力の向上や自立更生への意欲を高めるとともに、障がい者への理解を深めるために障がい者スポーツ教室等を開催します。

☆療育キャンプ　　☆総合体育館等の使用料金減免

☆放課後対策（学童クラブ）　　☆障がい児保育

④　基本目標４　地域生活への移行促進

施策４－１　居住系サービスの充実

障がい者の地域での自立生活を支援するため、居住系施設の確保と、そこでの居住系サービスを提供します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　○＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
●共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
●共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
●施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
○福祉ホーム	ある程度自活能力があり、家庭環境や住宅事情等のため、居宅において生活することが困難な人に、低額な料金で生活の場を提供します。

施策４－２　地域活動支援センター等の充実

障がい者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　〇＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
〇地域活動支援センター事業（再掲）	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。
〇精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成	精神障がい者の社会復帰のために市内・市外の地域活動支援センター、就労継続支援事業所、病院デイケアなどの施設に通所している人に、その通所に要する公共交通機関の料金の半額を助成します。

⑤　基本目標５　就労機会の拡大

施策５－１　就労生活の支援

障がい者が就労を希望する場合、就労のための必要な訓練や、活動の場を提供します。就労移行支援等については、個々の課題に基づいた就労訓練を強化します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業　〇＝地域生活支援事業　☆＝その他事業）

事業名	サービス内容
●就労移行支援（再掲）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）（再掲）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
〇北広島市障がい者自立支援協議会(再掲)	地域において、障がい者の適性に応じた就労の場を確保するため、自立支援協議会での議論や情報交換を行い、障がい者の就労機会の確保を促進します。

３．その他の福祉サービス

障がい者福祉施策を充実させるため、市やその他の機関で提供している福祉サービスです。

①　基本目標１　総合的な相談サービスの提供

施策１－１　総合的な相談体制の充実

障がい者が、障がいのない人と同じように地域で生活し、活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、障がい者の悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。

また、乳幼児期の発達を支えていくために、障がいの有無に関わらず保護者や関係機関からの相談を受け、早期発見・早期対応を行います。相談件数が増加していることから、体制の充実が必要です。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
障がい児相談支援事業	障がい児や家族の生活の支援、各種相談や助言、情報提供や通所支援の利用調整などを行います。また、通所支援を利用する障がい児について、障害児支援利用計画の作成等を行います。
相談員制度	障がい者などが身近な地域で気軽に相談ができるように、相談員を配置しています。
こども発達支援センターでの療育相談	まちの身近な相談窓口として、専門の職員が心や体、言葉の発達に心配や障がいのある乳幼児から小学校6年生までの子どもの相談を受けています。必要な場合には、家庭生活や集団生活への支援や指導を行います。また、発達障がいは、集団生活上での気付きが多いため、幼稚園、保育園、小学校等に出向いての相談や支援、関係機関調整を行います。

②　基本目標２　利用しやすい福祉サービスの提供

施策２－１　訪問系サービスの充実

障がい者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパー等が居住の場を訪問し、サービスを提供する、訪問系サービスの充実を図ります。

■ 主な施策・事業

事業名	サービス内容
訪問理容サービス	在宅で重度障がい者や寝たきりの高齢者を対象に、理容師が訪問して散髪を行います。
配食サービス	食事を作るのが困難な障がい者や高齢者だけの世帯に食事を届けます。

施策２－２　日中活動系サービス（在宅）の充実

障がい者の地域や在宅での自立生活を支援するため、障がい者の日常生活や訓練活動を支援する日中系サービス（在宅者向け）の充実を図ります。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
障害児通所支援事業	障がい児の特性に応じ、医療の必要な障がい児や日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが必要な障がい児に対し、放課後等デイサービスや児童発達支援等の支援を実施します。
放課後対策（学童クラブ）	保護者の就労や疾病等で、放課後家庭において保護を受けることができない障がい児（小学校1年生から4年生）を学童クラブで受け入れ、一般児童との交流を図ります。
障がい児保育	保護者の就労や疾病等で、保育に欠けるおおむね4歳以上の心身に障がいのある児童の保育を行っています。適切な指導を行い一般の児童とともに集団保育を行っています。

施策２－３　自立支援医療等の充実

障がい者がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
重度心身障害者医療費助成	重度の心身障がい者が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。
重度心身障害者等通院交通費助成	重度心身障害者医療受給者、ひとり親家庭等医療受給の児童が慢性的な疾病等により定期的かつ長期的に通院した場合の交通費の

事業名	サービス内容
	一部を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭のほか、重度の心身障がい者を父（母）に持つ子と母（父）が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。
特定疾患等医療費助成事業	国、道が指定する疾患および血友病の人の医療費について助成します。

施策２－４　日中生活（在宅）の支援

障がい者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、日常生活用具の給付、活動の場の提供など日中生活（在宅者向け）の支援を図ります。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成	在宅での酸素療法および人工呼吸療法が必要な呼吸機能障がいの人に、酸素濃縮器および人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成します。

施策２－６　権利擁護の促進

地域で障がい者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい者の権利擁護を図ります。今後は、障がい者の特性に応じた身近できめ細かな権利擁護の相談を受けられる体制の整備が必要です。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	地域で安心して生活できるよう、日常の金銭管理や福祉サービスの利用等に関して支援を行います。
障がい者虐待防止事業	障がい者の虐待防止に関わる通報や一時保護などに対応する障がい者虐待防止センターの設置等、障がい者の虐待防止に向けた取組みを行います。

施策２－７　特別支援教育の推進

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育を受けられるよう、障がい児の教育の充実や支援を図ります。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
就学指導委員会の設置	医師、教育職員、児童福祉施設職員などの専門家からなる「就学指導委員会」を設置し、児童・生徒の障がいの種類、程度などから就学指導や最もふさわしい教育が受けられる就学先を審議します。
特別支援学級の開設	障がいのある児童・生徒の状況に応じた特別支援学級を通学校区の学校の中に設置し、特別の教育課程による教育を行います。
通級指導教室の開設	通常学級に在籍している児童で、言語障がいや発達障がいなどで、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童･生徒に対し指導を行います。
特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及・奨励を図るために、学用品費・学校給食費等の援助を行います。
私立幼稚園振興補助の支給	障がいのある幼児を１人または２人受け入れている幼稚園に対し、補助金を交付します。
特別支援教育の充実	・すべての学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、学校全体での特別支援教育の支援体制を推進します。 ・学校等が障がい児教育、発達障がい等に関する指導の専門的知識、経験を有する者からの助言などを受けられるよう、「相談チーム」もしくは「専門委員」を組織し、学校からの要請で派遣を行います。 ・特別支援学級で特に介助が必要な児童・生徒のために、介助員を配置します。 ・通常学級に在籍する特別な教育支援が必要な児童・生徒のために、支援員を配置します。

施策２－８　その他日常生活サービスの充実

障がい者の地域や在宅での自立した日常生活を地域で見守り、声かけや相談を受けるよう、地域活動と連携した地域づくりを図ります。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
自助具の給付	在宅の重度身体障がい児・者に、生活動作を補うための各種用具の給付を行います。
車いすの貸出し	在宅生活で必要とする障がい者や高齢者に、期間を６か月以内として車いすを無料で貸し出します。
紙おむつの給付	在宅で重度の身体・知的障がい者、寝たきりの高齢者や重度の認知症高齢者の人で、常時紙おむつを使用している人に、紙おむつの購入助成券を交付します。
緊急通報システム事業	一人暮らしの重度障がい者、高齢者で持病のある人や健康上の不安のある人に、電話回線を使い急病など緊急事態を通報できる装置やペンダント型発信器を貸し出します。あわせて火災やガス漏れのセンサーを取り付けることもできます。
除雪サービス	身体的状況から自力で除雪が困難な低所得である障がい者や高齢者だけの世帯で、代わりに除雪できる親族が市内にいない人を対象に、除雪ボランティアなどが玄関先から公道までの生活に必要な通路部分の除雪を行います。
融雪装置設置費補助	障がい者や高齢者の冬の生活をよりすごしやすくするために、家の前をロードヒーティングする場合、その費用の一部を助成します。
災害時要援護者の登録と防災対策支援	災害時要援護者を本人の同意のもとで登録し、災害時の救援を図ります。
自立援助住宅改修助成	介護や支援が必要になる可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）であると市や高齢者支援センターで判定された人で、自立して生活しているものの生活機能の低下があり、転倒の危険が心配される高齢者で段差の解消や手すりの取付けなどが必要な人が対象です。

③　基本目標３　社会参加の促進

施策３－１　移動支援事業の充実

障がい者が地域で安全に外出し、医療・福祉サービスを受けられるよう、障がい者のための移動手段の充実を図ります。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
福祉バスの運行	障がい者団体等が研修や交流事業等の社会参加を促進するため、福祉バスを運行します。
移送サービス	下肢または体幹機能の重度障がい者や介護保険の要介護認定で要介護４または５の認定を受けている在宅の人で、移動に際して車いすやストレッチャーを使用し、ホームヘルパーの介助を必要とする人が対象で、医療機関への通院や入退院のための移動に利用できます。
ＪＲ旅客・バス・航空運賃の割引	障がい者手帳の交付を受けている人が、JR・バス等を利用するときの料金が割引になります。
福祉タクシー・福祉自動車燃料チケットの交付	福祉タクシーまたは福祉自動車燃料チケットの交付を行います。
福祉タクシー割引	タクシーを利用した際、手帳を提示することで料金メーター表示額から割引となります。
有料道路割引	自動車で有料道路を利用するとき、料金を減免します。
歩行困難者使用中標章	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、一定の障がいの方は、公安委員会から駐車禁止除外指定車証章の交付を受けることができます。
盲導犬取得費助成	視覚に重度の障がいのある人が、盲導犬を取得する際の費用の助成を行います。

施策３－３　社会参加促進事業の充実

障がい者が地域での社会活動に参加できるよう、様々な交流と体験機会の提供を図ります。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
療育キャンプ	心身に障がいのある人の療育、体験学習の場として、また、ボランティアとの交流や相互理解を深めることを目的として、野外活動や学習を行います。
総合体育館等の使用料金減免	身体障害者手帳等の交付を受けている人が総合体育館、芸術文化ホール、地区住民センター等を使用する場合、使用料が減免されます。
放課後対策（学童クラブ）（再掲）	保護者の就労や疾病等で、放課後家庭において保護を受けることができない障がい児（小学校1年生から4年生）を学童クラブで受け入れ、一般児童との交流を図ります。
障がい児保育（再掲）	保護者の就労や疾病等で、保育に欠けるおおむね4歳以上の心身に障がいのある児童の保育を行っています。適切な指導を行い一般の児童とともに集団保育を行っています。

施策３－４　その他社会参加の推進

障がい者が在宅や地域で社会活動への参加機会の確保ができるよう、様々な福祉情報の提供と公共空間や住宅のバリアフリー化を推進します。

■主な施策・事業

事業名	サービス内容
障がい者に配慮した公共施設の整備とバリアフリー化	公共施設の新設にあたっては、「北広島市福祉環境整備要綱」、「北海道福祉のまちづくり条例」、「北海道福祉のまちづくり指針」等に基づいて、「建築物移動等円滑化基準」より質の高い「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する施設整備に努めます。 また、施設の利用形態、利用者等を把握した上で、障がい者用トイレ・オストメイトトイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がい者が使いやすい施設整備を推進します。 既存施設についても、障がい者が利用しやすいよう更新時期などに合わせ計画的に施設・設備の改修を進めます。さらに、民間施設についても同様に整備が図れるよう啓発・指導に努めます。

市営住宅にバリアフリー整備	市営住宅の建替えに合わせてバリアフリー化が図られています。今後建替えを行う市営住宅についてはユニバーサルデザインの採用を進めていきます。
住宅改造のための相談・支援	障がい者や高齢者の多様なニーズに対応した住宅改修に対する相談を受け付けます。
福祉情報ガイドブックの発行	サービスガイド「ともに暮らしていくために」を発行し、障がい者に各種制度の情報提供を行います。

④　基本目標５　就労機会の拡大

施策５－１　就労生活の支援

関連団体と連携し、障がい者の就労支援を図ります。就労移行支援等については、個々の課題に基づいた就労訓練を強化します。

また、市においては、地方自治法に基づく特定随意契約による授産事業所等への発注をさらに促進していきます。

■主な施策・事業

事業名（事業所名）	サービス内容
（公共職業安定所）	心身障がい者の就職について、指導や訓練を行います。 ・職場適応訓練　・短期職場適応訓練　・公共職業訓練
（地域障害者職業センター）	心身障がい者の就職に向けての相談、職業能力・適性の判定評価、職業準備訓練および職業講習等を行っています。
（北海道障害者職業能力開発校）	心身障がい者が技術を身につけ、職業的自立を図るための訓練施設の紹介を行っています。
障害者試行雇用事業（公共職業安定所）	障がい者に関する知識や雇用経験がない事業所に対して、障がい者を試行的に雇用する機会を付与し、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進めます。 （「トライアル雇用」による障がい者雇用のきっかけづくり）
特定求職者雇用開発助成金（公共職業安定所）	新たに高年齢者、障がい者等の就職が特に困難な求職者を継続して雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成し、就職が困難な人の雇用機会の増大を図ります。
職場適応援助者に	知的障がい者や精神障がい者など、職場での適応に課題を有する

事業名（事業所名）	サービス内容
よる支援（地域障害者職業センター）	障がい者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、きめ細かな人的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図ります。
障害者就業・生活支援センター事業	障がい者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において、雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を行います。（就業面と生活面における一体的な支援）
職業リハビリテーションの実施（地域障害者職業センター）	地域の就労支援関係機関において、障がい者の職業生活における自立を支援します。（ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター）
精神障害者職場復帰支援（リワーク支援）（地域障害者職業センター）	精神障がい者の職場における　①生活リズムの立て直し　②ストレスへの対処法　③リハビリ出勤　④会社との調整、などのフォーロー、支援を行います。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練（北海道立札幌高等技術専門学院）	障がい者が居住する地域で多様な委託先を活用した委託訓練を機動的に実施し、障がい者の雇用・就業の促進を図ります。
障害者雇用納付金制度に基づく助成金（障害者雇用促進協会）	重度障がい者を多数雇用している事業所に対し、設備改良資金や通勤対策に係る助成を行います。

４．第３期障がい福祉計画における数値目標

（１）数値目標

①　施設入所者の地域生活への移行

施設から地域生活への移行を円滑に進めるためには、その受け皿となる居住の場を確保する必要があります。

そのため、これまで以上に、グループホーム、ケアホームなど、民間活力を活用した施設の確保の充実を図ります。

また、地域生活へ移行した障がい者には日中活動の場も必要です。本人の適性や能力に応じた日中活動系サービスの情報提供や地域における交流の場となる地域活動支援センターの活用を働きかけます。

また、障がい者の地域での安心できる生活、交流の場の確保として、ボランティア活動を育成し、障がい者が参加しやすい地域交流の仕組みの確立を図ります。

〈地域生活とは〉

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域住民とともに支え合いながら暮らすことを考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

施設入所者の地域生活への移行

区　　分	数　値	備　　考
平成17年10月1日の施設入所者数	98人	第1期障がい福祉計画作成時点の施設入所者数
[目標値] 平成２６年度末の地域生活移行者数	３０人	平成17年10月1日の施設入所者数のうち30%以上の人がグループホーム等の地域生活へ移行することを目標とする。※1
[目標値] 平成２６年度末の施設入所者減少見込数	18人	平成17年10月1日の施設入所者数から18%以上減少することを目標とする。※2

※1：平成17年10月から平成23年9月までの地域生活移行者数は20人です。
※2：平成23年10月1日の施設入所者数は、4人増の102人です。

②　福祉施設から一般就労への移行

障がい者雇用の推進には、教育機関、福祉関係機関と労働関係機関などの連携が必要となることから、連携の仕組みづくりについて、北広島市障がい者自立支援協議会等の場を活用し、関係者の理解促進と情報の共有を図ります。

また、企業側の理解と協力が必要なことから、企業の雇用を支援する各種制度について情報の提供を行い、企業の理解を促進し、採算性の向上を支援します。

一般就労が可能と見込まれる障がい者には、就労相談支援事業や一般就労に必要な訓練、求職活動、職場定着の支援を行う就労移行支援事業の活用を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

一般就労が困難な障がい者には、能力に応じた就労の場が必要なことから、福祉的就労である就労継続支援事業の利用を図ります。特に、自立した生活を送るためには工賃水準の確保が必要であることから、就労継続支援Ａ型の利用割合を増やすとともに、市も販路の拡大等について支援します。

〈一般就労とは〉

障がいのある人の意欲や能力（適性）に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、一般企業等と雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援Ａ型の利用者となった人を除く）、在宅就労者、および自ら起業した人を一般就労としました。

福祉施設から一般就労への移行

区　　分	数　値	備　　考
平成17年度の一般就労移行者数	１人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
[目標値] 平成26年度の年間一般就労移行者数	8人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

就労移行支援事業の利用者数

区　　分	数　値	備　　考
平成26年度の福祉施設利用者数	424人	平成26年度において、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を利用している人数
[目標値] 平成26年度の就労移行支援事業利用者数	29人	平成26年度において、就労移行支援を利用している人数

就労継続支援（Ａ型）事業の利用者数

区　　分	数　値	備　　考
平成26年度の就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）利用者数	157人	平成26年度において、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）を利用している人数
[目標値] 平成26年度の就労継続支援（Ａ型）利用者数	19人	平成26年度において、就労継続支援（Ａ型）を利用している人数

③　障がい福祉サービスの充実と提供体制の確保

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい者の意向や生活状態に応じて様々なサービスが必要となることから、希望するサービスの提供体制の確保と、事業所や施設の充実に努めます。

訪問系サービス　　単位：人、（　）は時間／月

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	87 （2，838）	93 （3，034）	99 （3，230）
重度訪問介護	0 （0）	0 （0）	0 （0）
同行援護	6 （94）	7 （109）	7 （109）
行動援護	11 （206）	12 （224）	13 （243）
重度障害者等包括支援	0 （0）	0 （0）	0 （0）
訪問系合計	104 （3，138）	112 （3，367）	119 （3，582）

日中活動系サービス　　単位：人、（　）は人日／月

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	3	3	3
生活介護	199 （4，378）	212 （4，664）	225 （4，950）
自立訓練（機能訓練）	14 （308）	14 （308）	13 （286）
自立訓練（生活訓練）	0 （0）	0 （0）	0 （0）
就労移行支援	32 （704）	29 （638）	29 （638）
就労継続支援（A型）	17 （374）	18 （396）	19 （418）
就労継続支援（B型）	122 （2，684）	129 （2，838）	138 （3，036）
短期入所	29 （290）	31 （310）	33 （330）
日中活動系合計	416 （8，738）	436 （9，154）	460 （9，658）

居住系サービス　　単位：人

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	54	66	78
施設入所支援	94	87	80
居住系合計	148	153	158

相談支援　　単位：人

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	39	60	88
地域移行支援	8	9	9
地域定着支援	1	2	3

④　地域生活支援事業の充実と提供体制の確保

障がい福祉サービスと同様に、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい者の意向や生活状態に応じて様々な地域生活支援事業のサービスが必要となることから、希望するサービスの提供体制の確保と、事業所や施設の充実に努めます。

地域生活支援事業

事　業　名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 相談支援事業　（箇所数・実施の有無）			
① 相談支援事業			
ア 障害者相談支援事業	2	2	2
イ 地域自立支援協議会	実施	実施	実施
② 市町村相談支援事業機能強化事業	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
④ 成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施
(2) コミュニケーション支援事業			
① 手話通訳者設置人数　（人）	1	1	1
② 手話・要約筆記利用者数　（人／年）	23	25	28
(3) 日常生活用具給付等事業　（件／年）			
① 介護・訓練支援用具	7	7	7
② 自立生活支援用具	45	45	45
③ 在宅療養等支援用具	11	11	11
④ 情報・意志疎通支援用具	10	10	10
⑤ 排泄管理支援用具	1，270	1，325	1，383
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修）	4	4	4
(4) 移動支援事業			
① 実利用者数　（人／年）	135	143	152
② 延べ利用時間数　（時間／年）	8，816	9，338	9，926
(5) 地域活動支援センター			
① 実施箇所数　（箇所数）	4	4	4
② 実利用者数　（人／年）	48	52	55
(6) 日中一時支援事業			
① 実施箇所数　（箇所数）	16	17	18
② 実利用者数　（人／年）	78	84	91
(7) 奉仕員養成研修事業（養成研修受講者数）			
① 手話奉仕員　（人／年）	31	33	35
② 要約筆記奉仕員　（人／年）	12	12	12
③ 点訳奉仕員　（人／年）	3	3	3
④ 朗読奉仕員　（人／年）	10	10	10

第４章　計画の推進に向けて

本計画の推進に向けて、以下の事項を踏まえた対応を図ることとします。

① ノーマライゼーションの理念の一層の普及と障がい者の権利、尊厳の確保

障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送ることのできる地域づくりを進めるためには、今後とも市民の理解と協力が不可欠です。

そのためには、ノーマライゼーションの理念や障がい者福祉等に関する法律、制度について、今後とも広く普及、啓発していくことが必要です。

特に、障がい者の人格と尊厳の尊重は、障がい者の基本的な権利であり、ノーマライゼーションの理念等の普及活動を積極的に行い、誰もがお互いを認めあう社会づくり、市民誰もが誇りを持ち、助け合って暮らす地域社会づくりを推進します。

② 多様な主体の連携による隙間のない福祉の体制づくり

障がい者の地域生活を支える福祉サービスは、順次拡充されてきていますが、障がい者の日常生活や地域生活における障がい者や家族のニーズの多様化が進んでおり、多様な主体の連携による隙間のないサービスの提供が必要です。

今後は、事業者や行政等では対応が困難な隙間部分の支援体制の確保が必要であることから、市民、ボランティア団体等の積極的な参画を求めるとともに、国や北海道など関係機関に対しても、制度的・財源的な拡充を要請していきます。

また、障がい者本人の同意を得たうえで、福祉活動主体が個人情報を利用することについて、その諾否や確実な利用方法など、障がい者の理解を得るよう努めます。

③ 障がい者本位の福祉サービスの提供

障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会活動を送るためには、障がい者本位の適切な福祉サービスを提供していくことが必要です。

このため、障がい者福祉に係る計画策定や施策の展開において、障がい者や家族の意見の把握を行い、その意見について施策への反映を推進する必要があります。

今後は、計画策定や計画の進行管理などの分野についても、障がい者等の一層の参画を推進します。

④ ライフサイクルに応じた支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども（発達障がい児を含む）に対しては、「気になる」という段階からの早期発見・早期対応をより一層進め、身近な地域で家族を含めて適切な支援を行う必要があります。また、発達的観点やノーマライゼーションの理念からは、障がいのない子どもとできるだけ共に過ごすことが重要です。

学齢期には、教育施策はもちろん、放課後や長期休みの支援が、成人期には、就労支援や生活支援が必要となります。障がい者が地域で暮らしていくためには、これらが一体となって行われることが必要です。

このことから、乳幼児期から学齢期、成人期などライフサイクルに応じた支援や、サイクルの移行時期に必要な支援について、関係機関との連携を強化するとともに、北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、支援の充実に努めます。

⑤重症心身障がい児（者）の医療や社会資源の確保

在宅で暮らす重症心身障がい児（者）は、常時介護が必要な状態であり、介護を担う家族の負担も大きくなっています。このことから、家族のレスパイト、緊急時における社会資源の整備が必要です。

また、重症心身障がい児（者）のうち日常的に医療的ケアを必要とする障がい児（者）は、日中活動への参加が難しいことから、地域の医療機関等との連携を図り、医療的ケア支援事業等の推進に努めます。

⑥ 相談支援体制の充実

障がい者が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する相談支援体制を充実することが必要です。相談支援の事例から明らかになった課題に適切に対応できる相談支援体制の構築に努めます。

⑦ 連携、協働による就労支援の推進

障がい者が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて、働くことのできる支援体制づくりを進めことはもとより、企業や関係機関が連携し、障がい者の就労に対する理解を深め、社会全体で支援することが重要です。

障がい者の一般就労や福祉的就労を総合的に支援するため、市内外の企業や関係機関との連携・協働による支援体制づくり推進します。

⑧ 共生型事業の展開

相談支援体制の構築やサービス基盤の整備を進めるにあたっては、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなどに一体的に福祉サービスを提供する事業をいう。）の活用を検討します。

⑨ 財政基盤の確立

障がい者福祉計画、障がい福祉計画の推進に伴う財源については、障がい者の意向、民間福祉事業者の事業展開を見据えつつ、国、北海道とも連携し適切な確保を図ります。

また、行政的に優先的に取り組む施策については、市の財政状況を勘案しつつ、優先順位を明確化し、着実な展開を推進します。

⑩ 達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画は、国の基本的な指針（厚生労働省告示）により、3年を一期として作成することから、第3期の障がい福祉計画は、平成23年度中に、平成24年度から同26年度までを期間として策定しました。

今後各年度において、サービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について点検、評価し、この結果に基づき、必要な対策を行います。

⑪ 北広島市障がい者自立支援協議会の活用

障がい者等の福祉、医療、教育、雇用関係者および関係機関など、障がい者の地域生活に必要な専門的知識を持った委員から構成される北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実強化、就労支援の強化を図るとともに、障がい者の地域生活における課題の整理、解決に向けた取組みに努めます。

⑫ 北広島市保健福祉計画検討委員会の活用

計画の推進にあたっては、北広島市保健福祉計画検討委員会において、障がい福祉サービスの利用状況、地域生活の状況、就労の状況など計画の進捗状況について点検・評価し、多様化する福祉ニーズへの対応を図ります。

また、「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用し、構成員が抱える具体的な事例や地域の課題を持ち寄り、全員が情報を共有することにより課題解決に努めます。